

平成 26 年度
包括外部監査結果報告書

「農林水産行政に関する財務事務の執行
及び事業の管理について」

平成 27 年 3 月
熊本県包括外部監査人
星野誠之

目 次

第Ⅰ章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 監査対象部局及び事業	1
5. 外部監査の着眼点	7
(1) 事業の実施状況	7
(2) 事業実施後のモニタリング及び効果測定の実施状況	8
6. 主な監査手続	8
7. 監査実施期間	8
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格	8
9. 利害関係	9
第Ⅱ章 日本における農林水産行政の現状	10
1. 日本の農業の歴史	10
2. 日本の農業の現状	11
3. 日本の農業の問題点	12
第Ⅲ章 熊本県における農林水産行政の概要	15
1. 熊本県の農業の現状	15
2. 熊本県農林水産部の概要	17
3. 「幸せ実感くまもと4カ年戦略」について	22
第Ⅳ章 監査の結果（総論）	25
1. 事業実施後のモニタリングの必要性について	25
2. 補助金方式に代わる基金創設による出資方式の検討について	26
3. 事業評価の必要性	28
4. 中長期計画の立案の必要性	33
5. 補助事業の消費税に関する調査の必要性について	33
第Ⅴ章 監査の結果（各論）	36

第 I 章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件

農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について

3. 特定の事件を選定した理由

熊本県は全国でも有数の農業県であり、平成 24 年度農業産出額(都道府県別)は、3,245 億円で全国 5 位となっている(農林水産省 平成 24 年農林水産統計より)。

熊本県では平成 23 年 3 月に本県の農業・農村の目指すべき方向性と、今後 5 年間の具体的施策を示した「熊本県食料・農業・農村計画」を策定している。また平成 26 年度当初予算においても、農林水産業費は 63,710 百万円と全体の 8.7%を占める支出予算が組み込まれ、数多くの補助事業、貸付事業、委託事業が実施されており、熊本県において農林水産業に関する事業は重要な施策となっている。

また、全国的には T P P (環太平洋戦略的経済連携協定)による輸入農作物の関税撤廃が検討されており、今後国内の農業がどのようにして生き残っていくかが重要な問題となっており、熊本県の農業においても同様の状況である。

このように熊本県の将来に重要な影響を与える農林水産業について、農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について特に注目し、その監査を実施することは意義のあることだと判断し、本テーマを選定した。

4. 監査対象部局及び事業

平成 25 年度に実施された事業のうち、予算額が 10,000 千円を超える以下の事業について監査を実施した。

農業関係 □：国庫事業、○：県単事業、△：雇用対策事業(緊急雇用創出)、新：新規事業

局名	課名	事業名	国庫事業	県単事業	雇用対策	新規事業	予算 (現計)
農林水産政策課 農業研究センター		くまもと農業を拓く研究開発事業		○			172,947
		安全な農産物の生産技術高度化事業		○			12,576
団体支援課		農業近代化資金等助成費		○			88,745
		農業経営負担軽減支援資金助成費		○			23,934
		林業振興資金					1,436,000
		林業・木材産業改善資金					314,392

		沿岸漁業改善資金 等		○			556,054	
		漁業信用保証制度円滑化緊急対策事業		○		新	25,652	
		赤潮特約掛金補助事業		○			15,920	
経営局	農地・農業振興課	農地集積加速化事業	□	○			232,803	
		農業委員会等振興助成費	□	○			199,990	
		農地流動化推進事業	□	○			32,228	
		みんなで取り組む耕作放棄地活用事業		○			17,364	
		耕作放棄地解消緊急対策事業		○			14,759	
	担い手・企業参入支援課	青年就農給付金事業	□					800,886
		経営体育成支援事業	□				新	930,106
		6次産業化推進・加工施設整備支援事業		○			新	103,000
		担い手育成緊急支援事業		○				68,452
		農業参入企業支援強化事業		○	△		新	53,163
		地域で育てる新農業人育成総合推進事業		○				27,100
		がんばる農業人集結育成事業		○			新	32,291
		くまもと農業経営塾		○				15,587
		くまもと農業アカデミー		○	△			13,893
	流通企画課	農林水産物等アジアマーケット開拓事業		○				29,546
		県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事業		○				23,170
		くまもとの6次産業化総合対策事業		○				748,501
		くまもとの地産地消総合対策事業		○				13,496
		多彩で特徴あるくまもとの農林水産物販売拡大事業		○				10,991
		くまもとの宝トップセールス事業		○				10,930
	むらづくり課	中山間地域等直接支払事業	□					1,923,457
		農地・水保全管理支払事業	□					703,008
		みどりの田園文化圏創造推進事業		○			新	57,706
地域づくり”チャレンジ”推進事業(うち「地域コミュニティ維持の取組み」支援事業)			○				10,000	
県営中山間地域総合整備事業		□					2,349,762	
地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業		□	○				289,762	

		環境保全型農業直接支払事業	□				32,391
		中山間ふるさと・水と土保全対策事業費		○			20,936
生産局	農業技術課	くまもとグリーン農業総合推進事業		○			33,625
		協同農業普及事業（うち普及職員活動費）	□				16,503
		地域づくり”チャレンジ”推進事業（うち農業の地域資源（宝）活用の取組み）		○			11,746
	農産課	生産総合事業（強い農業づくり交付金等）	□				12,516,376
		経営所得安定対策推進事業	□				206,304
		くまもとの米粉総合推進事業	□	○	△		77,454
		くまもと豊表価格安定対策事業		○			123,617
		県産米粉パン地産地消促進事業		○			65,550
		くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業（農産）	□	○			24,000
		熊本土地利用型農業緊急支援事業		○			56,686
		いぐさ・豊表生産体制強化緊急対策事業		○			17,004
		球磨焼酎等ブランド確立推進事業		○			34,265
		新需給システム推進事業		○			39,577
		水田新産地形成事業		○			38,630
		熊本型産地再編販売力強化事業		○			37,000
		くまもとの米・麦・大豆魅力発信・競争力強化事業		○			25,796
		くまもと豊表復興支援事業		○			18,782
		地域特産物産地づくり支援対策事業		○			18,714
		ひのみどり産地強化対策事業		○			12,564
		園芸課	くまもと稼げる園芸産地育成対策事業		○		
	施設園芸緊急再生対策事業			○			97,194
	熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業			○			38,000
	園芸生産総合推進事業			○			18,123
	野菜価格安定対策事業			○			13,602
	畜産課	畜産総合対策事業	□	○			8,780
		阿蘇あか牛草原再生事業		○			46,740

		家畜改良増殖対策事業		○			39,022
		くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業(畜産)		○			21,598
		循環型耕畜連携体制強化事業(環境保全型農業総合支援事業)		○			12,873
		「くまもとの牛」首都圏市場開拓支援事業		○			10,388
農村振興局	農村計画課	土地改良施設維持管理強化事業	□				179,568
		農業農村整備推進交付金		○			182,826
		農業農村整備調査計画費		○			157,300
		県営土地改良調査計画費	□	○			2,337,600
		基幹水利施設応急対策事業		○			20,000
		団体営土地改良調査計画費	□				10,250
	農地整備課	農地防災事業費	□				2,511,497
		海岸保全事業	□				2,395,352
		農地保全事業費	□				627,600
		農道整備事業費	□				1,680,406
		県営経営体育成基盤整備事業	□				3,332,947
		県営かんがい排水事業費	□				1,962,783
		農業基盤整備促進事業	□				2,900,360
		県営畑地帯総合整備事業	□				1,039,770
		団体営農業農村整備事業	□			新	7,547,630
		農業経営高度化支援事業	□				70,975
技術管理課	企業参入促進支援農地情報図整備事業		○			10,000	

林業関係

局名	課名	事業名	国庫事業	県単事業	雇用対策	新規事業	予算(現計)
森林局	森林整備課	森林環境保全整備事業	□				4,290,100
		林業公社事業		○			519,471
		針広混交林化促進事業		○			318,000
		県有林整備事業	□	○			328,231
		間伐等森林整備促進対策事業	□				478,165
		森林整備地域活動支援交付金事業	□				107,299
		森林経営計画実行促進事業		○			新

	持続的な森林経営の確立総合対策事業	<input type="checkbox"/>			新	37,703	
	森林境界明確化事業	<input type="checkbox"/>				36,064	
	県有林立木処分事業		<input type="radio"/>			66,167	
	森林計画樹立費	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>			40,940	
	シカ等森林被害防止対策事業		<input type="radio"/>			24,141	
	くまもと未来の森林植林加速化緊急事業		<input type="radio"/>			27,615	
	林建連携路網整備促進事業		<input type="radio"/>		新	14,400	
	森林保険事務取扱費	<input type="checkbox"/>				22,600	
	県有林管理事業		<input type="radio"/>			21,719	
	森林地図情報システム管理事業		<input type="radio"/>			19,624	
	森林病虫害等防除事業	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>			12,647	
	低コスト林業実践事業	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>			17,066	
	林業振興課	県営林道事業	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>			2,538,369
		間伐等森林整備促進対策事業 (林業専用道整備)	<input type="checkbox"/>				1,865,226
		緑の産業再生プロジェクト促進事業	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>			5,500,103
		大規模林業圏開発推進事業	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>			304,539
		市町村営林道事業	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>			453,302
		森を育てる間伐材利用推進事業		<input type="radio"/>			114,545
		林業・木材産業振興施設等整備事業	<input type="checkbox"/>				109,228
		県産木材利用開発促進事業	<input type="checkbox"/>			新	96,400
		林業・建設業等連携推進事業	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		新	52,869
		くまもと地産地消の家づくり推進事業		<input type="radio"/>			36,384
		緑の雇用担い手対策支援事業	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>			18,444
		くまもと緑の新規就業促進対策事業	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		新	22,050
		乾燥材供給体制緊急整備事業		<input type="radio"/>			32,488
		木質バイオマス等エネルギー対策事業		<input type="radio"/>			23,272
		林建連携林業機械導入支援事業		<input type="radio"/>		新	7,225
		くまもとの木と親しむ環境推進事業		<input type="radio"/>			17,500
豊かな森林づくり人材育成事業		<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>			16,141	

森林保全課	くまもと森林施業プランナー育成推進事業	□	○		新	15,920
	特用林産物施設化推進事業		○			3,059
	治山事業	□				7,510,959
	治山激甚災害対策特別緊急事業	□				1,392,302
	治山施設災害復旧事業(過年治山災害復旧)	□				186,195
	保安林整備事業費	□				372,494
	緊急治山事業	□				2,627,596
	単県治山事業		○			162,783
	水とみどりの森づくり推進事業		○			38,650
	治山施設災害復旧事業(現年治山災害復旧)	□				671,184
	みどり空間管理事業		○			23,758
	保安林整備管理事業費(委託・補助)	□	○			15,102
	水とみどりの森づくり普及促進事業		○			17,229

水産業関係

局名	課名	事業名	国庫事業	県単事業	雇用対策	新規事業	予算 (現計)
水産局	水産振興課	みんなで育てる豊かな海づくり事業	○				200,737
		有明海再生調査・技術開発事業	○				127,560
		水産業改良普及事業費	○				108,026
		熊本産「クマモト・オイスター」生産流通推進事業		○		新	32,193
		水産基盤整備交付金事業(共同利用施設整備分)		○		新	17,100
		漁業無線指導事業費		○			14,645
	漁港漁場整備課	水産生産基盤整備事業	○				1,851,177
		水産流通基盤整備事業	○				1,083,976
		水産環境整備事業	○				1,133,634
		漁村再生交付金事業費	○				714,065
		水産基盤ストックマネジメント事業費	○				806,165
		漁業集落環境整備事業費	○				149,786
		地域水産物供給基盤整備事業費	○				165,625

	⑧ 貸付事業の効果測定の適正性 ⑨ その他（ ）
委託事業	① 委託事業に関する事務手続の法令・要綱への準拠性（選定、契約） ② 委託事業の選定方法の妥当性（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等） ③ 実績報告の妥当性 ④ 実績確認、受託事業者への指導・監督の適正性 ⑤ 委託事業の効果測定 of 適正性 ⑥ その他（ ）
その他	

(2) 事業実施後のモニタリング及び効果測定の実施状況

事業によっては、事業実施後一定期間制約が課されるものや、一定の事象が生じた場合報告義務が課されるものがある。このような事業について、熊本県として十分なモニタリングがなされているか確認を実施した。

また、一定の効果を期待して事業を実施しているものの、その後十分な効果測定がなされているか、確認を実施した。

6. 主な監査手続

- (1) 入手資料等による事業の概況把握及び分析
- (2) 法令、条例、要項等の閲覧
- (3) 契約書、決済書類等の閲覧、準拠状況の検証
- (4) 担当課、担当者への質問、意見聴取
- (5) 事業実施者からの実績報告内容の検討
- (6) 広域本部及び地域振興局への現地調査

7. 監査実施期間

平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格

職 務	氏 名	資 格
包括外部監査人	星 野 誠 之	公認会計士
補 助 者	樋 口 信 夫	公認会計士
	飯 村 光 敏	公認会計士
	入 江 佳 隆	公認会計士
	本 吉 幸 雄	公認会計士
	平 井 孝 道	公認会計士試験合格者

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 本報告書の記載金額は、端数処理の関係で合計欄の金額と内訳の合計額が一致しない場合がある。

第Ⅱ章 日本における農林水産行政の現状

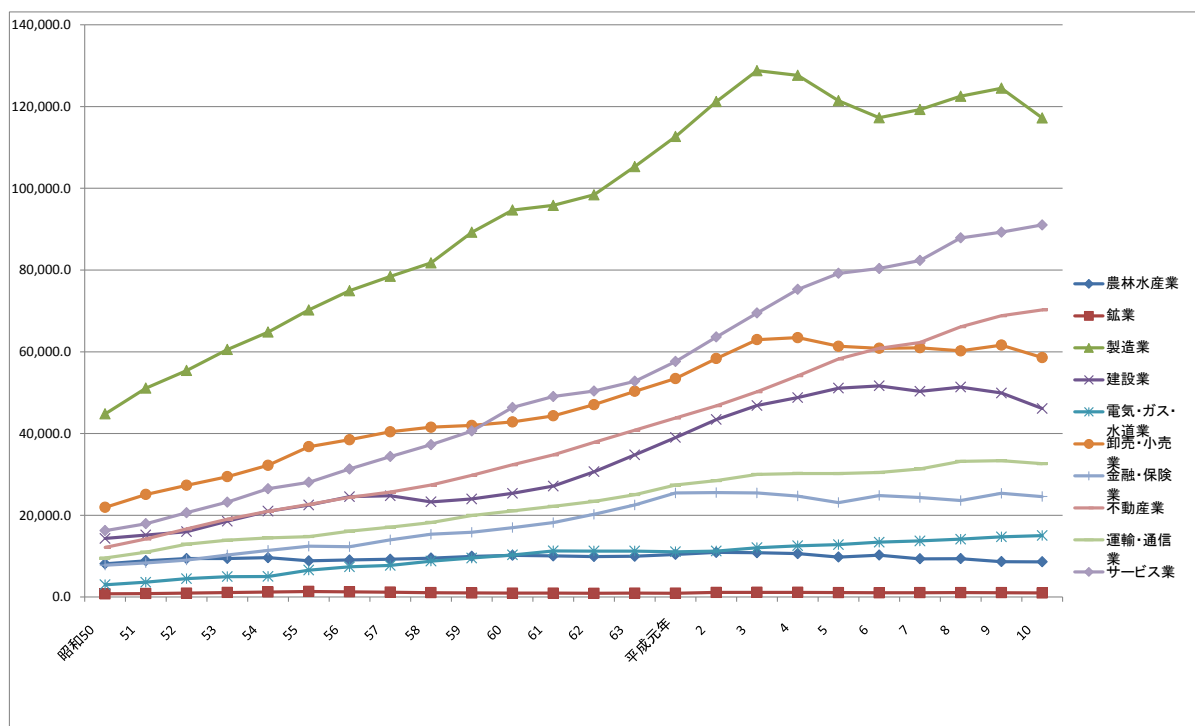
1. 日本の農業の歴史

明治時代以前の日本は稲作中心の産業であり、稲の豊凶が日本経済に大きな影響を与えていた。しかし、明治以降は「富国強兵」「殖産興業」政策によって、軽工業を中心に工業化・近代化が進み、二度の世界大戦以後は工業に重点が置かれるようになってきた。

一方第二次世界大戦以後の農業分野は、GHQによる農地改革が実施され、農地は政府が強制的に安値で買い上げ、農地を借りて耕作していた小作人に売り渡された。この結果、土地の所有者が大幅に増加し、耕地も細分化される結果となり、日本の農業は機械の稼働率が低く兼業農家が多くを占めるといった特徴をもつこととなった。

また、都市化優先政策と食糧制度温存による米優先農政により、日本農業は国際競争力が低下したといわれている。

経済活動別国内総生産（産業大分類別）（総務省統計局データより作成）



1947年 - GHQが農地改革を実施。

1970年 - コメ余りが表面化し、減反政策が始まる。

1988年 - 牛肉とオレンジについて、輸入割当制から一般関税制度に移行（自由化）。

1993年 - ウルグアイ・ラウンド農業合意にて、米の関税化回避の代償にミニマム・アクセス制度を受諾。

1999年 - 米輸入が自由化（関税化）される。

2009年 - 農地法が改正され、農地耕作者主義を廃止。

旧来の日本の農業は、関税や補助金による保護や農作物の価格保証によって、国の農業政策に沿う穀物を生産するだけで一定の安定経営が保証された。しかしこのような農業政策撤廃を迫る国際的圧力が強まり、日本のWTOの加盟による農産物の貿易自由化などから、これらの保護は徐々に減り、日本の農業も国際市場における穀物価格の動向に直接影響を受けるようになってきている。

2. 日本の農業の現状

農林水産省の公表している資料によれば、日本の農業の現状は以下のようなものである。

(1) 農業総産出額

平成25年度の農業総産出額は8兆4,668億円で、前年に比べ0.7%減少している。これは、野菜、果実及び畜産の各部門で産出額が増加したものの、米の産出額が減少したことによる。我が国の農業総産出額は、昭和59年には11兆7千億円に達していたが、その後は、多少の増減がみられるものの、減少傾向で推移している。その変化をみると、平成2年から平成12年における減少額（2兆3,632億円）が最も大きく、この期間における減少要因を価格要因と生産要因に分けてみると、価格要因が73%を占めており、価格の下落が農業総産出額の減少に大きく影響したと考えられる。また、平成12年から平成23年の期間における農業総産出額の減少は、生産要因が92%を占めており、近年は生産量の減少が農業総産出額の減少に大きく影響していると考えられている。

主要部門別に構成割合をみると、畜産計は2兆7,092億円で農業総産出額の32.0%を占めており、次いで、野菜が2兆2,533億円で同26.6%、米が1兆7,807億円で同21.0%と、かつて日本の主要農産物であった米は国民の食生活の変化に伴い順位を下げている。

表1 農業総産出額（平成25年）

区 分	産 出 額		対 前 年 増 減 率
	実 額	構成比	
	億円	%	%
農業総産出額	84,668	100.0	△ 0.7
うち 耕 種 計	57,031	67.4	△ 3.0
うち 米	17,807	21.0	△ 12.2
野 菜	22,533	26.6	2.9
果 実	7,588	9.0	1.6
畜 産 計	27,092	32.0	4.7
うち 肉用牛	5,189	6.1	3.1
乳用牛	7,780	9.2	0.4
豚	5,746	6.8	7.1
鶏	7,842	9.3	8.3

注：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵、ブロイラーを含む。

一般的に日本の農業には以下のような問題点が指摘されている。

- (1) 農地の小口分散
- (2) 担い手不足による農業従事者の高齢化
- (3) 耕作放棄地の拡大
- (4) 食糧自給率の低さ

このような問題点を克服するために、政府は平成 25 年 12 月に農林水産業・地域の活力創造本部を創設し、今後の日本の農業政策について新たな取組みを開始した。

<農林水産業・地域の活力創造プラン>

I はじめに

我が国の農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増している。農業生産額が大きく減少する中で、基幹的農業従事者の平均年齢は、現在、66 歳となっている。耕作放棄地は、この 20 年間で 2 倍に増え、今や滋賀県全体と同じ規模になっている。

これを克服し、本来の活力を取り戻すことは待ったなしの課題である。こうした課題の解決に向けては、政府一体となった包括的な検討が必要であることから、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、関係府省が連携し、内閣をあげて取り組むとの方針の下、幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討することを目的として、農林水産業・地域の活力創造本部を設置した。

(中略)

II 基本的考え方

我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに地域の経済を支えており、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される和食、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源などすばらしい潜在力を有している。

世界の食市場の拡大、高齢化等に伴う新たな国内ニーズ、平成の農地改革による多様な主体の農業への参入など、農山漁村には新たな風が吹きつつあることから、これらの機会をとらまえ、その潜在力を活かし、次のような施策を大胆に展開していく。

(中略)

これらの産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し、①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、

経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進める。この4つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げる。これが第2次安倍内閣の農林水産行政の方針である。

(中略)

Ⅲ. 政策の展開方向

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
2. 6次産業化等の推進
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農山漁村の活性化
6. 林業の成長産業化
7. 水産日本の復活
8. 東日本大震災からの復旧・復興
9. 農業の成長産業化に向けた農協の役割

Ⅳ 今後の進め方

1. 食料・農業・農村基本計画の見直し
2. 規制改革への取組
3. 産業競争力会議における取組
4. 本プランの改訂及びフォローアップ

(内閣官房内閣広報室ホームページより)

注：下線は監査人が追記したものである。

また、農林水産省においても、生産現場の潜在力を引き出し、その活性化を図り、農林水産業の中期的展望を切り開く観点から、平成25年1月に農林水産大臣を本部長とする「攻めの農林水産業推進本部」が設置されている。

第三章 熊本県における農林水産行政の概要

1. 熊本県の農業の現状

熊本県は、世界最大級のカルデラを有する阿蘇に囲まれ、また西は有明海及び八代海に面している。また、阿蘇山、九州山地に源を発する菊池川、球磨川などの一級河川や豊富な地下水など水資源にも恵まれており、農林水産業に対して好条件に恵まれている。

J Aグループ熊本の公表している資料によれば、熊本県は三方を山に囲まれているため、天草地方を除き全体的に内陸性気候であり、年平均気温は熊本市で 17℃前後、阿蘇地方は 10℃前後となっている。また、年間降水量は平地で約 2,000mm、山地で約 3,000mm となっている。

区分	単位	全国	九州	熊本県	全国に占める割合		
					順位	割合	
農家戸数 (22 年)	千戸	2,527.90	363.2	66.9	14	2.6%	
認定農業者数 (24 年 3 月末)	千人	237.5	49.4	10.9	3	4.6%	
基幹的農業従事者数 (22 年)	千人	2,051.40	338.5	73	7	3.6%	
耕地面積 (25 年)	千 ha	4,537.00	552.6	115.8	13	2.6%	
田面積 (25 年)	千 ha	2,465.00	321.5	70.4	12	2.9%	
畑面積 (25 年)	千 ha	2,072.00	231.2	45.3	10	2.2%	
樹園地 (25 年)	千 ha	299.5	61.3	15.8	6	5.3%	
牧草地 (25 年)	千 ha	611.1	14.6	6.9	4	1.1%	
農業産出額 (24 年)	億円	86,104	16,601	3,245	5	3.8%	
生産農業所得 (24 年)	億円	29,771	5,177	1,134	4	3.8%	
主要農産物の生産量 (平成 24 年度)	いぐさ	千 t	10.6	10.6	10.4	1	対主産県比 98.1%
	不知火 (デコボン) (23 年)	千 t	48.9	—	19.9	1	40.7%
	宿根カスミソウ	千本	59,400	—	23,700	1	39.9%
	なつみかん (23 年)	千 t	37.4	—	9.7	1	25.9%
	すいか	千 t	370.3	—	55.5	1	15.0%
	トマト	千 t	722.4	172.4	104.3	1	14.4%
	くり	千 t	20.9	—	3.1	2	14.8%
	葉たばこ	千 t	19.7	8.3	2.9	1	14.7%
	トルコギキョウ	千本	101,900	—	10,600	2	10.4%
	なす	千 t	327.4	65.0	30.6	2	9.3%
	メロン	千 t	176.3	—	26.5	3	15.0%
	いちご	千 t	163.2	—	12.1	3	7.4%
	うんしゅうみかん	千 t	846.3	—	84.4	4	10.0%
	肉用牛 (25 年)	千頭	2,642.0	946.4	134.9	4	5.1%
	うち褐毛和種 (あか牛)	千頭	21.7	15.6	15.0	1	69.1%
	乳用牛 (25 年)	千頭	1423.0	120.2	44.8	4	3.1%
	カリフラワー	千 t	21.8	—	1.3	5	6.0%
	アスパラガス	千 t	28.6	—	1.9	5	6.6%
	さやえんどう	千 t	25.8	—	0.8	6	3.1%
	しょうが	千 t	54.6	—	6.9	2	12.6%
かんしょ	千 t	875.9	—	25.7	6	2.9%	
水稲 (25 年)	千 t	8603.0	895.7	192.8	15	2.2%	

(資料) 熊本県発行の「くまもとの農業 2014」

平成 24 年度の農業産出額は 3,245 億円で、前年(3,113 億円)に比べ 132 億円(4.2%)増加し、全国第 5 位となっている。

農家戸数については、熊本県においても例外なく減少傾向にあり、平成 22 年には平成 17 年より 7,300 戸減少し、66,900 戸となっている。新規就農者数については、平成 25 年度は 337 人と、前年を 57 人上回った。また、農業法人への就職就農や農業参入企業の雇用は増加傾向にあり、新規就農の形態は多様化しているようである。

熊本県は全国でも屈指の農業県であり、多くの農産物で生産量の上位を占めている。熊本県としても農業施策に重点を置いており、農林水産部の予算は 63,710 百万円と、熊本県の一般会計当初予算の 8.7%を占めている(平成 26 年度当初予算)。沖縄県を除く九州各県及び平成 25 年度農業産出額上位 3 県における、平成 26 年度一般会計当初予算における農林水産関係の予算額及び構成比は以下のとおりである。

(各自治体及び農林水産省 公表資料より作成)

	平成 26 年度一般会計当初予算額	構成比	平成 25 年度農業産出額の県別順位
福岡県	594 億円	3.6%	14 位
佐賀県	329 億円	7.6%	25 位
長崎県	483 億円	7.0%	22 位
大分県	543 億円	9.2%	24 位
熊本県	637 億円	8.7%	5 位
宮崎県	577 億円	10.1%	7 位
鹿児島県	734 億円	9.3%	4 位
北海道	1,054 億円	3.9%	1 位
茨城県	502 億円	4.6%	2 位
千葉県	426 億円	2.6%	3 位

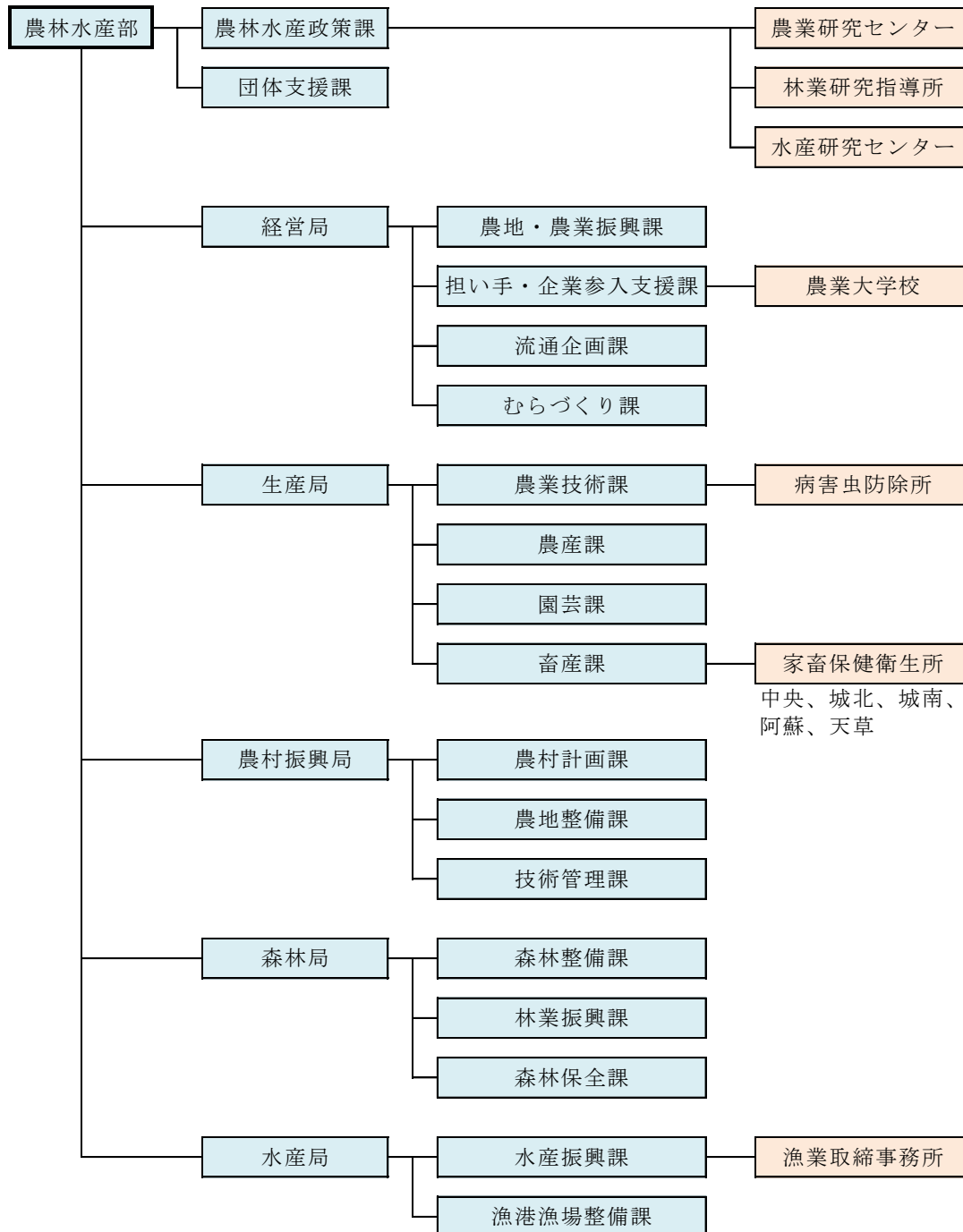
(コメント) 農業産出額の上位に位置する熊本県、宮崎県、鹿児島県の 3 県について、農林水産関係の予算額が多く、構成比も高くなっている。しかし、農業産出額の上位を占める北海道、茨城県、千葉県は、農林水産関係予算の予算の構成比が低いことは特徴的である。

上記表からもわかるとおり、熊本県において農林水産業は非常に重要な産業であり、特に農業は熊本県としても重点を置くべき課題と認識しているようである。

2. 熊本県農林水産部の概要

熊本県農林水産部の組織は以下のようになっている。

農林水産部 組織図



また、各課の業務内容は以下のようになっている。

局	課	庁外拠点	業務内容
農林水産政策課			<ul style="list-style-type: none"> ■政策班 ・農業、林業及び水産業施策の企画調整、推進に関する事務 ・水とみどりの森づくりの推進に関する事務
		農業研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・県農業計画の実現に向けて、くまもと農業の生産基礎となるオリジナル品種や新技術を開発するための試験研究を実施
		林業研究指導所	<ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者をはじめ、森林・林業・木材産業界や行政に必要な研究・技術開発を行い、またそれらの技術情報の集積や発信を通じて、林業の振興や森林の保全等の持続的な社会の構築に寄与することを目的とする。 ・森林の造成や維持管理、シカ被害防止、スギ等成熟しつつある森林資源の加工・利用などに関する研究を行っており、また、研究成果の関係者への普及や、林業従事者のための林業機械の研修や林業相談などを実施している。
		水産研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究の効率的推進及び研究環境の整備 ・水産資源を安定的に利用するための調査研究 ・養殖業の生産安定や高度化のための研究 ・浅海干潟の維持保全等に関する調査研究 ・水産物の安全安心及び利用加工に関する研究及び指導
団体支援課			<ul style="list-style-type: none"> ・農協、森林組合、漁協等の指導に関する事務 ・農林水産業の資金貸付に関する事務 ・農業共済組合、漁業共済組合の指導・監督に関する事務 ・農協、森林組合、漁協等の検査に関する事務
経営局	農地・農業振興課		<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用集積・耕作放棄地対策 ・農地法・農振法
	担い手・企業参入支援課		<ul style="list-style-type: none"> ■担い手支援班 ・農業の担い手育成に関する事務 ・農業経営の改善に関する事務 ・女性農業者及び高齢農業者に関する事務 ■就農支援班 ・新規就農に関する事務 ・青年農業者の育成に関する事務 ■企業参入支援班 ・農業への企業参入に関する事務
		農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者の育成 ・研修の実施
	流通企画課		<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の流通対策の企画及び調整に関すること（林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。）。 ・農林水産物の販路拡大に係る計画の策定及び農林水産物の宣伝に関すること（林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。）。 ・農林水産物の流通体系の整備に係る計画の策定及び推進に関すること（林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。）。 ・農林水産物の加工に関すること（林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。）。 ・その他農林水産物の流通対策に関すること（林業振興課及び水産振興課が所管するものを除く。）。 ・地産地消の推進に関すること。 ・農商工連携に関すること。 ・卸売市場に関すること。 ・卸売市場審議会に関すること。

	むらづくり課		<ul style="list-style-type: none"> ■里モン・農業遺産推進班 ・くまもと里モンプロジェクト ・美しい農村景観保全活用事業 ・都市農村交流対策事業 ・農山漁村活性化促進事業 ・「農山漁村の夢プラン」作成支援事業 ・中山間ふるさと・水と土保全対策事業 ・くまもと農人プロジェクト ・「農山漁村でCSR」支援事業 ・世界農業遺産（GIAHS） ■むらづくり推進班 ・環境保全型農業直接支払事業 ・経営構造対策運営管理事業 ・中山間地域等直接支払事業 ・鳥獣被害対策事業 ・ジビエ利活用緊急促進事業 ・ふるさとの食継承活用推進事業 ■農山漁村支援班 ・多面的機能支払事業 <ul style="list-style-type: none"> 農地維持支払 資源向上支払（共同活動） 資源向上支払（長寿命化） ・中山間地域総合整備事業
生産局	農業技術課		<ul style="list-style-type: none"> ■普及企画班 ・農業改良普及事業の推進に関する事務 ・農業気象災害防止 ・農業技術会議に関する事務 ・農業機械化指導対策に関する事務 ■植物防疫・農薬監視班 ・植物防疫に関する事務 ・農薬監視に関する事務 ・肥料に関する事務 ■グリーン農業推進班 ・くまもとグリーン農業の推進 ・環境に優しい農業技術の普及推進 ・耕畜連携による堆肥利用の促進 ■農業技術支援室 ・農業技術支援及び技術指導
		病虫害防除所	<ul style="list-style-type: none"> ・病虫害の発生予察、防除に関する指導
	農産課		<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業構造改革対策に関する事務 ・生産総合事業の総括窓口に関する事務 ・米・麦・大豆振興に関する事務 ・い業に関する事務 ・茶及び特産物の振興に関する事務
	園芸課		<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の振興に関すること ・果樹の振興に関すること ・花きの振興に関すること ・新エネルギー等利用推進に関すること

	畜産課		<ul style="list-style-type: none"> ■総務・企画班 ・畜産政策に関すること ・家畜・食肉の流通に関すること ■経営環境班 ・家畜排せつ物の適正処理・利用に関すること ・家畜・畜産物価格安定に関すること ■生産振興班 ・家畜の改良や生産振興に関すること ・畜産新技術に関すること ■衛生防疫班 ・家畜保健衛生に関すること ・家畜伝染病に関すること ■草地飼料班 ・草地開発に関すること ・自給飼料推進・流通飼料に関すること
		家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜を病気から守ること ・安全でおいしい畜産物をつくること ・家畜の生産性を高めること ・家畜衛生を普及啓発すること ・地域に調和した畜産環境をつくること
農村振興局	農村計画課		<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区等に関すること。 ・土地改良財産の管理に関すること。 ・農業農村整備に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 ・県営及び団体営の農業農村整備事業の調査計画及び新規採択に関すること。 ・国営事業対策室に関すること。 ・国営土地改良事業(以下「国営事業」という。)に係る関係機関等との調整及び国営事業の推進に関すること。 ・国営事業に係る営農計画との調整及び営農計画の推進に関すること。 ・国営事業に係る調査に関すること。 ・国営事業に伴う付帯関連事業の計画、調整及び推進に関すること。 ・農業用水の調整に関すること。
	農地整備課		<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集団化及び換地計画に関すること。 ・農業農村整備事業に係る事業用地の取得及び補償に関すること。 ・県営及び団体営の農業農村整備事業(農村計画課の分掌事務に係るものを除く。)に関すること。 ・海岸保全事業(農林水産省農村振興局所管)に関すること。 ・防衛施設周辺障害防止事業のうち農業用施設に関すること。 ・農地及び農業用施設等の災害復旧に関すること。 ・地すべり防止事業(農林水産省農村振興局所管)に関すること。 ・地籍調査に関すること。
	技術管理課		<ul style="list-style-type: none"> ・農業・森林・水産土木工事の検査に関すること。 ・農林水産部所管の各種補助事業のうち建築物の検査に関すること。 ・農業・森林土木工事の設計・積算に関すること。 ・農業・森林土木技術職員の技術指導・研修に関すること。 ・農業・森林土木事業に係る電算システムの管理・開発に関すること。 ・農業・森林土木工事の進行管理システムの管理に関すること。 ・農業・森林土木工事に係る建設副産物対策に関すること。 ・農業・森林土木工事に係る評価に関すること。 ・農業・森林土木工事に係るコストの縮減に関すること。 ・農業・森林土木工事に係る CALS/EC の推進に関すること。
森林局	森林整備課		<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備に関する事業 ・台風等森林災害による復旧事業 ・県有林管理事業 ・林業公社事業 ・地域森林計画樹立事業に関する事務 ・普及指導

	林業振興課		<ul style="list-style-type: none"> ・林業木材産業振興施設等の整備、流域森林林業活性化の推進に関する こと。 ・特用林産物の振興、樹芸林業の振興 ・林業担い手育成確保に関すること。 ・林道の整備推進に関すること。 ・県産木材の利活用推進に関すること。
	森林保全課		<ul style="list-style-type: none"> ・保安林制度に関すること ・林地開発許可制度に関すること ・治山事業に関すること ・緑化の推進に関する事業 ・水とみどりの森づくり活動支援事業 ・入会林野の整備に関すること
水産局	水産振興課		<ul style="list-style-type: none"> ・水産物の流通・加工に関すること ・水産業改良普及に関すること ・魚介類・ノリの養殖業の振興に関すること ・漁場環境の保全等に関すること ・水産資源の保護・回復等に関すること ・漁業許可に関すること ・漁業調整に関すること
		漁業取締事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・違反漁業の取締りに関すること
	漁港漁場整備課		<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理班 <ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備法の施行に関する事務 ・県管理漁港の維持管理に関する事務 ・海岸法の施行に関する事務（水産庁所管海岸に限る） ・公有水面埋立法の施行に関する事務（漁港区域に限る） ・庶務経理に関する事務 ■ 計画班 <ul style="list-style-type: none"> ・漁港・漁場・漁村及び海岸整備計画に関する事務 ■ 漁港班 <ul style="list-style-type: none"> ・漁港・海岸（水産庁所管）関係事業に関する事務 ■ 漁場班 <ul style="list-style-type: none"> ・漁場整備に関する事務

3. 「幸せ実感くまもと4カ年戦略」について

熊本県は平成24年6月に「幸せ実感くまもと4カ年戦略」を策定し、現在これに基づいて様々な施策を実施中であるが、この戦略の中でも農林水産業について“活力を創る”の中の戦略2において、「稼げる農林水産業への挑戦」として触れられている。

この「幸せ実感くまもと4カ年戦略」によって、農林水産部が従来から実施してきた事業方針が大きく方向転換を強いられることはないと考えるが、各事業に対する重点配分は影響を受けるものとする。

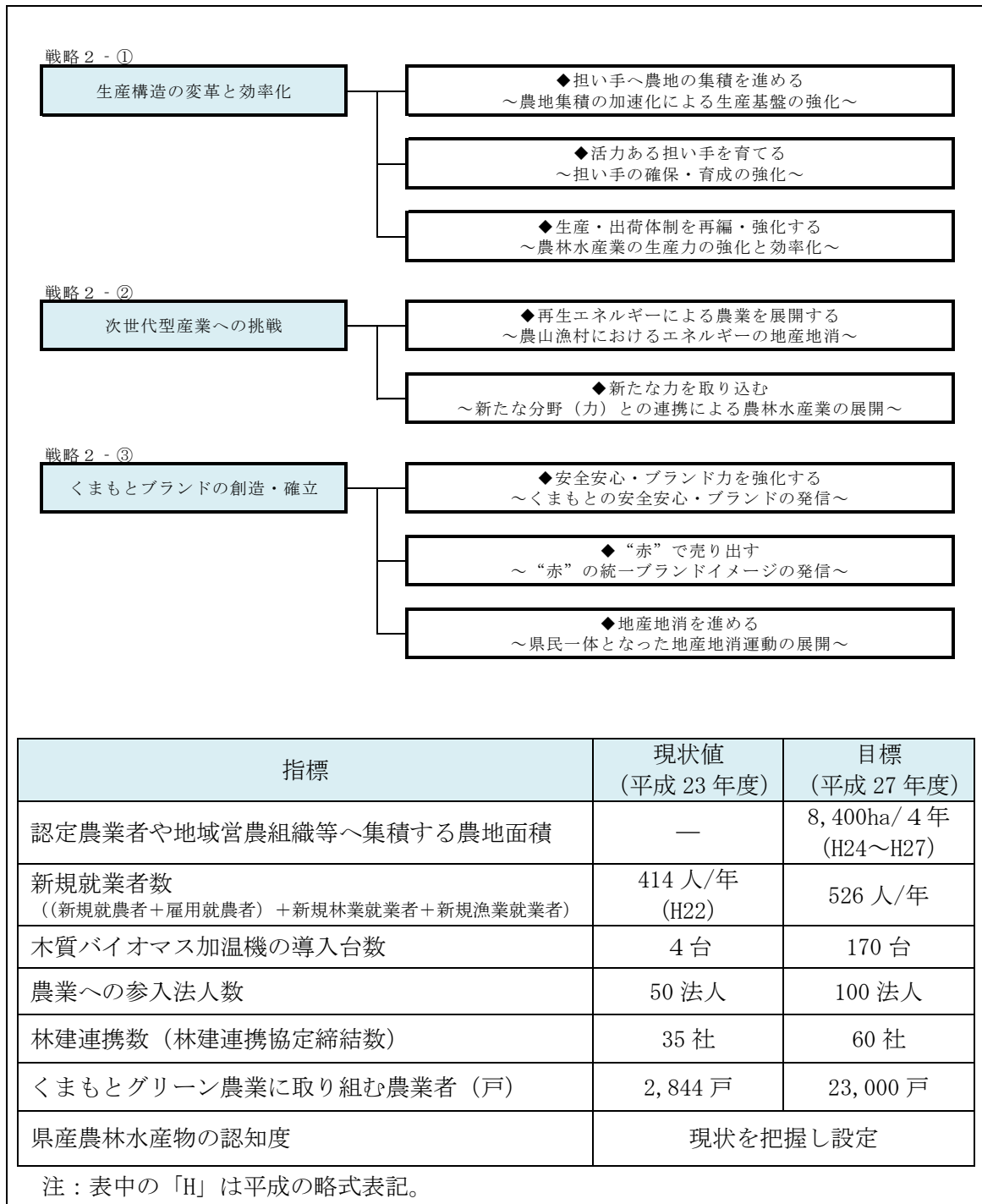


「稼げる農林水産業への挑戦」

【概要】

熊本は全国有数の農業県です。本県の基幹産業である農林水産業を「稼げる農林水産業」に再生します。

このため、意欲ある経営者の所得が最大化するよう、品質や商品力の向上による「販売価格の上昇」、産地再編等による「安定した生産・出荷量の確保」、産地が一体となった「コスト縮減」に取り組みます。



熊本県の農林水産部の事業は、基本的には農林水産省の方針に沿った形で実施されているが、熊本県独自に先進的に取り組んでいる事業も存在する。上記4カ年戦略を実行するにあたって事業化されたものであり、主な独自に事業化している先進的事业は以下のとおりである。

- (1) 農地集積加速化事業(集落等活動支援事業、農地集積等交付金事業等)(農地・農業振興課)

- (2) くまもと農業経営塾（担い手・企業参入支援課）
- (3) くまもと農業アカデミー（担い手・企業参入支援課）
- (4) くまもとの6次産業化総合対策事業（流通企画課）
- (5) アジアマーケット販路拡大加速化事業（流通企画課）
- (6) 阿蘇あか牛草原再生事業（うち放牧条件整備）（畜産課）

上記「幸せ実感くまもと4カ年戦略」のうち、“活力を創る”の中の戦略2「稼げる農林水産業への挑戦」について、平成26年度（4カ年の3年目）の評価時点における目標達成度は、以下のとおりである。

指標	目標 (平成27年度)	評価時 (平成26年度)	達成度
認定農業者や地域営農組織*3等へ集積する農地面積	8,400ha/4年 (H24~H27)	3,952ha	47.0%
新規就業者数 (新規就農者+雇用就農者)+新規林業就業者 +新規漁業就業者)	526人/年	743人	141.3% 達成
【補】モデル産地でのPQCの効果※ (水稻のコスト(水稻経営費)削減)	68,000円/10a	69,363円/10a	▲16,831円
木質バイオマス加温機の導入台数	170台	124台	72.9%
農業への参入法人数	100法人	98法人	98.0%
林建連携数(林建連携協定締結数)	60社	38社	63.3%
くまもとグリーン農業に取り組む農業者(戸)	23,000戸	11,797戸	51.3%
県産農林水産物の認知度	35%	20.3%	58.0%

※平成24年6月以降に追加された項目

上記の8項目のうち、既に目標を達成できているのは1項目のみである。また、3年目の途中で7割以上達成できているのは2項目に過ぎず、残りの5項目については目標に対する達成率は高くないと考える。

第IV章 監査の結果（総論）

農林水産部の各事業を監査した結果、各事業で共通する問題であったことから、農林水産部全体で検討が必要な事項が存在した。

意見

1. 事業実施後のモニタリングの必要性について

今回農林水産部の事業を監査した中で、多くの補助金事業及び負担金事業が存在した。地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、これを根拠に市町村又は民間団体等の事業主体への補助が行われている。この支出については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）の規定に準じ、各地方公共団体で規則・要綱などを定めており、熊本県も「熊本県補助金等交付規則」を定めて事業を執行している。

各論において多く指摘されているように、この補助金事業及び負担金事業において支出の手続きは概ね適切に執行されているものの、支出後のモニタリングについて十分実施されていないものが散見された。

例えば生産局の補助事業については、補助金交付後は「農業普及員が巡回時に現況を確認している」との説明であった。

しかし、補助対象の事業者は市町村、営農団体、農業生産法人等、様々な組織が事業主体となっている。規模の大きな組織については、その活動現状を把握することが容易であるとしても、規模が大きい組織については、農業普及員だけで活動現状を把握することは困難と考える。

県は、補助金申請時の提出資料として組合員名簿、組合規約等を受領しているが、補助金交付後は特に資料等は入手していない。しかし、補助金が有効に活用されていることを確認するためには、その組織がその後継続的に存在し、事業を適切に実施していることを確かめる必要があると考える。そのためには補助対象事業者から毎期総会議事録、決算書等を提出させることが有効であると考えられる。

毎期提出を求める書類として次のようなものが考えられる。

- ・当該組合名
- ・組合役員名・組合員の移動の有無
- ・総会議事録・総会資料（事業報告、決算内容含む） 等

「平成××年度〇〇〇補助事業に係る年次報告」(案)

- I. 補助事業名：_____
- II. 補助金額：_____円
- III. 補助対象組合員の異動： 有 _____ 無 _____ (注) 組合で有の場合、移動内容別紙添付
- IV. 補助対象財産の処分：有 _____ 無 _____ (注) 有の場合、移動内容別紙添付

添付資料

1. () 総会議事録
2. () 事業報告
3. () 決算書
4. () その他

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所：_____

補助事業者 _____ (印)

毎期、補助事業者から書類の提出を求める等によりモニタリングを実施することは、補助対象事業者も熊本県側も負担である。しかし、現状のように補助金交付後に重要事項の変更が発生した場合に限り補助事業者から報告を受けるという消極的なモニタリング体制では、補助金が交付されたことによる効果の把握も十分できていないと考える。

熊本県の補助を受けて実施する事業は、税を優遇的に使用していることから、熊本県は県民に対してその交付による効果を説明する義務があり、補助対象事業者は適切に補助金を活用していることを報告する義務があると考え。現状補助金交付後のモニタリングに関する明確なルールは存在していないが、今後ルール化することを検討するとともに、事業ごとに必要なモニタリングが実施されることを期待する。

2. 補助金方式に代わる基金創設による出資方式の検討について

補助金事業実施後のモニタリング体制の必要性については上述したが、法人等の団体に対する十分なファローアップ体制を作るための方策として、補助金の一部で基金を創設し、その基金から生産団体に対して出資し、支出後も出資者としてモニタリングを実施する方法が考えられる。

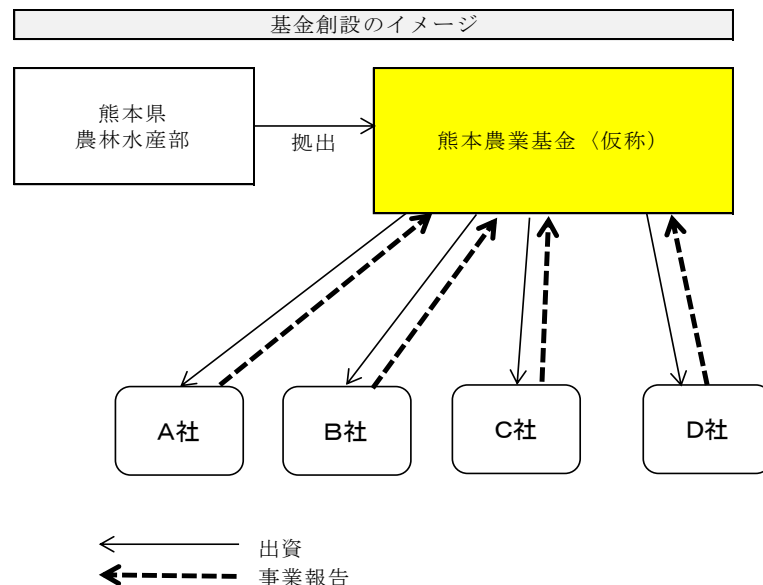
現在補助金方式で実施している事業を、基金形式に変更することによる主なメリット、デメリットは以下のとおりである、

<主なメリット>

- ① 出資について、無議決権配当優先株式や業務執行権のない持分等の制度を組み込むことで、生産団体の自主運営を尊重しつつ、出資者である熊本県に対して定期的な報告を行うことを義務付けできる。
- ② 利益が出た場合、配当金或いは契約期間終了後の買戻しにより、資金の全部または一部を回収でき、新たな出資のための財源を確保できる。

<主なデメリット>

- ① 出資方式をとることから、出資団体が解散しない限りは、団体との関係が永久に継続される。
- ② 補助対象となった事業以外の事業についても出資者としてモニタリングする責任が発生する。



よって、デメリットによる影響を低減させるためにも、以下のようなルールを定めることが考えられる。

- 例えば出資の期間について、5年～10年といったように期間を限定する。
- 出資形態は無議決権配当優先株式や業務執行権のない持分とし、原則として熊本県が経営自体に関与することがないようにする。ただし、農業協同組合法人に出資する場合は、法制度上は議決権のない出資が認められていないため、議決権付きの出資持分とすることも認める（農業協同組合法 第72条の10の2）。
- 投資期間中に一定以上の利益が出た場合、配当等を受けることができるようにし、基金に資金を戻すようにする。
- 投資期間終了後は、原則として生産団体が出資金を買戻す等し、団体との関係を解消できるようにする。

このように、一定のルールを設けることで、補助金制度と同じ支出効果を維持しつつ、事業主体に定期的な報告義務を課すことができることから、基金方式による支援策も検討の余地があると考えます。

3. 事業評価の必要性

今回監査した事業のうち、農産物の流通販売促進等、その効果が販売額といった数値で把握できるものもあるが、農地の集積による農業の効率化や耕作放棄地対策といった事業については、効果の把握に期間を要し、また数値での評価がしにくい事業も存在している。このような事業については、長期的な視点での対策が必要という判断から、每期継続的にある程度の予算が確保されているが、事業の効果を十分に測れていないものが多いようである。

農業を食料確保のための社会的インフラと捉えた場合、経済性のみにとらわれて事業を評価することには問題がある。しかし、熊本県は多くの予算を投入しており、社会的な効果を得ようとしている以上、何らかの形で事業の効果を測る必要があると考えます。

以下は、「平成 24～25 年度熊本県農業動向年報」（以下、「年報」という）に示されているデータ等を基に、農林水産部の事業を評価する手法を検討したものである。

(1) 農業所得等の増加に直接影響を与える事業の評価手法の検討

年報より、以下の数値を入手した。

項目	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①生産農業所得（億円）	1,757.32	1,424.00	1,136.00	912.00	879.00	1,080.00
②農産物販売農家数（戸）	66,439	58,382	55,000	53,800	48,117	42,338
③耕地面積（田畑計）（千 ha）	133.3	125.4	120.4	118.3	117.8	117.4
④農林水産業費	1,287	1,197	782	615	687	688
⑤うち、農業費	248	293	165	116	115	140
⑥GDP 成長率	2.7	2	1.9	▲3.7	▲2	3.4
⑦生産農業所得の増減額	▲333.32	▲288.00	▲56.00	▲33.00	201.00	▲16.00

注：所得の増減に影響を与える可能性のある指標として、参考までに GDP の数値（内閣府ホームページより入手）を付記している。なお、データが平成 22 年度までしか揃わなかったことから、平成 22 年度までのデータで分析している。また、上記の指標を基に、以下のような視点で事業を数値面で評価する。

A. 事業の実施による農地集積の進捗率

B. 農地集積による、戸別農家の農業所得の増加額

C. 予算に対する生産農業所得の増加額

項目	平成 7年度	平成 12年度	平成 17年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
A. 農地の集積度合 (③÷②) (ha/戸)	2.01	2.15	2.19	2.20	2.45	2.77
B. 戸別あたり所得 (①÷②) (百万円/戸)	2.65	2.44	2.07	1.70	1.83	2.55
C. 予算に対する所得の増加倍率 (⑦÷⑤) (倍)	▲1.344	▲0.983	▲0.339	▲0.284	1.748	▲0.114

注1：上記で示す指標は比較の都合上あくまで統計データから算出した結果であり、本来の実績値（農家一戸当たりの農業所得実績等）を必ずしも示すものではない。

注2：評価の基礎となる農業費予算については、より詳細な予算項目に絞って計算した方が正確に評価できるが、説明の簡略化のため農業費予算総額を使用している。

注3：平成7年から平成17年までは5年ごとの統計数値しか入手できなかったため、当年度に投じた予算を5年後の各実績数値で評価するものとし、それ以降の年度については翌年度の実績数値で比較するものとした。

上記の指標をもとに、例えば以下のような分析ができる。

- ① 各種事業を実施した結果、1戸あたりの農地面積が増加していることから、農地の集積は進んだものの、戸別の農業所得については、平成21年まで低下傾向にある。農地の集積が進んだからといって、いきなり所得の増加にはつながっていない。ただし、平成22年度以降は増加に転じている。
- ② 事業実施が所得面に与えた影響をみると、平成7年時点ではマイナスであることから、予算を投じて事業を実施しても所得は減少傾向であった。本来であれば予算を費やした分、所得は増加する方が望ましいものと思われるが、当然景気の影響を受けることから効果が相殺されることもある。また、そもそも農業施策はインフラ整備等の事業も多く含まれることから、その効果の発現に時間を要するものも多く存在している。平成7年度以降はGDP成長率に比例することなく所得の減少幅が小さくなっており、増加に転じている年度も見られることから、事業実施の効果が遅れて出てきた可能性はある。
- ③ 年報を見ると、生産農業所得、農産物販売農家数、耕地面積ともに減少傾向にある。また、農林水産業費も同様に毎年減少傾向にある。ここには何らかの相関関係が存在する可能性がある。日本の農業は多くの保護政策がとられていることから、当然農林水産業予算が削減されれば、所得も不安定となり、離農する者も増加している可能性がある。

上記はあくまで大まかなデータを基に、このような分析ができるのではないかといった例を示したもので、私見で述べたに過ぎないが、一定の条件のもとに農業予算額、所得額等、貨幣価値で表される数値どうしを結び付け指標化し、その結果を継続的に比較することは、事業を実施した結果を分析する一つの手法として利用できるのではないかと考える。上記分析手法については問題点も存在しているが、まずは継続的に様々な指標を比較分析することで、何らかの情報が得られるものと考え。

熊本県が実施している戦略についても、PDCA サイクルによる事業を実施しており、ここでも事業の評価が不可欠である。今後熊本県としても、各事業の効果を測るために、評価手法を検討することが期待される。

(2) 直接的に農業所得等の増加に影響しない事業の評価手法の検討

農林水産部の事業には、農業所得等の増加に直接影響を与える事業だけでなく、防災事業等によって農地を維持・保全することで、間接的ではあるが農家及び熊本県の農林水産業を守る事業が存在する。

事業に投じた予算額に対して得られた環境保全面での効果を数値化し、指標として活用していくことは、熊本県における農林水産業のための環境がいかに整っているかを示すために有用であり、新たな農業参入者を増やすためにも必要なデータであると考え。

そこで、以下の各種指標、数値等を基に、事業予算の環境保全面での効果を測る評価手法を検討した。

①計算の前提 (SORI の手法を利用した分析)

評価手法として、「SORI」(Social Return on Investment : 費用対社会的効果)の手法を利用した。当該計算手法については、「国土政策研究支援事業(平成25年度研究成果)」で公表されている「地域づくり活動の事業効果測定方法及び政策への導入可能性に関する研究—SROIを対象として—」(和田 裕平((株)地域協働推進機構))で、社会的事業の効果を測定するツールとして紹介されている。

具体的な計算方法は以下のとおりである。

$$\text{SORI} = \frac{\text{A. 事業により創出した(貨幣価値換算済みの)社会的価値(円)}}{\text{B. 投入した費用(円)}}$$

ここで、計算に使用する数値のうち、「B. 投入した費用」については、(1)で使用した農業費予算額を用いる。また、Aについては、以下の2つを合計して算出する。

(ア) 予算投入後に増加した生産農業所得

(イ) 予算投入後に増加した貨幣価値換算済みの環境保全価値

(ア) については既に (1) の⑦で算出済みである。

(イ) について、以下の資料を基に算出する。農林水産省「農業及び森林の多面的機能の貨幣評価」(注1)において、農地を所有することによる効果を貨幣価値として算定したデータが公表されている。これによると、国内で有する農地の環境保全面における貨幣価値は以下のとおりである。

機能の種類	評価額	評価方法
洪水防止機能	3兆4,988億円/年	水田及び畑の大雨時における貯水能力を、治水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価(代替法)
河川流況安定	1兆4,633億円/年	水田のかんがい用水を河川に安定的に還元する機能能力を、利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価(代替法)
地下水涵養機能	537億円/年	水田の地下水涵養量を、水価割安額(地下水と上水道との利用料の差額)により評価(直接法)
土壌侵食(流出)防止機能	3,318億円/年	農地の耕作により抑止されている推定土壌侵食量を、砂防ダムの建設費により評価(代替法)
土砂崩壊防止機能	4,782億円/年	水田の耕作により抑止されている土砂崩壊の推定発生件数を、平均被害額により評価(直接法)
有機性廃棄物分解機能	123億円/年	都市ゴミ、くみ取りし尿、浄化槽汚泥、下水汚泥の農地還元分を最終処分場を建設して最終処分した場合の費用により評価(代替法)
気候緩和機能	87億円/年	水田によって1.3℃の気温が低下すると仮定し、夏季に一般的に冷房を使用する地域で、近隣に水田がある世帯の冷房料金の節減額により評価(直接法)
保健休養・やすらぎ機能	2兆3,758億円/年	家計調査のなかから、市部に居住する世帯の国内旅行関連の支出項目から、農村地域への旅行に対する支出額を推定(家計支出)

(注1) http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/pdf/kaheihyouka.pdf

上記の価値を合計すると、農地の生み出す環境保全面での貨幣的価値は8兆2,226億円/年となる。これを、平成25年度の耕地面積453.7万ha(農林水産省「耕地及び作付面積統計」平成25年耕地面積より)を基に単位面積当たり直すと、年間1.81億円/haとなる。

このデータおよび、1. で示した耕地面積等のデータを元に、SORIを試算すると以下の通りとなる。

項目	平成 7年度	平成 12年度	平成 17年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
農林水産業費	1,287	1,197	782	615	687	688
①うち、農業費	248	293	165	116	115	140
②生産農業所得の増減額	▲333.32	▲288.00	▲56.00	▲33.00	201.00	▲16.00
③耕地面積増減 (ha)	▲7,900	▲5,000	▲2,100	▲500	▲400	▲7,900
④耕地面積増減による環境保全価値の増減額 (③×1.81億円) (億円)	▲143.18	▲90.62	▲38.06	▲9.06	▲7.25	▲143.18
SROI ((②+④) ÷ ①)	▲1.921	▲1.292	▲0.570	▲0.363	1.685	▲1.921

②分析の結果

上記の指標をもとに分析をするとすれば、例えば以下の通り分析ができる。

- ・耕地面積が減少していつているため、これに伴い比例的に環境保全価値も減少し、当然 SORI も平成 22 年度を除きマイナスとなっている。
- ・一般的には、事業の社会的経済性を考えれば、SORI は「1」を超える（投資＜事業実施により創出した経済価値）ことが望ましいが、少なくともプラス（投資に見合う効果は発生していないが、経済価値自体は増加している状態）になるか、あるいは、SORI の数値が改善していくことが望ましいものと思われる。その意味では SORI の数値はマイナス幅が減少傾向にあり、平成 21 年度においては一旦プラスまで改善していることから、事業による効果はあったものと考えられる。

以上はあくまで現在入手可能なデータに基づき検討した私見である。

農林水産部の事業の有する環境保全面での効果を重要視して予算（費用）を投下するのであれば、その投資後の効果についても何らかの形で数値化しなければ、本当に必要な事業であるということを県民に対して説明できないのではないかと考える。特にインフラ整備事業については、公共投資に対する社会的批判の声が高まっていることから、事業の目的に「環境保全効果」といった言葉が含まれているケースが多い。「環境保全効果」という言葉が事業実施のための「錦の御旗」として安易に利用されないように、今後は上記のような環境保全に対する効果測定も積極的に実施することが望まれる。

4. 中長期計画の立案の必要性

農林水産部の実施する事業は数が多く、予算規模も大きいものがある。特にインフラ整備に関する事業については、予算規模が大きく、また実施期間も長いものが多い。農道整備事業については、採択から完了まで5年程度はかかり、長いものは10年以上もかかる事業も存在する。これは利害関係者が多く、その調整に時間を要するためである。また、防災に関する事業も予算額が多く、事業実施期間も長いものが多い。海岸防災事業については、工事すべき堤防の距離は長いにも関わらず、予算の制約等から各年度で工事ができる区間が限られることから、数十年に渡って工事を継続することとなる。

現在熊本県全体としての財政が厳しい状況にあり、農林水産部としても予算の確保が難しい状況にある。このような状況にあつては、大規模なインフラ工事は批難の対象となりやすく、予算も削減効果が多きいことから、新規事業の採択は困難になりがちである。実際、熊本県の農道整備事業の予算はここ数年削減が続いている。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	2, 424, 582	1, 965, 207	1, 680, 406

しかし、このような状況であるからこそ中長期的な整備計画を立案し、緊急性の高い場所から優先的に整備を実施する、最終的な整備目標を立て、それに向かって各年度の事業を実施する等の動きが必要であると考えます。

現状、中長期計画は存在しておらず、単年度で確保できた予算の範囲で実施可能な事業を実施している。今後中長期の整備計画を立案し、大きな方針に沿った計画的な整備が望まれる。

5. 補助事業の消費税に関する調査の必要性について

補助金制度における消費税分の取扱いについては、消費税法の理解が十分ではないことから、誤った取扱いがなされることがある。このような状況に配慮し、事業によっては消費税の取扱いに関するマニュアルを用意して、誤った取扱いがなされないよう努力されている。

補助対象事業者が消費税の納税義務者の場合、消費税の申告を行うことにより、補助事業に係る仕入に際して支払った消費税の一部又は全部が還付される。

しかし消費税法上、補助金等の特定収入により賄われる消費税額は補助対象事業者によって負担されないこととなる。よって、補助金交付要綱に基づき、補助対象事業者は補助事業完了後に、消費税の申告によって補助対象経費に含まれる消費税額のうち課税仕入れに係る消費税額等として控除できる金額が確定した場合には、これに係る補助金相当額を速やかに知事に報告する義務が生じる。

よって、補助金を支給する熊本県側としても、補助対象事業者が消費税の申告をどのように行っているか十分把握しておく必要があるが、現状はなされていない。

また、熊本県においては次の様式で「補助金等に係る消費税等相当額の確定に伴う報告書」を提出させ、消費税相当額の全部又は一部を返還する必要があるか確認しているが、補助対象事業者の消費税の申告状況を十分把握していない状況では、報告の網羅性を担保できないと考える。

<熊本県農林水産業振興補助金等交付要項>

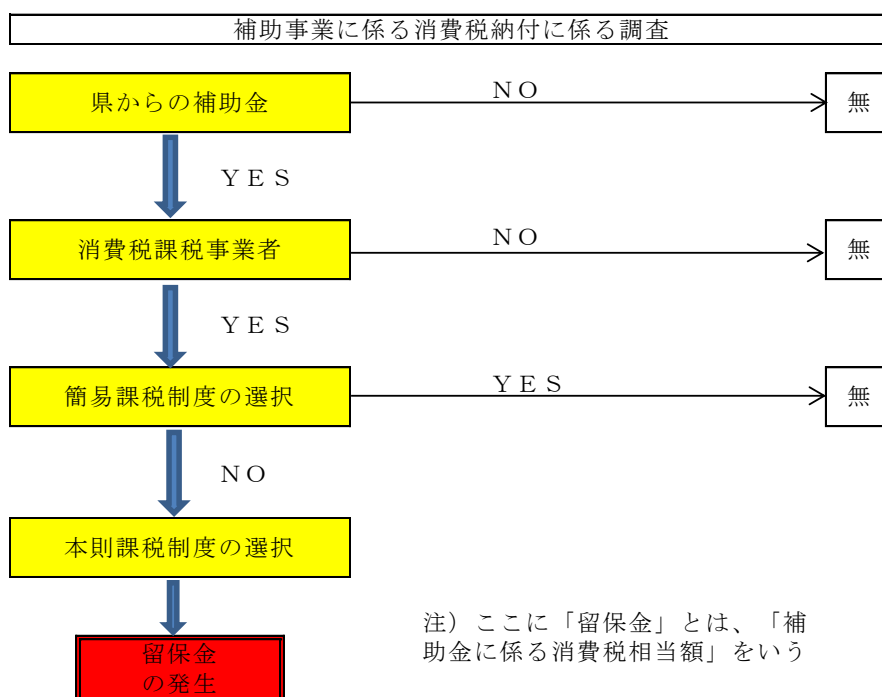
(仕入に関する消費税等相当額の確定に伴う補助金等の返還)

第 16 条 補助事業者等は、補助事業等完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入に関する消費税等相当額が確定した場合には、別記第 15 条様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入に関する消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

別記第 15 号様式（熊本県農林水産業振興補助金等交付要領第 16 条関係）

今後以下のような調査の実施を検討することが望まれる。




① 調査の時期

消費税に関する事前調査の時期は、事業計画承認申請または補助金交付申請と同時にすることが望ましい

また、過去において補助金交付申請を行った経験のある事業者についても、申告方法は選択適用が認められていることから、事業計画承認申請等の都度調査を行う必要がある。

② 様式

消費税の納税事業者であるか、本則課税による申告を選択しているかを明確にするために、補助金交付申請の段階で以下の様式で調査をすることが考えられる。

「消費税納付についての調査書」	
補助事業者名：	_____
住 所：	_____
I. 補助金交付申請額	_____円
II. 質問事項	
1. 貴方（貴社）は、消費税の納税事業者ですか？免税事業者ですか？	
<input type="checkbox"/>	納税事業者
<input type="checkbox"/>	免税事業者
2. 貴方（貴社）が消費税の納税事業者である場合、本則課税制度を選択していますか？簡易課税制度を選択していますか？	
<input type="checkbox"/>	本則課税制度を選択適用
<input type="checkbox"/>	簡易課税制度を選択適用
平成 年 月 日	
補助事業者署名・押印 _____ 	

第V章 監査の結果（各論）

各事業を監査した結果、指摘及び意見は以下のとおりとなった。

農業関係

局名	課名	事業名	指摘	意見	項数
	農林水産政策課	くまもと農業を拓く研究開発事業	—	2件	41
	農業研究センター	安全な農産物の生産技術高度化事業	1件	1件	46
	団体支援課	農業近代化資金等助成費	—	—	
		農業経営負担軽減支援資金助成費	1件	—	49
		林業振興資金	—	—	
		林業・木材産業改善資金	—	—	
		沿岸漁業改善資金 等	—	—	
		漁業信用保証制度円滑化緊急対策事業	—	—	
		赤潮特約掛金補助事業	—	—	
経営局	農地・農業振興課	農地集積加速化事業	—	—	
		農業委員会等振興助成費	—	—	
		農地流動化推進事業	—	—	
		みんなで取り組む耕作放棄地活用事業	—	—	
		耕作放棄地解消緊急対策事業	—	—	
	担い手・企業参入支援課	青年就農給付金事業	—	—	
		経営体育成支援事業	—	—	
		6次産業化推進・加工施設整備支援事業	1件	—	54
		担い手育成緊急支援事業	2件	—	57
		農業参入企業支援強化事業	—	—	
		地域で育てる新農業人育成総合推進事業	—	—	
		がんばる農業人集結育成事業	—	—	
		くまもと農業経営塾	—	1件	61
		くまもと農業アカデミー	—	—	
	流通企画課	農林水産物等アジアマーケット開拓事業	—	—	
		県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事業	—	—	
		くまもとの6次産業化総合対策事業	—	—	
		くまもとの地産地消総合対策事業	—	3件	63
		多彩で特徴あるくまもとの農林水産物販売拡大事業	—	—	
		くまもとの宝トップセールス事業	—	2件	67
むらづくり課	中山間地域等直接支払事業	—	—		

生産局		農地・水保全管理支払事業	1件	1件	69
		みどりの田園文化圏創造推進事業	—	—	
		地域づくり”チャレンジ”推進事業（うち「地域コミュニティ維持の取組み」支援事業）	—	—	
		県営中山間地域総合整備事業	—	—	
		地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業	—	—	
		環境保全型農業直接支払事業	—	—	
		中山間ふるさと・水と土保全対策事業費	—	—	
	農業技術課	くまもとグリーン農業総合推進事業	—	—	
		協同農業普及事業（うち普及職員活動費）	—	—	
		地域づくり”チャレンジ”推進事業（うち農業の地域資源（宝）活用の取組み）	—	—	
	農産課	生産総合事業（強い農業づくり交付金等）	—	—	
		経営所得安定対策推進事業	—	—	
		くまもとの米粉総合推進事業	—	—	
		くまもと豊表価格安定対策事業	—	1件	72
		県産米粉パン地産地消促進事業	—	—	
		くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業（農産）	—	1件	75
		熊本土地利用型農業緊急支援事業	—	1件	78
		いぐさ・豊表生産体制強化緊急対策事業	1件	1件	81
		球磨焼酎等ブランド確立推進事業	—	—	
		新需給システム推進事業	—	—	
		水田新産地形成事業	—	1件	86
熊本型産地再編販売力強化事業		—	—		
くまもとの米・麦・大豆魅力発信・競争力強化事業		—	—		
くまもと豊表復興支援事業		—	—		
地域特産物産地づくり支援対策事業		—	1件	88	
ひのみどり産地強化対策事業	—	—			
園芸課	くまもと稼げる園芸産地育成対策事業	—	1件	90	
	施設園芸緊急再生対策事業	—	2件	92	
	熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業	—	—		
	園芸生産総合推進事業	—	—		
	野菜価格安定対策事業	—	—		
畜産課	畜産総合対策事業	—	—		
	阿蘇あか牛草原再生事業	—	—		

		家畜改良増殖対策事業	—	—	
		くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業(畜産)	—	—	
		循環型耕畜連携体制強化事業	1件	—	95
		「くまもとの牛」首都圏市場開拓支援事業	—	—	
農村振興局	農村計画課	土地改良施設維持管理強化事業	1件	4件	98
		農業農村整備推進交付金	—	—	
		農業農村整備調査計画費	—	—	
		県営土地改良調査計画費	—	—	
		基幹水利施設応急対策事業	1件	1件	106
		団体営土地改良調査計画費	—	—	
	農地整備課	農地防災事業費	—	1件	108
		海岸保全事業	2件	1件	111
		農地保全事業費	1件	—	115
		農道整備事業費	1件	2件	118
		県営経営体育成基盤整備事業	1件	—	124
		県営土地改良調査計画費	—	—	
		県営かんがい排水事業費	—	—	
		県営畑地帯総合整備事業	—	—	
		団体営農業農村整備事業	—	—	
農業経営高度化支援事業		—	—		
技術管理課	企業参入促進支援農地情報図整備事業	—	2件	126	

林業関係

局名	課名	事業名	指摘	意見	項数
森林局	森林整備課	森林環境保全整備事業	—	—	
		林業公社事業	1件	4件	130
		針広混交林化促進事業	—	—	
		県有林整備事業	—	—	
		間伐等森林整備促進対策事業	—	—	
		森林整備地域活動支援交付金事業	—	—	
		森林経営計画実行促進事業	—	—	
		持続的な森林経営の確立総合対策事業	—	—	
		森林境界明確化事業	—	—	
		県有林立木処分事業	—	—	
		森林計画樹立費	—	—	

		シカ等森林被害防止対策事業	—	—	
		くまもと未来の森森林植林加速化緊急事業	—	—	
		林建連携路網整備促進事業	—	—	
		森林保険事務取扱費	—	—	
		県有林管理事業	—	—	
		森林地図情報システム管理事業	—	—	
		森林病虫害等防除事業	—	—	
		低コスト林業実践事業	—	—	
	林業振興課	県営林道事業	—	—	
		間伐等森林整備促進対策事業（林業専用道整備）	—	—	
		緑の産業再生プロジェクト促進事業	1件	1件	148
		大規模林業圏開発推進事業	—	—	
		市町村営林道事業	—	—	
		森を育てる間伐材利用推進事業	—	—	
		林業・木材産業振興施設等整備事業	1件	1件	151
		県産木材利用開発促進事業	—	2件	154
		林業・建設業等連携推進事業	—	—	
		くまもと地産地消の家づくり推進事業	—	—	
		緑の雇用担い手対策支援事業	—	—	
		くまもと緑の新規就業促進対策事業	—	2件	156
		乾燥材供給体制緊急整備事業	—	—	
		木質バイオマス等エネルギー対策事業	—	—	
		林建連携林業機械導入支援事業	—	—	
		くまもとの木と親しむ環境推進事業	—	—	
		豊かな森林づくり人材育成事業	—	—	
		くまもと森林施業プランナー育成推進事業	—	—	
		特用林産物施設化推進事業	1件	1件	158
		森林保全課	治山事業	1件	—
	治山激甚災害対策特別緊急事業		—	—	
	治山施設災害復旧事業（過年治山災害復旧）		—	—	
	保安林整備事業費		—	—	
	緊急治山事業		—	—	
	単県治山事業		—	2件	166
	水とみどりの森づくり推進事業		—	—	
	治山施設災害復旧事業（現年治山災害復旧）		—	—	
	みどり空間管理事業		—	—	

		保安林整備管理事業費（委託・補助）	—	—	
		水とみどりの森づくり普及促進事業	—	—	

水産業関係

局名	課名	事業名	指摘	意見	項数
水産局	水産振興課	みんなで育てる豊かな海づくり事業	—	—	
		有明海再生調査・技術開発事業	—	—	
		水産業改良普及事業費	—	—	
		熊本産「クマモト・オイスター」生産流通推進事業	—	—	
		水産基盤整備交付金事業（共同利用施設整備分）	—	—	
		漁業無線指導事業費	—	—	
	漁港漁場整備課	水産生産基盤整備事業	—	—	
		水産流通基盤整備事業	—	—	
		水産環境整備事業	—	—	
		漁村再生交付金事業費	—	—	
		水産基盤ストックマネジメント事業費	—	1件	169
		漁業集落環境整備事業費	—	—	
		地域水産物供給基盤整備事業費	—	—	
		水産基盤整備交付金事業（漁港漁場整備課分）	—	—	
		単県漁港改良事業費	—	1件	173
		漁港管理費	—	—	
		単県漁港漁場施設補修事業費	—	—	
		単県漁港しゅんせつ事業費	—	—	
		現年漁港災害復旧費	—	—	
		水産基盤整備調査事業費	—	—	
		漁業取締事務所	漁業取締船代船建造事業	—	—
	漁業取締事業		—	—	
	全国豊かな海づくり大会推進課	全国豊かな海づくり大会開催事業	—	2件	175

事業名	くまもと農業を拓く研究開発事業			
施策区分	『信頼』のモノを作る			
事業目的	くまもと農業を拓く品種や技術の開発			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（直営事業）			
担当課名	農業研究センター	企画調整部	企画課	

事業概要

[目的]
生産現場が抱える課題を迅速に解決するとともに、消費・流通ニーズに対応した農産物づくりなどを推進するため、試験研究の選択と集中を行い、重点的に取り組む研究課題を明確にしなが、本県に適した優良品種の育成・選定や最先端の技術などを応用した高品質・安定生産技術等の開発を行う。
[事業内容]
1 県単独研究 県オリジナルの品種の育成、品質や収量を高める技術開発
2 プロジェクト研究 公募型資金による委託研究

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	149,584	147,717	172,947
実績額（千円）	147,796	146,170	170,670
差異（千円）	1,788	1,547	2,277

監査要点

その他	① 資材管理の適切性 ② 固定資産管理の適切性
-----	----------------------------

監査結果

1. 事業の概要

当該事業の目的は、生産現場が抱える課題を迅速に解決するとともに、消費・流通ニーズに対応した農産物づくりなどを推進するため、試験研究の選択と集中を行い、重点的に取り組む研究課題を明確にしなが、本県に適した優良品種の育成・選定や最先端の技術などを応用した高品質・安定生産技術等の開発を行うことにある。

2. 事業内容

(1) 県単独研究

県オリジナルの品種及び優良家畜の育成、栽培技術や飼料技術及び品質や収量を高める技術の開発。試験研究課題として「売れる米作りに対応した水稻の多収・新品種育成」他 40 課題

(2) プロジェクト研究

公募型資金による委託研究。多様化・高度化する研究ニーズに対して、複数の研究機関による共同研究による研究開発。試験研究課題として「いぐさ・昼表生産量の向上と豚補助飼料への利用に対応したいぐさ品種開発」他 20 課題。

<熊本県農業研究センター>

1. 施設概要

熊本県農業研究センターは、農業技術開発の拠点として平成元年4月に発足しました。熊本県の主要作物等に対応した、農産園芸、茶業、生産環境、畜産、草地畜産、い業、果樹の専門研究所と、高原（阿蘇）、球磨、天草の地域研究所からなっています。

熊本県農業試験研究推進構想に基づき、稼げる農業を目指して、農業者の所得を最大化するとともに、環境にやさしい農業や地球温暖化にも対応できるよう、新品種の育成、新たな栽培・飼養管理技術の確立などの研究を中心に、本県の農業分野における技術革新の拠点・農業情報の発信基地としての役割を果たしています。

2. 沿革

年度	内容
平成元年	・熊本県農業研究センター開所（4月） ・高糖系温州みかん「白川」品種登録
平成2年	・国のいぐさ指定試験地が広島県から本県い業研究所に移る ・いぐさ「しらぬい」品種登録
平成3年	・熊本県農業公園「カントリーパーク」開園 ・果樹研究所、高原農業研究所の施設設備完了
平成4年	・畜産研究所SPF棟完成 ・草地畜産研究所畜舎しゅん工、日本建築学会作品賞受賞
平成5年	・1月熊本県総合計画「ゆたかさ多彩生活創造くまもと」公表 ・3月熊本県農業計画公表 ・い業研究所並びに農産園芸研究所八代研究室整備完了
平成6年	・県種雄牛管理センター設立、天草農業研究所の施設整備完了 （これによりセンターの計画的施設整備はすべて完了） ・極早生温州みかん「豊福早生」「肥のあけぼの」品種登録
平成8年	・水稻「森のくまさん」「夢いづみ」品種登録出願
平成12年	・熊本県総合計画公表 ・本部、バイオテクノロジー研究施設整備
平成13年	・高品質肉用鶏「天草大王」復元
平成14年	・死亡牛の体細胞によるクローン牛誕生 ・九州山口初の凍結胚移植による子豚誕生

平成 15 年	・生産環境研究所の新設等、農業研究センターの新体制スタート
平成 17 年	・「熊本県食の安全安心推進条例」の施行 ・「熊本県行財政改革基本方針」の策定 ・「熊本県食料・農業・農村計画」の策定
平成 19 年	・「熊本県農業試験研究推進構想」の策定 ・耐暑性野菜栽培マニュアル「暑い夏を乗り切る野菜たち！」作成
平成 20 年	・「くまもと地産地消推進県民条例」の施行 ・熱遮断フィルム被覆技術によるイチゴ「ひのしずく」の花芽分化促進技術の確立 ・水稲－小麦体系での牛ふん堆肥施用技術の開発 ・乳牛の乾乳期短縮による飼養管理の省力化技術の開発 ・スモモ「ハニーローザ」の高品質果実の安定生産技術の開発
平成 21 年	・雨水を利用した施設園芸のかん水量確保技術の開発 ・大型ハンマーナイフモアを用いた省力的な茶園台切り更新法の開発
平成 22 年	・くまもと農業経営塾の開講 ・「熊本県食料・農業・農村計画」の策定
平成 23 年	・周年放牧体系を利用した「あか牛」の肥育手法の確立
平成 24 年	・「熊本県農業試験研究推進構想」の策定 ・「森のくまさん」が食味ランキング日本一 ・白ニガウリ F 1 品種「熊本 V B 0 4」を育成 ・冬出しトルコギキョウで、側枝数の確保と収穫後の日持ちを向上させる栽培法の確立 ・臭化メチル剤を使用しない露地ショウガにおける根茎腐敗病の防除体系の確立
平成 25 年	・くまもと県南フードバレー推進協議会設立

注：農研センターのホームページより、監査人が重要であると判断した項目を抜粋



(熊本県農業研究センター ホームページより)

指摘事項

意見

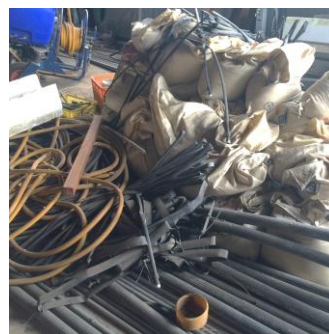
1. 資材等の管理のルールについて

試験研究活動で使用する備品や機械装置等の固定資産における管理の適切性を確認するために、研究施設内の保管倉庫への現物実査を行った。

当該倉庫において、各研究で共有されるトラクター等の車輛などが適切に保管されていることを確認したが、その一角において、試験研究活動で使用したと思われる資材や部品等が保管されていた。

担当者に確認したところ、これらの資材は一旦廃棄となったビニールハウスの部品（廃材）であり、資産ではないとのことから書面による管理はしていないとのことであった。

ただし、部品としてはまだ利用できるものもあり、このうちパイプ鋼管類はビニールハウスの補強、修理の際の原材料として利用できるため、整理・保管しているとのことであった。各担当者は端材等の存在を認識しており、補強・修理用の資材が重複して購入されることはないとのことである。



試験研究活動でこのような端材や部品は当然発生すると考える。また、予算にも限りがあることから、それらが使用可能であり、今後使用される見込みがあるのであれば、廃棄せずに適切に保管することは望ましいことと考える。

しかし、倉庫内である程度スペースを取ることから、やみくもに保管することは望ましくない。中には金属類で換金価値があるものも存在するため、必要がないものについては遅滞なく処分することが必要と考える。

今後は、保管されている端材等について、定期的に今後の使用可能性を検討し、不要であると判断されるものについては速やかに処分するような運用が望まれる。

また、使用可能なものがどの程度存在しているか情報として一元管理しなければ、使用可能なものが存在しているにも関わらず、新たに発注をかけてしまうリスクが存在することから、一元管理できるようなリストの作成が望まれる。

今後上記のような運用をするため、リストの作成、使用可能性に関する検討、不要と判断された場合の処分方法等に関するセンター内のルール作りが必要であると考え。

2. 倉庫に保管された古い農機具について

試験研究活動で使用する機械装置や工具器具備品等の管理の適正性を確認するために、研究施設内の倉庫に出向き、視察を行った。視察を実施した倉庫の一角において、かなり古い農機具が保管されていた。担当者によれば、取得した経緯は不明であるが、所有者に返却すべきものはないとのことであった。

しかし、過去組織変更があり、前身の組織から引き継がれたものもあることから、各資産がどのようにして農業研究センターで保管されることとなったか、その詳細を知る担当者がいないことから、所有者に返却する必要がないことを証明できる根拠も存在しないとのことであった



仮に当初預かっただけの資産であったとしても、一定期間を経過した資産については民法第 162 条によって時効取得が完成している可能性があり、その場合熊本県が所有権を主張できることから、今後速やかに取得の経緯を調査し、熊本県に所有権があると判明したものについては、処分すべきか否か検討することが望まれる。

<民法>

(所有権の取得時効)

第 162 条 20 年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 10 年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

また、今後同様の状況が発生した場合は、預りであるか、現物寄付であるか、提供者の意思を確認し、文書として記録を残すことが望まれる。

事業名	安全な農産物の生産技術高度化事業
施策区分	『信頼』のモノを作る
事業目的	くまもと農業を拓く品種や技術の開発
事業区分	国庫事業 <u>県単独事業</u> 雇用対策事業 新規事業
事業種別	補助金・負担金事業 貸付事業 委託事業 <u>その他</u> (直営事業)
担当課名	農業研究センター 企画調整部 企画課

事業概要

<p>[目的]</p> <p>環境に優しい農業（くまもとグリーン農業）の推進を支援するため、消費者が求める安全な農産物づくりや環境に配慮した持続型農業生産を行うための技術の高度化・総合化を中心とした研究開発を行う。</p> <p>[事業内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 化学農薬に頼らない病害虫制御技術の確立 天敵や物理的・耕種的防除手法を活用した総合的病害虫管理（IPM）技術の開発 2. 環境に優しい施肥技術の確立 環境負荷軽減を図りつつ、高い生産性を持続できる土壌管理法の開発 3. バイオマス資源有効利活用技術の開発 家畜排せつ物や木質バイオマスなど地域未利用資源の利用を促進する技術の開発

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	26,919	15,544	12,576
実績額（千円）	26,095	15,005	12,106
差異（千円）	824	539	470

監査要点

その他	① 備品管理の適正性
-----	------------

監査結果

事業のために使用する備品管理の適正性を確認するため、サンプルとして入手した物品管理台帳（様式 32）の通査を実施した結果、以下のような問題が発見された。

1. 取得年度の記載が誤りであった物品

所属	品名	備品番号	取得価格	取得年度	機能の現況	農業研究センターからの回答
畜産研究所	噴霧器（自動）	0217428	520,000	2010	業務に支障有	現在使用中 問題なし
畜産研究所	給餌機	0036441	371,700	2008	修理不可能 業務に支障有	取得年度を2008から2001へ修正 処分費用がかかるため、予算確保 後処分予定
畜産研究所	給餌機	0036442	371,700	2008	修理不可能 業務に支障有	取得年度を2008から2001へ修正 処分費用がかかるため、予算確保 後処分予定
畜産研究所	給餌機	0036443	369,600	2008	修理不可能 業務に支障有	取得年度を2008から2001へ修正 処分費用がかかるため、予算確保 後処分予定
畜産研究所	給餌機	0036444	369,600	2009	修理不可能 業務に支障有	取得年度を2009から2002へ修正 処分費用がかかるため、予算確保 後処分予定
畜産研究所	給餌機	0036445	369,600	2005	修理不可能 業務に支障有	取得年度を2005から2002へ修正 処分費用がかかるため、予算確保 後処分予定
畜産研究所	クリーンベンチ	0032717	1,102,000	2006	性能陳腐化	取得年度を2006から1985へ修正 処分予定

上記の物品は取得年度が2008年や2009年など比較的新しいにも関わらず、「修理不可能」「業務に支障有」となっていた。理由について担当者に確認したところ、物品管理台帳（様式 32）の取得年度の記載誤りであったとの回答を得た。

2. 比較的新しいにも関わらず、機能の現況に「問題あり」とされていた物品

所属	品名	備品番号	取得価格	取得年度	機能の現況	農業研究センターからの回答
茶業研究所	クロマトグラフ 用関連機器	0035576	783,800	2000	性能陳腐化	現在使用中 問題なし
茶業研究所	クロマトグラフ 用関連機器	0035578	374,800	2008	性能陳腐化	現在使用中 問題なし
草地畜産研究所	牧草梱包機	0032594	2,205,000	2006	要修理使用可 業務に支障有	現在使用中 問題なし
草地畜産研究所	刈払機	0036353	400,000	2004	修理不可能 業務に支障有	処分予定 耐用年数：5年
草地畜産研究所	台秤	0222918	900,000	2011	要修理使用可 業務に支障有	現在使用中 問題なし
草地畜産研究所	滅菌器	0223534	355,000	2011	要修理使用可 業務に支障有	現在使用中 問題なし

上記の物品は、取得年度から比較的新しいと思われるものの、機能の現況の記載が「性能陳腐化」「業務に支障有」となっていた。現在の使用状況を担当者に確認したところ、

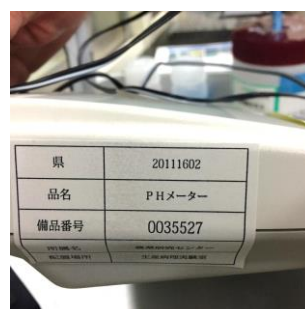
刈払機は「処分予定」であるが、残り 5 件については「現在使用中」で「問題なし」との回答であり、物品管理台帳（様式 32）の記載が現状と異なっていた。

3. 取得年度から 30 年以上が経過している物品

所属	品名	備品番号	取得価格	取得年度	機能の現況	農業研究センターからの回答
茶業研究所	自動摘定装置	0035603	480,000	1971	性能陳腐化	現在使用中 問題なし
果樹研究所	ガスクロマトグラフ	0032265	2,800,000	1978	修理不可能	処分予定
果樹研究所	ガスクロマトグラフ	0032266	1,018,000	1984	修理不可能	処分予定
果樹研究所	土壤消毒機	0032539	1,998,000	1976	問題なし	今後修繕し使用予定

上記の物品は、取得から 30 年以上が経過しており、これらの物品が現在どのような状況にあるのか担当者に確認をした。「自動摘定装置」は現在使用中であり、性能に問題なしとのことであるが、残り 3 件は「処分予定」もしくは「今後修繕の予定」との回答を得た。「自動摘定装置」及び「土壤消毒機」については物品管理台帳（様式 32）の記載と現状が異なっていた。

また、物品管理台帳（様式 32）から無作為にサンプルを抽出し、現物の確認を実施した結果、品名「PHメーター」備品番号「0033527」の備品について、台帳には管理主管として「病害虫研究室」と記載されているが、同研究室に番号違いの「02255087」が存在しており、備品番号「0033527」の備品は他の研究室に移動していたことが判明した。



指摘事項

指摘

1. 物品管理台帳と現物の突合作業について

研究のために使用される研究用物品は 1,000 万円以上する高額なものもあり、県民の貴重な税金を原資とするものであることから、その管理は慎重になされるべきである。

しかし、今回の監査において、監査委員事務局による監査で使用する物品管理台帳（様式 32）の記載内容に誤りが見つかった。当該資料作成の基礎となる物品管理システムの登録内容については特に誤りはなく、何故このような記載誤りが発生したかは不明であ

った。

監査委員事務局による監査は県庁内部におけるモニタリング機能であり、重要な内部統制であると考えられる。よって、監査委員事務局に対して不備のある資料を提供することは監査の前提を崩すことであり、あってはならないことである。

今後は物品管理台帳（様式 32）についても、提出前にその内容を慎重にチェックする体制が必要である。

意見

1. 備品管理のルールについて

研究施設内における備品の移動が発生する場合、特に総務への報告の義務はない。

しかし、移動が発生した場合、台帳上の保管場所の記載と実際の保管場所に相違が発生し、その後の現物管理が不十分となる危険がある。

試験研究機関の保有する機器備品は高額なものも存在することから、盗難の危険性もある。今後は所在場所が把握できるように、移動した場合は報告する義務のルール化が望まれる。

事業名	農業経営負担軽減支援資金助成費			
施策区分	『基礎』を固める			
事業目的	農業の持続的生産のためのセーフティネット			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	団体支援課	金融班		

事業概要

[事業の目的]

経営環境の変化から借入金の償還が困難となっている農業者であって、農業経営の改善を積極的に推進しようとする農業者を対象に、償還負担の軽減を図るため、農協等の融資機関に対して県が利子補給を行う事業である。これにより、債務の返済が困難となった農業者向けの長期かつ低利の貸付金を円滑に融通するとともに、営農指導の強化を併せて行うことで、農業経営の安定を図ることを目的とする。

借入希望者は5年間（必要に応じ10年間）の経営改善計画を作成し、融資窓口となる金融機関に提出をする。提出を受けた金融機関は、当該農業者の経営状況を勘案し、市町村及び地域振興局農業普及・振興課の協力を得て、経営改善のための指導班を設置し、経営改善計画に基づいて農業者の指導にあたることとなる。

[事業の内容]

農業経営負担軽減支援資金の貸付を行う融資機関に対して利子補給を行う。
貸付要件は以下のとおり。

1. 貸付対象者
負債の償還が困難となっている個人及び法人で、経営改善計画に基づく経営改善の実行と、資金の確実な償還が見込まれること等。
2. 融資機関
農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合
3. 資金使途
営農負債の借換え（制度資金の貸付利率5%以下は除く）
4. 貸付限度額
営農負債の残高
5. 償還期間（据置期間）
10年（特認15年）以内（据置3年以内）
6. 貸付利率（平成26年4月25日現在）

基準金利	利子補給率（県）	貸付利率
2.25%	1.25%	1.00%

[申請手続きの流れ]

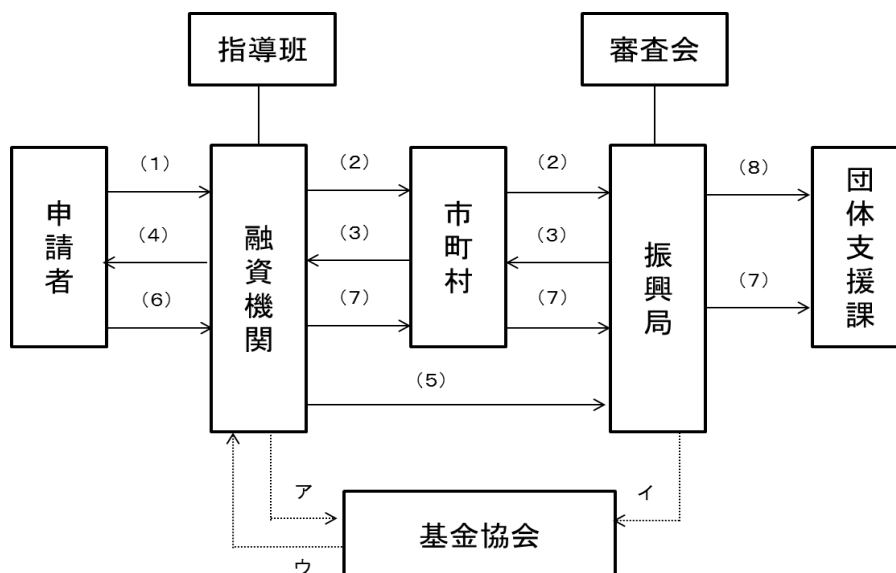
当該資金の申請手続きは以下の流れによって実施される。

1. 申請者は融資期間等の指導の下に「経営改善計画書」（運営要領別記第1号様式～7号様式）を1部作成し「農業負債整理関係資金申込書」（運営要領別記8号様式）1部と併せて融資機関に提出する。
2. 融資機関は、1の書類が提出されたときは、融資機関、市町村、市町村農業委員会、地域振興局農業普及・振興課等からなる指導班を設置し、経営改善計画の内容を検討するとともに「経営改善計画書総括表」（運営要領別記第1号様式）、「指導班設置状況報告書」（運営要領別記第9号様式）、「農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書」及び「経営改善計画に関する要件書」（事務取扱要領別記第2号様式）に必要事項を記入し、市町村に提出する。
市町村は、「農業経営改善計画書総括表」（運営要領別記第1号様式）に、市町村長の意見を付して、関係書類とともに振興局に提出する。
3. 振興局は、2の書類が提出されたときは、審査会構成員による事前検討会議を開催し、申請書の内容の検討を行った後、審査会を開催して経営改善計画の内容の適否を審査し、「経営改善計画書総括表」（運営要領別記第1号様式）に必要事項を記入し、市町村長を経由して融資機関へ回答する。
また、利子補給の承認を適当と認めた場合には、併せて利子補給承認通知書（事務取扱要領別記第3号様式）を融資機関に送付するとともに、市町村及び基金協会にその写しを送付する。
4. 融資機関は、3の回答を参考として、融資の可否を決定し、融資を行わないときは

「経営改善計画総括表」（運営要領別記第1号様式）により申請者にその理由を説明する。

5. 融資機関は、資金の貸付を実行したときは、「貸付実行報告書」（事務取扱要領別記第4号様式）を振興局に提出する。
6. 申請者は、毎年度「経営改善状況報告書」（運営要領別記第3号様式）を融資機関に提出する。
7. 融資機関は、6の「経営改善状況報告書」を基に「意見書」（運営要領別記第13号様式）、「指導計画・実績報告書」（運営要領別記第12号様式）を市町村を経由して振興局へ提出します。振興局は、その写しを団体支援課へ送付する。
8. 振興局は、利子補給承認及び貸付実行データを団体支援課へ送付する。

【手続きの流れ】



- (1) 経営改善計画書・資金借入申込書（債務保証委託申込書）の提出
- (2) 経営改善計画書（要件書）、利子補給承認申請書、指導班設置状況報告書の提出
- (3) 経営改善計画に対する意見回答、利子補給承認通知
- (4) 融資可否決定
- (5) 貸付実行報告書の提出
- (6) 経営改善状況報告
- (7) 意見書、指導計画・実績報告書の提出
- (8) 利子補給承認、貸付実行データの送付
- ア 債務保証委託申込書の提出
- イ 利子補給承認の通知
- ウ 債務保証諾否決定の通知

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	22,341	24,871	23,934
実績額 (千円)	22,178	24,645	23,795
差異 (千円)	163	226	139

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性 (申請、決定、交付手続、補助金額) ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ 補助事業の効果測定 of 適正性 ⑧ その他 ()
---------------	---

監査結果

農業経営負担軽減支援資金の交付手続の適正性を確認するために、上記手続きに沿って、関係資料の査閲及び担当者へのヒアリングを行った。

融資機関から県へ提出される「経営改善計画総括表 (運営要領別記第 1 号様式)」については、これまでの経営状況、経営改善策、計画の実行可能性、返済可能性等が、借入者、窓口融資機関、経営診断機関の三者によって適切に記載されていることを確認した。また「指導班設置状況報告書 (別記第 9 号様式)」においても、指導内容等が農家経営者ごとに適切に記載されていることを確認した。

しかし、資金の申請にあたって融資機関から最終的に県に提出される「経営改善計画書に関する要件書」(熊本県農業負担軽減資金事務取扱要領第 2 条及び別記第 2 号様式)の償還期限の分類欄の「特認の理由」について、異なる貸付先であるにも関わらず、同じ文言が記載されたものが複数存在した。

融資機関から市町村を経由して県に提出される「経営改善計画書に関する要件書」(事務取扱要領別記第 2 号様式)では、その注記において、「償還期限を、10 年を超え 15 年以内とする場合には、「分類」の欄は「特認」を○で囲み、特認の理由を記入すること」となっている(熊本県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領第 2 条)。

例えば、A 農業協同組合から提出された「経営改善計画書に関する要件書」では、「分類」の欄で「特認」とされた場合、その特認の理由として以下のような農業経営者ごとの状況に応じた記述となっている。

常時飼養頭数が、45 頭から 75 頭へ増加し、規模拡大を図っている。
当初 5 年間、導入牛の返済等多額でもあり、10 年での返済では、経営の安定を図るのが、
厳しい状況にあるので、返済期間を延長し、経営の安定を図る。

平成 23 年当初の離乳期の事故多発により出荷頭数減少、原因究明後の出荷頭数回復時(秋
口の豚価低迷)により資金繰り悪化、さらなる支援のため、今回、本資金への切替となっ
た。10 年では、償還に無理があるため、15 年とする。

しかし、B 農業協同組合及び C 農業協同組合から提出された「経営改善計画書に関する
要件書」では、それぞれ入手したサンプル 3 件について、年度以外はすべて下記のような
同じ文言が使用されていた。

経営の安定を図り、毎年の農業必要経費を次年度に繰り越さないよう計画的な償還の実
現と、今後の購買未収金の発生を抑えるため、切替後の購買（資材等）取引を極力現金取
引とし、当初 1 年間の償還を据え置きし、平成 26 年からの償還を計画したため。

償還期限を 10 年間で計画した場合、農業経営の改善及び約定返済が困難な状況になると
か考えられます。

よって、特認を受けることにより、約定返済額の負担の軽減を図り早期に、農業経営改
善計画の達成を見込むものです。

尚、借入期間中は十分労働可能であると判断します。

上記記載からは融資先の具体的な経営状況等は読み取れず、抽象的な記載に終始してい
ることから、十分な記載とはなっていない。

指摘事項

指摘

1. 書類の記載内容について

農業経営者の状況は様々であり、個々でその事情は異なるにも関わらず、「特認」の理
由の文言が同じものが存在していた。所管課の説明によれば、関係機関により複数回の
会議が開催され、また現地調査や経営者に対するヒアリング等、利子の補助をすべきか
どうか慎重に検討をしているとのことであるが、要件書の理由欄には検討した結果の理
由について十分な記載がなされておらず、資料の作成状況は芳しくなかった。

償還期間が「一般（10 年据置期間 3 年）」か「特認（15 年以内据置期間 3 年）」である
かにより、利子補助の年数も異なり、年数が長ければその分県民の負担も増加する。ま
た償還期間が長ければ、そこに資金が拘束されることから、他の有効な資金の利用を阻

害することになる。よって、「特認」を認めるべきか慎重に判断されるべきであり、その検討過程は詳細に残されるべきである。

今後、融資機関に対して「経営改善計画書に関する要件書」に関する「特認」の記載について、申請者である農業経営者の個々の事情が明らかになるように、詳細に理由を記載するよう指導すべきである。

なお、農業経営負担軽減支援資金による、利子補助を受けている全体件数の中で、特認の割合は以下のとおりである。

振興局名	貸付件数	うち特認件数	特認割合
熊 本	16 件	13 件	81%
玉 名	6 件	5 件	83%
山 鹿	13 件	12 件	92%
菊 池	17 件	15 件	88%
阿 蘇	18 件	17 件	94%
上 益 城	7 件	7 件	100%
八 代	4 件	1 件	25%
芦 北	2 件	2 件	100%
球 磨	61 件	55 件	90%
天 草	3 件	1 件	33%
合 計	147 件	128 件	87%

事業名	6次産業化推進・加工施設整備支援事業			
施策区分	『夢』を担う人材を育てる			
事業目的	農業参入企業や県産農林水産物に係る契約栽培を行う企業等の加工施設等の整備に関する助成。			
事業区分	国庫事業	<u>県単独事業</u>	雇用対策事業	<u>新規事業</u>
事業種別	<u>補助金・負担金事業</u>		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	経営局 担い手・企業参入支援課	企業参入支援班		

事業概要

[目的]

県産農林水産物の高付加価値化や生産拡大による所得の向上を図るため、生産者団体や農業参入した企業等が行う、6次産業の創出に資する中小規模の加工施設等の整備を支援する。

[事業内容]

1. 会社法上の法人のまま農業参入した事業者等（補助率 1 / 3）
 - ① 本件で農業経営を行っている会社のうち、農業生産法人以外の会社
 - ② 県内の農業者との契約栽培（県産農林産物を原材料として調達する場合を含む）を行う会社
2. 農業を主たる事業として参入した事業者等（補助率 1 / 2）
 - ① 会社が農業参入に当たり設立した農業生産法人
 - ② ①を設立し、自ら林水産物加工へ事業展開する会社

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	—	—	103,000
実績額（千円）	—	—	2,271
差異（千円）			※ 100,729
（うち翌年度繰越額）	—	—	※ (100,729)

※補助対象となる事業の完了が平成 26 年度にずれ込んだため、予算を平成 26 年度に繰り越している。

監査要点

補助金・ 負担金事業	<ol style="list-style-type: none"> ① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額） ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ 補助事業の効果測定の適正性 ⑧ その他（ ）
---------------	--

監査結果

対象事業者の選定にあたって、事業者の情報等を入手しているがその時点において以下の通り改善を要すると思われる点がみられた。

指摘事項

指摘

1. 対象事業者の要件のチェック方法について

今回補助の対象となった事業者は、上記事業概要における 2 の②に該当する事業者であったが、補助対象事業者を選定するに当たり、当該事業者が農業参入に当たり設立し

た法人が「農業生産法人」に該当する必要がある。

「農業生産法人」に該当するか否かについては、具体的には後述する農地法第2条3項2号に規定されるような要件を満たす必要がある。

しかし、今回の対象事業者については、補助対象となるか否かチェックリストに基づき確認を行っているものの、農地法第2条3項2号に該当するかどうかについて、書面等での確認が行われていなかった。本来、同法第2条3項2号の要件に該当するか否かを判断するためには、申請時点における法人の株主名簿等を入手し、株主構成を検討することが必要と考えるが、残されている資料からはその確認の証跡を確認できなかった。

農地法第2条第3項の規程（一部抜粋）

3. この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

一（省略）

二 その法人の組員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（株式会社にあっては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの）、持分会社にあっては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、次に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの）に限る。）。)

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人（その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となっている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（農林水産省令で定めるものに限る。)

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転する

<p>ことが确实と認められる個人を含む。)</p> <p>ニ その法人の行う農業に常時従事する者（前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが确实と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）</p> <p>ホ その法人に農作業（農林水産省令で定めるものに限る。）の委託を行っている個人</p> <p>へ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人</p> <p>ト 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>チ その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの</p>
--

今後同様の補助事業を実施する際は、農地法第3条に基づく、農地の取得・賃借の許可を得ているか、当該法人が農業法人に該当するか等を農業委員会に対して文書で確認をする等、対象法人が要件を満たしているか慎重に確認を行うとともに、確認の証跡を残すことが望まれる。

事業名	担い手育成緊急支援事業			
施策区分	『夢』を担う人材を育てる			
事業目的	農業従事者の減少や高齢化が進む中、認定農業者及び地域営農組織を中心とする担い手を確保し、経営状況に応じたきめ細かい経営支援を勧めることで、経営力の向上と経営の多角化等による農業所得の向上を図る。			
事業区分	国庫事業	<u>県単独事業</u>	雇用対策事業	新規事業
事業種別	<u>補助金・負担金事業</u>		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	経営局	担い手・企業参入支援課	担い手支援班	

事業概要

<p>[目的]</p> <p>農業従事者の減少や高齢化が進む中、認定農業者及び地域営農組織を中心とする担い手を早急に確保し、経営状況に応じたきめ細かい経営支援を進め、経営力の向上と経営の多角化等による農業所得の向上を図る。</p>

[事業内容]

1. 県推進事業（研修会の開催、全国優良経営体表彰事業等の事務費）
 - (1) 振興局等連携
 - (2) 関係機関連携
2. 県担い手育成総合支援協議会事業（事業費補助）

県担い手協議会による認定農業者の経営改善や法人化推進、地域営農組織の経営力強化等に係る活動を支援する。

 - (1) 認定農業者の認定促進、経営改善指導（協議会の事業推進費、研修会・経営コンサルティングの実施）
 - (2) 法人経営の推進（セミナー開催等）
 - (3) 地域営農組織連絡協議会活動支援（営農組織の運営費、研修会の開催）
3. 市町村担い手育成総合支援協議会等事業（事業費補助）

市町村、JA、市町村担い手協議会等による認定農業者や地域営農組織等の担い手の育成・確保に係る活動を支援する。

 - (1) 認定農業者認定促進、経営改善、法人経営の推進（2. と同様）
 - (2) 農業所得アップの取組支援（農業技術の調査研究支援）
 - (3) 地域営農組織の経営強化・法人化支援
4. 地域営農組織協業化・法人化事業

組織活動が停滞している地域営農組織の協業化・法人化を支援するとともに新たな組織設立に取り組む地区の合意形成活動を支援し、農地集積の受け皿となる地域営農組織の育成を推進する。

上記、2. および3. については、補助対象となる事業者の違い（2. については、熊本県担い手育成総合支援協議会、3. については各市町村、JAもしくは各市町村の担い手育成総合支援協議会）により、事業が区分されている。

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	79,378	76,625	68,452
実績額（千円）	78,239	76,122	66,028
差異（千円）	1,139	503	2,424

監査要点

補助金・負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額）
-----------	---

⑤	実績報告の妥当性
⑥	補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性
⑦	補助事業の効果測定 of 適正性
⑧	その他 (補助対象事業見直しの必要性)

監査結果

補助金の交付に当たり、各事業者から支出項目調書を入力し、交付対象となる事業の内容と、これに要した費用につき、報告を受けているが、その内容につき以下の点について、改善が必要と考えられる。

指摘事項

指摘

1. 事業実績報告（支出項目調書）の作成について

補助対象事業者からの支出項目調書を確認したところ、予算額と精算額が全く同額となっている事例が散見された。

<報告の実例>

(単位：円)

事業者名	予算額	実績額
A市	4,300,000	4,300,000
B町	345,000	345,000
C町	200,000	200,000
D市	3,000,000	3,000,000
E村	350,000	350,000
F町	280,000	280,000

実施した事業の内容によっては、当初予算額通りに支出が行われる場合もありうるが、経費の支出に当たっては円単位の端数が出るのが通常であり、完全に予算額と精算額が一致することは稀であると考えられる。当該補助金の限度額は、実績額の2分の1であり、事業としての実績額は支出項目調書にある金額よりもかかっている場合もあると思われるが、上記のような報告を見る限り、事業者である各市町村は、慣習的に「予算額＝精算額」としなければならないものと解釈している可能性があり、超過した部分の報告が行われていない可能性も考えられる。

しかし、支出項目調書等、事業報告を受ける本来の目的は、補助事業に要する経費が漏れなく処理され、必要がある場合はその根拠となる資料と突合することで、不適切な補助金の申請がなされないように検証することにある。よって、収支報告において予算と実績額が同額となっている場合には、支出項目調書等の記載の正確性につき十分留意するとともに、その旨補助対象事業者に対し指導したうえで、今後十分なチェックがな

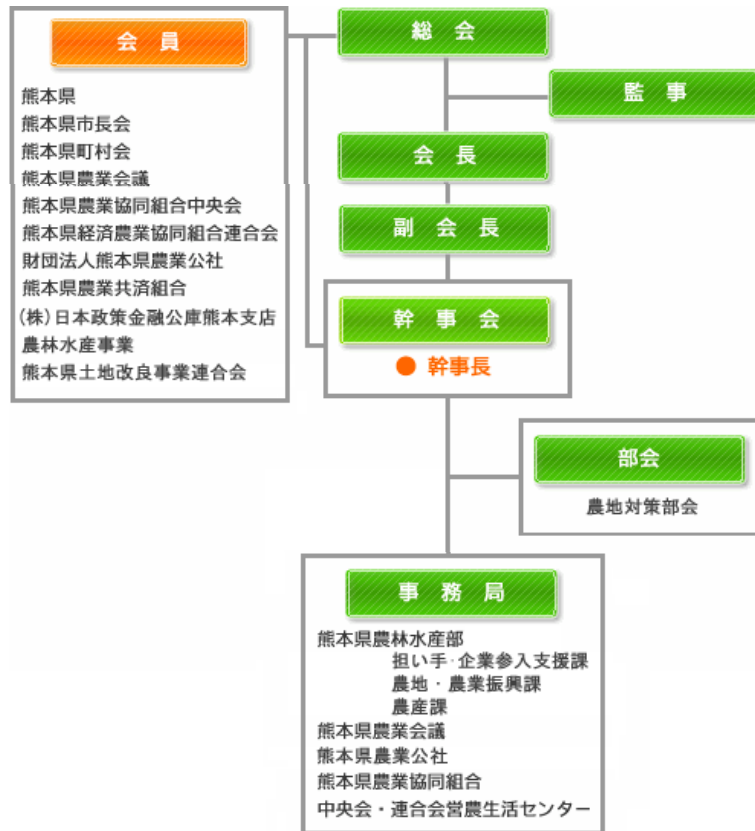
される必要がある。

2. 事業者が支出する外部委託経費について

熊本県担い手育成総合支援協議会（以下、「協議会」という）が熊本県から補助をうけている事業に、農業者からの相談窓口（ワンストップ支援窓口）の運營業務が含まれており、これに関する補助金が熊本県から協議会に支出されている。協議会は、熊本県、市長会、町村会、JA 中央会、JA 経済連、JA 共済、農業公社、政策金融公庫、土改連、農業会議で構成されており、協議会の事業費 24 百万円のうち、県は約 20 百万円を負担し、残りを J A 中央会、農業会議が負担している。

熊本県担い手育成総合支援協議会は、行政と関係農業団体が一体となって、本県における担い手の確保・育成に向け、共通の目標とその実現に向けた支援活動を積極的に展開し、本県の望ましい農業構造の実現に寄与することを目的に、平成 17 年 4 月 20 日に設立しています。

県協議会は、県、県農業会議、J A 中央会、県農業公社等で構成され、ワンストップ窓口の設置、税理士等専門家の市町村協議会への派遣、出張経営診断の実施、法人化個別相談の実施、地域営農リーダー育成セミナーの開催等の担い手支援活動を行っています。



協議会自体は事務局要員等の人的資源を有しておらず、協議会の事務全般については熊本県農業会議（以下、「農業会議」という）及び熊本県等が分担して行っている。相談窓口業務についても農業会議に委託されており、事務委託費が協議会から農業会議に対して支出されている。

協議会に人的資源がない現状では、熊本県より補助を受け、事業を行おうとしても、協議会として実行する能力を有していない。また、農業会議に委託した業務の実施を協議会としてモニタリングすることは難しく、何らかの問題が発生した場合の責任の所在があいまいになる可能性がある。

以上の点より、少なくともワンストップ支援窓口業務の引受先を協議会とすることは妥当ではないと考える。窓口業務を実質的に農業会議が担っていることからすれば、当該事業の引受先も農業会議とし、補助金の支出についても、協議会に負担させている業務の割合に応じて、関係団体が分担して農業会議に対して支払えばよいものとする。

事業名	くまもと農業経営塾
施策区分	『夢』を担う人材を育てる
事業目的	認定農業者・農業法人の育成
事業区分	国庫事業 <u>県単独事業</u> 雇用対策事業 新規事業
事業種別	補助金・負担金事業 貸付事業 <u>委託事業</u> その他（ ）
担当課名	経営局 担い手・企業参入支援課

事業概要

[目的]

県内の意欲ある若手農業者等を対象に、経済界、農業界の第一線で活躍する実務家等を招聘し、講座を開催することにより、経営者としての資質向上を図り、将来の本県農業を担うリーダーを育成する。

[事業内容]

- 1 事業主体 県
- 2 事業期間 平成 22 年度～27 年度
- 3 対象者 県内の農業者等
- 4 内容

(1) 農業経営塾

① ゼミ講座（年 10 回程度開催）

対象者：意欲ある若手農業者（25 名程度）

内容：マーケティング戦略の理解と農業経営への活用

② フォローアップ事業

対象者：ゼミ講座修了生

内容：事業計画実現に向けたフォローアップ

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	18,000	16,587	15,587
実績額（千円）	14,929	16,097	13,577
差異（千円）	3,071	490	2,010

監査要点

委託事業	① 委託事業に関する事務手続の法令・要綱への準拠性（選定、契約） ② 委託事業の選定方法の妥当性（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等） ③ 実績報告の妥当性 ④ 実績確認、受託事業者への指導・監督の適正性 ⑤ 委託事業の効果測定の適正性 ⑥ その他（委託業者の選定時における評価基準の妥当性）
------	---

監査結果

委託先の業者選定につき、企画コンペ方式を用いているが、これに際して以下の点を考慮すべきと考える。

指摘事項

意見

1. 企画コンペにおける価格の評価について

本事業は、他の自治体における類似事業の実施例がなく、県においても全くの新規事業でありノウハウを有していないことから、民間事業者から企画を募り、その中で最善と思われる企画を採用し、実行している。

提案された企画を比較評価する際に採点基準を設けており、「類似事例の業務実績」等が項目として設けられているが、「事業の実施に必要なコスト」を評価する項目が含まれていない。

本案件のように今までにない事業を新たに実施するに際して、開始当初のノウハウがない時期において企画コンペ方式を採用することはやむを得ないが、ノウハウが蓄積してくれば、いずれは競争が働くような契約方法に移行し、事業実施のためのコストを低減できるよう、努力する必要があると考える。

事業名	くまもとの地産地消総合対策事業
施策区分	『交流・定住』で盛り上げる
事業目的	地産地消・食育の推進
事業区分	国庫事業 <u>県単独事業</u> 雇用対策事業 新規事業
事業種別	補助金・負担金事業 貸付事業 <u>委託事業</u> その他（ ）
担当課名	経営局 流通企画課 地産地消・加工班

事業概要

[目的]

「くまもと地産地消推進県民条例」の理念に則り、県民一人一人が学校や職場、家庭の中で日常的に地産地消を意識し、実際の消費行動に移してもらえるよう、条例の周知と地産地消の機運醸成、並びに県産農林水産物等の利活用を促進し、生産者、事業者、消費者及び関係機関が一体となって地産地消を推進する。

[事業内容]

1 県民に向けた地産地消の機運醸成

(1) 地産地消サイト運営

本県の多彩な農産物やそれを使った料理、直売所、地産地消協力店などの情報を提供し、地産地消の機運を醸成する。

(2) 地産地消協力店の指定

県産品の良さをPRする店舗を協力店として指定し、PR活動を支援する。

(3) 地産地消の総合的な推進

県民条例に基づく連絡会議等の運営や地産地消に関する情報収集を行う。

(4) 地域段階における推進

各地域の実情に応じた地産地消の取組推進、情報収集等を実施する。

2 直売所の体制・機能強化

(1) 地域直売所等連携推進事業

地域における直売所間の連携活動への支援を行う。

(2) 直売所間物産輸送システム実証

端境期にあたる時期に県内農林水産物を直売所等の間で流通できるシステムづくりの実証を行う。

(3) 直売所PR事業

県内直売所等が連携し自主的に行う情報発信等のPR活動を支援する。

3 県民の地産地消活動支援

(1) くまもと食・農ネットワーク活動支援

県民参加の地産地消推進組織の活動を支援し、地産地消を促進する。

(2) 地産地消フォーラム

くまもと食・農ネットワークと共催するフォーラムを行い地産地消の機運醸成を行う。

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	10,146	12,778	13,496
実績額 (千円)	8,133	11,753	12,337
差異 (千円)	2,013	1,025	1,159

監査要点

委託事業	①	委託事業に関する事務手続の法令・要綱への準拠性 (選定、契約)
	②	委託事業の選定方法の妥当性 (一般競争入札、指名競争入札、随意契約等)
	③	実績報告の妥当性
	④	実績確認、受託事業者への指導・監督の適正性
	⑤	委託事業の効果測定 of 適正性
	⑥	その他 ()

監査結果

熊本県は「くまもと地産地消推進県民条例」を定め、県民一体となった「地産地消」の推進に取り組んでいる。具体的には、関係機関、生産者、事業者及び県民の相互連携のもと、以下のような取組をしている。

- (1) 消費者の県産農林水産物への安心感や信頼を得るため、生産現場や生産物の情報提供
- (2) 豊かな自然に育まれた「宝」である県産農林水産物の様々な場面での利活用促進
- (3) 地域の伝統的な食文化の継承と「食育」との連携による農林水産業への理解促進
- (4) 都市と農山漁村、生産者と消費者の間の交流活動の促進

また、地域における取組を進めるため、「くまもと食・農ネットワーク」を構築し、情報提供などを行いながら、地域及び地域での地産地消活動を支援している。

具体的な実績としては、以下のとおりである。

<くまもとの地産地消総合対策事業のうち地産地消サイト>

ホームページやメールマガジンを活用して、地産地消の推進を行う協力店や料理方法、イベント等の情報を発信し、消費者と生産者の共生関係づくりに向けた意識啓発を行っ

た。

(実績) 平成25年度ホームページ総アクセス数 2,280,000件

<くまもとの地産地消総合対策事業のうち地産地消促進対策>

県産農林水産物等の販売拠点である直売所を組織化し、各直売所のイベントをまとめて県内外にPRする「くまもと『地産地消』直売所キャンペーン」を開催し、消費者の誘導を図った。

(実績) 平成25年11月16日～平成26年2月11日 145店舗参加

「くまもと地産地消推進県民条例」とは

県では、これまで農林水産業が果たしてきた様々な機能を再認識するとともに、県産の農林水産物がより身近な地域で流通・消費されることで、県内農林水産物に対する理解を深め、経済の循環や地域を活性化し、県民の方々の郷土愛を育むような取組を「くまもと地産地消」と位置付けています。

本条例は、「くまもと地産地消」の推進に向けて、農林漁業と商工業の連携、観光振興との連携、更には食文化等の生活文化の継承などに県、市町村、生産者、事業者及び県民の方々が一体となって取り組むことを定めたものです。(熊本県 地産地消サイトより)

これらの取組のうち、直売所PR事業に関して、委託先の業者選定につき、企画コンペ方式を用いているが、これに際して以下の点を考慮すべきと考える。

また、地産地消サイトの運營業務委託について、委託契約の内容につき、見直すべき点があるものとする。

指摘事項

意見

1. 随意契約による委託業者の選定について

地産地消サイトの運營業務委託について、以下の理由により単独見積徴取及び随意契約を実施している。

「熊本県地産地消サイトは」平成14年7月3日付でA社にシステム開発を委託した。A社が独自開発したシステムを使用しているため、他事業者が受託した場合、①データ自体は提供されるが、データ移行等に新たなアプリケーションソフトの作成が新たに必要となり経費がかかること、②移行後のデータ確認作業が膨大になること、③現在の地産地消サイトのホームページアドレスの変更や、現会員のパスワード等の変更が必要となり、その変更作業、会員等への周知等相当な経費が必要であること等、費用面、作業効率面などを総合的に判断し、A社以外にない。

しかし、上記随意契約理由のうち、①、②の理由については、サイトの作成はその後の保守による収入が見込めることから、移行費用を安い価格で提示する業者がいる可能性がある。よって、A社の見積り提示額よりも低価格になる可能性があることから、他者を見積りをとることを検討する余地があったと考える。

また、③の理由については、ホームページのアドレス変更については利用者への通知、若しくは新サイトへのリダイレクト等を手配すれば足りる。会員のパスワード等についても、県が落札業者に情報提供を行い、新サイトで引き続きこれを利用できる可能性がある。

上記のように、システム等の開発委託については、当初作成した業者でなければその後の保守もできないと判断しがちであるが、問題を解決する方法が存在する場合もあることから、今後は契約の検討段階で専門家等に相談し、できる限り競争性の働く契約方法を採用することが望まれる。

2. 長期間の保守作業が見込まれる場合の委託業者の選定について

上記のような当初何らかの物品もしくはサービスの提供を受け、その後保守または追加サービスの契約が、一定期間確実に見込まれる場合、当初提供される物品、およびサービスの費用のみでなく、その後の保守費用も合わせて見積りを入手し、イニシャルコストとランニングコストを合わせたトータルコストで業者を選定することを考慮すべきである。

特に本契約のように、ウェブサイトにおけるコンテンツの提供を行う場合、サイト自体の定期的なリニューアル等を図り、コンテンツの鮮度を維持することも有用であると考える。

今後同様の事例における契約を検討する際には、例えば、サイトに含まれるコンテンツ等ほどの業者でも利用できるような形で作成し、サイト自体に関しては数年に一度、その後の保守費用込みで作成する業者を選定する、といった方法を検討することが考えられる。

3. 企画コンペにおける価格の評価について

直売所PR事業に関して、類似事業の実施例がなく、県においても全くの新規事業でありノウハウを有していないことから、民間事業者から企画を募り、その中で最善と思われる企画を採用し、実行している。

提案された企画を比較評価する際に採点基準を設けており、「類似事例の業務実績」等が項目として設けられているが、「事業の実施に必要なコスト」を評価する項目が含まれていない。

最近では、自治体を実施する事業をPRする事例は他県でもよくみられ、同様の事業を受託している民間業者は比較的多くあるものと考えられる。特に類似する企画を数年にわたって継続実施した場合、企画内容について発注者側でのノウハウも蓄積され、コスト面での良否も検証できるようになるはずである。

したがって、本案件のように今までにない事業を新たに実施するに際して、開始当初のノウハウがない時期において企画コンペ方式を採用することはやむを得ないが、ノウハウが蓄積してくれば、いずれは競争が働くような契約方法に移行し、事業実施のためのコストを低減できるよう、努力する必要があると考える。

事業名	くまもとの宝トップセールス事業			
施策区分	誇れる『顔』を売る			
事業目的	「くまもと」の認知度向上・販売チャネルの拡大			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	経営局	流通企画課	流通・販促班	

事業概要

<p>[目的]</p> <p>県産農林水産物等の販路の確保と規模拡大を図るため生産者団体が参加するフェアや商談会等において、知事が生産者の応援団としてセールスプロモーションを実施し、本県の認知度の浸透・定着を進めるとともに生産者の意欲向上に繋げる。</p> <p>[事業内容]</p> <p>1 国内事業</p> <p>(1) 商談会「スーパーマーケットトレードショー」への出展</p> <p>(2) 大手量販店等における熊本フェアの開催</p> <p>(3) 大手流通業者の代表者等を対象にした県産農林水産物の試食会の開催</p> <p>2 海外事業</p> <p>(1) 相手国要人に対するセールスプロモーションの実施</p> <p>(2) フェア会場での県産品PR</p>

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	8,073	10,930	10,930
実績額 (千円)	7,839	10,772	10,741
差異 (千円)	234	158	189

監査要点

委託事業	① 委託事業に関する事務手続の法令・要綱への準拠性（選定、契約） ② 委託事業の選定方法の妥当性（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等） ③ 実績報告の妥当性 ④ 実績確認、受託事業者への指導・監督の適正性 ⑤ 委託事業の効果測定 of 適正性 ⑥ その他 （委託業者の選定時における評価基準の妥当性）
------	--

監査結果

阿蘇や天草をはじめとする豊かな大地と海、清らかな水に恵まれた熊本県には、全国トップクラスの安全安心でおいしい農林水産物が数多く存在している。

このスイカやデコポン、トマトなどの青果物をはじめ、くまもとあか牛などの畜産物や魚介類などの「くまもとの宝」を、知事自らがセールスマンとなって、生産者とともに国内外に向けてPR活動に取り組んでおり、この活動を予算化したのが当該事業である。

その活動は、東京のレストランで「くまもとの宝試食会」を開き、流通業者の方を招いて県産の食材を使った料理やからしれんこん、ひともじのぐるぐるなどの郷土料理を提供している。また、同時期に商談会を行うことで、農林水産物のみならず、加工食品なども含めた取引の拡大につなげている。

このほか、東京や関西のスーパーでは熊本フェアを開催し、消費者への試食配布や、卸売市場等で売り込みをすることにより、販路拡大に努めている。

さらに、世界的な和食ブームが広がる中、海外の大都市への宣伝にも取り組んでいる。

なお、事業の委託先の選定につき、企画コンペ方式を用いているが、これに際して以下の点を考慮すべきと考える。

指摘事項

意見

1. 企画コンペにおける価格の評価について

本事業は、あらかじめ事業実施のための予算上限を定め、その範囲内で実施可能な企画を民間事業者から募り、その中で最善と思われる企画を採用し、実行している。

提案された企画を比較評価する際に採点基準を設けており、「類似事例の業務実績」等が項目として設けられているが、「事業の実施に必要なコスト」を評価する項目が含まれていない。

最近では、農林水産物を県外でPRする事業は他県でもよくみられ、同様の事業を受託している民間業者は比較的多くあるものと考えられる。特に類似する企画を数年にわたって継続実施した場合、企画内容について発注者側でのノウハウも蓄積され、コスト面での良否も検証できるようになるはずである。

したがって、本案件のように今までにない事業を新たに実施するに際して、開始当初

のノウハウがない時期において企画コンペ方式を採用することはやむを得ないが、ノウハウが蓄積してくれば、いずれは競争が働くような契約方法に移行し、事業実施のためのコストを低減できるよう、努力する必要があると考える。

2. 企画コンペ参加業者数の確保について

平成 25 年度に実施された本事業の企画コンペに関しては参加者が 1 社しかなく、評価点が最低基準さえ満たしていれば採用となる状態であった。

本来であれば複数の企画案の中から最適と思われる企画を選定するのが企画コンペ方式を採用する前提であり、このような状況で企画コンペ方式を採用する意義は低い。

1 で前述したとおり、類似の事業を請負う業者は複数存在していると考えられることから、参加業者を増やす努力が望まれる。

例えば、ホームページをより積極的に活用して、調達に関する情報を広く周知する、もしくは SNS (Social Networking Service : インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと) で事業者向けに情報発信をするアカウントを設けておくことで、費用をかけずに多くの事業者に対し情報発信ができる。

特に SNS については、広報といった単なる情報の提供のみに限らず、提供した情報に対するフィードバックも受けやすく、かつ、その内容が比較的オープンになりやすいといった利点もある。この点に着目し、自治体によっては情報発信を一般のホームページから SNS 中心に切り替える事例 (武雄市) もあるため、情報発信の有効な手段として検討してみる価値はあるものとする。

事業名	農地・水保全管理支払事業			
施策区分	豊かな「環境」を未来に渡す			
事業目的	活力のある農山漁村の再生 (新しいむらづくり)			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他 ()			
担当課名	経営局 むらづくり課 農山漁村支援班			

事業概要

[目的]

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通の資本であるが、農村の過疎化、高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきている。

このため、地域において農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみで効果の高い共同の取り組みを行

う活動組織を支援する。

また、農業用排水路等の老朽化が進む中、資源の保全管理を行う取り組みに加え、地域（集落）自らがこれら施設（水路・農道・ため池・農地に係る施設等）の長寿命化のための補修・更新等を行う取り組みについても支援する。

[事業内容]

1 共同活動支援

①基礎活動

農地や農業用施設の適切な維持及び保全のために全ての対象活動組織が取り組むべき活動（機能診断、農地・水路・農道・ため池の保全管理等）

②農村環境保全活動

生物多様性保全、景観形成等の農村環境の保全を図るための活動

【支援水準】

- ・共同活動に対する支援単価（10 a 当たり）

水田 4,400 円、畑 2,800 円、草地 400 円

2 向上活動支援

①施設の長寿命化のための活動

農業用排水路・農道・ため池・農地に係る施設の補修等

②高度な農地・水の保全活動

水質、土壌、生物多様性等の地域環境に資する高度な保全活動

【支援水準】

- ・向上活動に対する支援単価（10 a 当たり）

水田 4,400 円、畑 2,000 円、草地 400 円

- ・高度な農地・水の保全活動に対する支援単価（10 a 当たり）

水田 500～2,000 円、畑 500～1,500 円《段階別ポイント制》

3 推進交付金

- ・第三者委員会の設置・運営
- ・事業の適正な執行のための活動組織の指導等
- ・活動の履行確認

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	618,602	597,082	703,008
実績額（千円）	607,935	596,544	701,471
差異（千円）	10,667	538	1,537

監査要点

委託事業	① 委託事業に関する事務手続の法令・要綱への準拠性（選定、契約） ② 委託事業の選定方法の妥当性（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等） ③ 実績報告の妥当性 ④ 実績確認、受託事業者への指導・監督の適正性 ⑤ 委託事業の効果測定の適正性 ⑥ その他（ ）
------	--

監査結果

本事業の実施に際して、補助金の申請書類作成用のデータベース作成を外部に委託しているが、委託業者の選定に際して以下の点を考慮すべきと考えられる。

指摘事項

指摘

1. システムプログラムの著作権の帰属について

著作権等の帰属については、仕様書の上だけでなく、本来契約書上も明確にしておく必要がある。著作権の帰属が契約書上明らかにされておらず、仮に他の業者にシステムの改修を依頼した場合、著作権により改修ができない不都合が考えられる。

本案件の場合を例に考えると、運用のしやすさとコスト面を考慮した場合、プログラムの著作権を含むシステム自体を熊本県が買い上げ、その後の保守を複数の業者に一般競争入札で契約する方法が考えられる。

また、著作権を取得せず、数年に一度システム自体を新しいものにするを前提とし、システム開発と保守を合わせて契約する方法も考えられる。

過去において既に調達したものについて見直すことは著作権の関係から難しいが、今後同様の契約を結ぶ際には上記の点に留意し、安易に保守契約を随意契約によることの無いように考慮する必要があると考える。

意見

1. 随意契約による委託業者の選定について

平成 25 年度において、「農地・水（向上）支援システム改修業務」として、A社に対し業務を委託している。委託内容は補助金申請に必要な書類を作成するための支援システムの改修であるが、具体的には過年度に作成されたデータベースの改修や、スプレッドシート（エクセル等）へのデータダウンロード機能の改修等が含まれている。

業者の選定に際して、決裁書において以下を理由として、A社から単独見積りを徴収した上で随意契約を結んでいる。

現在運用している『農地・水（向上）支援システム』の改修であり、既存のシステムを活かしつつ、事業制度改正による様式変更への対応及び機能性の向上を図るものである。（中略）業務遂行できる能力を持った者は、平成 24 年度に基礎システムを受注開発し、システムの内容を熟知している A 社以外になく、契約の性質又は目的により相手方が特定しているため、熊本県会計規則 95 条第 1 項（1）により随意契約を締結する。

当初開発したシステムのプログラムの著作権に関しては、仕様書上原則として熊本県に属するものとなっており、データの入出力に使用するスプレッドシートも市販のものであることから、改修業務が同社しか行えないとするには合理的な根拠を欠くものと考えられる。

システム等の開発委託については、当初作成した業者でなければその後の保守もできないと判断しがちであるが、問題を解決する方法が存在する場合もあることから、今後は契約の検討段階で専門家等に相談し、できる限り競争性の働く一般競争入札を採用することが望まれる。

事業名	くまもと豊表価格安定対策事業			
施策区分	『基礎』を固める			
事業目的	農業の持続的生産のためのセーフティネット			
事業区分	国庫事業	<u>県単独事業</u>	雇用対策事業	新規事業
事業種別	<u>補助金・負担金事業</u>		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	生産局	農産課	い業・特産班	

事業概要

[目的]

豊表価格の大幅な下落がいぐさ・豊表生産農家の経営に及ぼす影響を緩和し、構造改革への取組みを支援するため、国では豊表価格安定制度「いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業」が実施されているが、豊表の価格によって補てん率が大きく変動するため、補てん率が平準化するよう県で上乗せ助成を行う。

[事業内容]

国の『いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業』が実施される際に、補てん率が「銘柄品」は 80%程度、「一般品」は 60%程度に平準化されるよう助成するとともに、最低基準価格以下では一律の上乗せ助成を行う。

○交付対象者・交付対象豊表等については、国の制度と同一

○県の助成単価（円/枚）

<銘柄品> { (助成基準価格－当該年産価格) × 80%－国助成単価 } × 3 / 4

<一般品> { (助成基準価格－当該年産価格) × 60%－国助成単価 } × 3 / 4

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	130, 120	127, 663	123, 617
実績額（千円）	854	47, 511	14, 085
差異（千円）	129, 266	80, 152	109, 532

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額） ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ <u>補助事業の効果測定</u> の適正性 ⑧ その他（ ）
---------------	--

監査結果

熊本県におけるいぐさの栽培面積は、全国の約 96%を占め、本県農業、とりわけ県南八代地域における重要な基幹作物となっている。本県におけるいぐさの農業産出額は 60 億円程度と県全体（約 3, 200 億）の 2%弱であり、さらにそれを取り巻く製造業や問屋等流通・販売等のサービス業まで含めた地域産業への経済効果は約 200 億円とも推計され、地域経済上もい草の振興は重要であると熊本県はとらえている。そのため、いぐさの振興について県の農政施策である「熊本県食料・農業・農村計画（平成 23 年 3 月策定、計画期間平成 23 年度～平成 27 年度）」にも対象として織り込まれている。

いぐさ・畳表産地においては、安価な輸入品に対抗するため、高品質畳表等の付加価値の高い生産品を中心とした構造改革に取り組んでいるが、その推進のためには、輸入増加に伴う価格低下の影響を緩和する必要がある。

このため国は畳表の価格安定制度「いぐさ・畳表構造改革緊急支援事業」を実施している。しかし、国の制度が畳表の価格帯によって 4 段階の定額補てんとなっていることから、熊本県では補てん率が 80%（銘柄品）と 60%（一般品）程度になるように上乗せして助成を行う「くまもと畳表価格安定対策事業」を行っている。（実施主体：熊本県い業経営安定基金協会）

指摘事項

意見

1. 事業の統廃合について

い業に対する熊本県農林水産部生産局の主な事業として、下記の4事業が実施されている。

(単位：千円)

NO	事業名	事業目的	平成25年度予算
44	くまもと畳表価格安定対策事業	所得安定化対策	123,617
48	いぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業	生産機械補助 生産組織育成	17,004
54	くまもと畳表復興支援事業	東日本大震災被災地へ熊本産畳表を通じた支援	18,782
56	ひのみどり産地強化対策事業	県育成優良品種い草「ひのみどり」等柱に生産体制の強化	12,564
		合計	171,967

「くまもと畳表価格安定対策事業」及び「いぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業」は、生産農家に対する支援事業であり、「くまもと畳表復興支援事業」及び「ひのみどり産地強化対策事業」は、販売・消費拡大を目的とした事業である。これら以外にも熊本県農研センターにおいては、い草の品種改良の研究がなされており、い業に対する事業全体をみれば、熊本の特産品として、また国産畳表の国際競争力のある生産体制強化を図るものとしてバランスのとれた配分として評価できる。

しかし、くまもと畳表価格安定対策事業は、い業者の所得安定化を目的としているものの、比較的畳表の市場価格が安定していることから、ここ数年は事業予算が多く残っている。

予算を有効活用するためにも、全体としてのバランスを考えた予算作成をする必要があると考える。確かに熊本県は全国一位のい草生産地であり、熊本県の特産物ではあるが、日本全体の流れとして、洋風建築が増加し、畳を使用する住宅が減少しており、今後もその傾向が大きく変わるとは考えにくい。

他の農産品、ひいては熊本県で生産されている工業製品とのバランスも考えれば、特定の農産品にだけ手厚い補助を与えるべきではなく、事業の統廃合も必要であり、本当にい草農家が競争力をつけるために必要な事業に予算を集中すべきであると考えられる。

事業名	くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業（プロジェクトF88事業）			
施策区分	眠れる『宝』を活かす			
事業目的	水田の有効利用による非主食用米の振興			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	生産局	農産課	農産流通班	

事業概要

<p>[目的]</p> <p>飼料自給率の向上・飼料の安定供給及び水田の有効活用に資するため、飼料用米の低コスト生産と利用を推進するための広域流通システムを構築、低コスト生産団地を育成し、県内畜産農家の飼料用米ニーズに対応した安定供給を図る。</p> <p>[事業内容]</p> <p>1 低コスト生産体制整備</p> <p>(1) 推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米低コスト供給団地育成のための推進活動及び団地化確認事務 <p>(2) 生産機械施設整備（補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米の専用収穫機等の導入、乾燥調製貯蔵施設整備等 <p>(3) 多収専用品種緊急団地化促進費（定額補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多収専用品種の集団作付調整、追加防除経費等に相当する8千円/10aを助成 <p>2 事業推進事務</p> <p>(1) 団地化促進指導活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係地域振興局指導経費等

予算実績推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算額（千円）	18,000	24,000	24,000
実績額（千円）	16,034	19,596	17,614
差異（千円）	1,966	4,404	6,386

注：直近3期間と当初予算には国費からの補助事業35,000千円も組まれていたが、当該国費補助事業に申請がなく、減額補正している。

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額） ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ 補助事業の効果測定の適正性 ⑧ その他（事業の統廃合について）
---------------	---

監査結果

「くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業（プロジェクトF88事業）」については、飼料自給率の向上、飼料の安定供給及び水田の有効活用に資するため、飼料用米の低コスト生産と利用を推進する広域流通システムを構築することを目的としている。併せて、県産飼料を利用して生産される特産物の認知度向上や消費拡大運動を展開することを事業目的に掲げており、具体的には以下の内容を補助対象としている。

- (1) 広域連携に基づく飼料用米の低コスト供給団地育成に取り組む地区が、飼料用米生産体制の確立等に必要な経費
 - ① 低コスト生産体制整備に係る経費
 - ② 多収専用品種緊急団地化支援
- (2) 低コスト生産された水田飼料作物の利用促進を図り、飼料自給率の向上等に必要な経費
 - ① 推進活動に係る経費
 - ② 生産機械施設整備に係る経費

その補助金事業の採択から交付までの一連の事務について、ヒアリングを行い必要な書類を確認した。

事務の流れは以下のとおりである。

農家実績 ⇒ J A事務局集計 ⇒ 市町村 ⇒ 熊本県提出 ⇒ 補助金市町村へ
⇒ J Aへ ⇒ 農家へ

指摘事項

意見

1. 事業の統廃合について

上記のように事業対象経費が示されているが、平成 23 年度から平成 25 年度の予算の執行状況を見ると、その予算の 10～27%前後の額が未消化となっており、消化率が低い

状況であった。尚、各年度国庫事業による施設整備の要望に備えて 35,000 千円を予算化していたが、実際には国庫事業による施設整備補助金申請はなく、国費分の減額補正を行っている。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	18,000	24,000	24,000
実績額 (千円)	16,034	19,596	17,614
差異 (千円)	1,966	4,404	6,386
予算未消化割合	10.9%	18.4%	26.6%

同様の目的をもった事業として、畜産課が所管している「くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業（プロジェクト F88 事業）（畜産）」が存在している。当該事業は以下のような事業目的・内容となっている。

「くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業（プロジェクト F88 事業）（畜産）」

[目的]

飼料自給率の向上・飼料の安定供給及び水田の有効活用に資するため、飼料用米の低コスト生産と利用を推進するための広域流通システムを構築する。併せて、県産飼料を利用して生産される畜産物の認知度向上や消費拡大運動を展開する。

[事業内容]

1 低コスト生産体制整備【農産課担当】

(1) 推進活動

- ・飼料用米低コスト供給団地育成のための推進活動

(2) 生産機械施設整備（補助）

- ・飼料用米の専用収穫機等の導入、乾燥調製貯蔵施設の機能向上のための改修等

(3) 多収専用品種緊急団地化促進費（定額補助）

- ・多収専用品種の集団作付調整、追加防除経費等に相当する 8 千円/10a を助成

2 利用促進及び消費拡大支援【畜産課担当】

(1) 利用促進体制整備（補助）

- ・組織育成及び機械導入支援（稲わら収集機、稲わら細断機、堆肥散布機等）
- ・TMR（混合）飼料化支援

(2) 消費拡大支援（定額）

- ・生産される畜産物の認知度向上、消費拡大運動や飼料自給率向上に関する理解醸成活動を展開

3 事業推進事務

(1) 団地化促進指導活動

<ul style="list-style-type: none"> ・現地検討経費、関係地域振興局指導経費等
(2) 飼料収集組織指導活動
<ul style="list-style-type: none"> ・関係地域振興局指導経費等
平成 25 年度当初予算額： 82,308 千円（うち 国庫 35,000 千円、県費 47,308 千円）

当該事業においても予算未消化の状況が続いている。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	11,474	23,308	21,598
実績額（千円）	11,255	20,671	20,247
差異（千円）	219	2,637	1,351

今後両事業を合わせて、事業の存続の必要性について慎重に検討する必要がある。すなわち、「くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業（農産）」は予算未消化が多額であり、水田活用に着目するなら「くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業（農産）」に統合し、畜産用飼料の生産に着目するなら当該事業「くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業（畜産）」に統合するということが検討すべきである。

事業名	熊本土土地利用型農業緊急支援事業			
施策区分	『信頼』のモノを作る			
事業目的	高品質・安定生産体制の確立			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	生産局	農産課	水田農業支援班	

事業概要

<p>[目的]</p> <p>土地利用型農業の組織化を図るため、機械・施設等の整備支援を行い、安定した土地利用型農業経営の確立と地域の活性化を図る。</p> <p>[事業内容]</p> <p>市町村等が策定する土地利用型農業の推進整備計画等に基づき、米・麦・大豆の生産組織が導入する農業機械・施設に対して支援する。</p>

<p>(1) 集落営農等タイプ 集落内での生産組織の新規立ち上げ及び既存生産組織の規模拡大を支援</p> <p>(2) 広域受託タイプ 集落内での組織化が困難な地域等で、複数の集落にまたがって農家の営農をサポートする広域受託組織等の育成を支援</p>

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	94,670	59,670	56,686
実績額 (千円)	90,269	59,131	55,183
差異 (千円)	4,401	539	1,503

監査要点

補助金・負担金事業	<p>① 補助対象事業の公益性の有無</p> <p>② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性</p> <p>③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性</p> <p>④ 補助金交付手続の妥当性 (申請、決定、交付手続、補助金額)</p> <p>⑤ 実績報告の妥当性</p> <p>⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性</p> <p>⑦ 補助事業の効果測定 of 適正性</p> <p>⑧ その他 ()</p>
-----------	--

監査結果

市町村等が策定する土地利用型農業の推進計画等に基づき、米・麦・大豆の生産組織が導入する農業機械・施設の整備に必要な以下に関する経費について補助する。

- ① 集落営農等タイプでは集落内における生産組織の新規立ち上げ及び既存組織の規模拡大を支援する
- ② 広域受託タイプでは集落内での組織化が困難な地域等における広域受託組織等の育成を支援する

事業実施主体は、農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体等とし、米・麦・大豆の生産に必要な機械・設備に対し1/2以内の補助率としている。

事業内容（補助対象経費）	補助率	採択基準
<p>地域の実態に応じた機械・施設等の整備による生産組織の育成を進めるため、市町村などが策定する土地利用型農業の推進計画等に基づき、米・麦・大豆の生産組織が導入する農業機械・施設に対して支援する。</p> <p>1 集落営農等タイプ 2 広域受託タイプ</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>本事業を実施する場合には、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。</p> <p>1 事業実施主体</p> <p>①新規または規模拡大を行う組織であること ②市町村等が策定する土地利用型農業の推進計画等に事業実施主体が地域農業の担い手として定められていること ③受益農家及び事業参加者が3戸以上であること ④代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること</p> <p>2 導入機械・施設等</p> <p>① 米・麦・大豆の生産に必要な機械等（乾燥調製を含む）であること ② 同種・同能力のものの再度導入（いわゆる更新）でないこと ③ 熊本県特定高性能農業機械導入計画で示した機械を導入する場合は基準にあっていること</p>

補助金を財源に取得した資産の処分状況について、処分が発生し場合は速やかに県に報告する義務があることから、この報告状況について確認を行った。しかし、特に報告を受けた事例は存在していないとのことで、報告の事実確認はできなかった。

基本的には事業実施者に報告する義務があることは理解できるが、報告することを失念したり、意図的に報告しない事業者が存在する可能性もある。現在のモニタリングは受動的であり、県費を投入した補助金事業の管理としては不十分であると考えている。

指摘事項

意見

1. 補助金交付後のモニタリングについて

「熊本地土地利用型農業緊急支援事業実施要項」では次のように定めている

<熊本地土地利用型農業緊急支援事業実施要項>

第5条 財産の処分の制限

要項第17条の本事業により取得した財産の処分の制限期間は、農林水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間とする。

しかし、実施要項に『財産の処分の制限』に関する規定を設けてはいるが、対象資産がどのような状況にあるか、また違反する行為がないかといった調査はなされていない。

通常、補助金等が交付され、当該補助金により購入された資産について数年間の処分制限をかけている場合、制限期間内での処分がなされていないか定期的な確認が行われる必要がある。

今後、補助金交付後のモニタリング体制について実施規則・実施要項に内容を織り込むとともに、適切なモニタリングが実施される必要がある。

事業名	いぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業			
施策区分	『信頼』のモノを作る			
事業目的	高品質・安定生産体制の確立			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	生産局	農産課	い業・特産班	

事業概要

[目的]

中国産との厳しい競争が続いている中、いぐさ・畳表の品質を高いレベルで平準化・区別化する生産・加工対策に取り組む産地・組織を緊急に支援する。

[事業内容]

1 高品質生産組織育成

作業や機械・施設の共同・組織化による高品質生産体制の確立に必要な取り組みを推進するとともに、事業実施に当たって必要な共同利用機械の整備に対する補助を行う。

2 畳表トレーサビリティ導入

消費者が県産畳表を選択できるよう「くまもと畳表」の表示拡大を図るため、産地情報が分かるQRコードタグの挿入装置の導入に対する補助を行う。

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	22,390	52,390	17,004
実績額（千円）	15,306	32,844	12,807
差異（千円）	7,084	19,546	4,197

監査要点

補助金・負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額） ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ 補助事業の効果測定の適正性 ⑧ その他（事業の方向性の見直しについて）
-----------	---

監査結果

当該事業は、いぐさに関する生産機械（苗堀機、移植機、刈取機、色彩選別機等）の取得を補助することで生産量の拡大を図るとともに、畳表に対するトレーサビリティを導入し生産履歴情報を提供することで、くまもと畳表の需要拡大を図り、いぐさ農家の所得向上・安定を図ることを目的としている。生産組織育成にあたり、タイプ分けにて「いぐさ生産機械」・「畳加工機械」導入台数を定め規模拡大の方向に導いている。

いぐさ農家動向

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
いぐさ農家戸数（戸）	733	679	633	620	607
いぐさ作付面積（ha）	980	882	825	840	801
生産額（億円）	60	55	66	59	未発表
当事業実績額（千円）			15,306	32,844	12,807
育成組織数			54	19	2
畳表トレーサビリティ導入（台）			614	30	17

当該いぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業につき、熊本県八代地域振興局において3事業主体に交付された事業内容の確認を行った。

事業内容（補助対象経費）	補助率	採択基準
<p>(1) 生産組織育成タイプ</p> <p>国際競争力強化のために個別完結型経営から共同・組織的な経営への転換を図るため、作業の共同化や共同利用機械の整備を推進することで、農家の組織化・共同化を進める。</p> <p>①検討会、研究会の開催 ②土壌分析・診断等の実施 ③共同育苗ほの設置 ④新たな共同利用機械の設置 ⑤上記の他共同利用組織の運営支援</p>	1/2 以内	<p>本事業を実施する場合は、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。</p> <p>1. 対象作物の振興計画が策定されていること。 2. 受益戸数は、3戸以上とする。 3. 受益者は、優良品種「ひのみどり」「夕風」「ひのはるか」導入農家及びその志向農家であること。</p>
<p>(2) 畳表トレーサビリティ導入タイプ</p> <p>中国産との差別化を図るため、末端の消費者まで届く新たな産地表示方式をモデル的に導入し、県産畳表のブランド力を高めるとともに、組織的な出荷体制を確立し、販売力強化に繋げる。</p>		<p>本事業を実施する場合は、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。</p> <p>1. 対象作物の振興計画が策定されていること。 2. 受益者は、優良品種「ひのみどり」「夕風」「ひのはるか」導入農家及びその志向農家であること。</p>

監査を実施した結果、以下のような改善を要すると思われる点がみられた。

指摘事項

指摘

1. 補助対象経費について

補助対象経費について、規定では生産組織を組成・育成するための「事務費」も含まれるとなっているが、事務費（組織活動費）の限度額（10万円を限度とする）に関する規定が設けられていない。

(単位：円)

事業主体	K9 生産組合	H5 生産組合
導入機種	いぐさ色彩選別機	いぐさ色彩選別機
台数	1 台	1 台
事業費	1,750,000	1,750,000
うち機械購入費	1,650,000	1,650,000
うち組織活動費	100,000	100,000
熊本県補助金	875,000	875,000
事業主体負担	875,000	875,000

また、生産組織から申請時に提出された実施計画書には事務費（組織活動費）10 万円は見込まれているが、同時に提出される収支計画書には織り込まれておらず、資料間の整合性がとれていない。これは、収支計画書は償却資産の取得に限定して記載するよう指導しているためであるが、収支計画書から事務費を除外する合理的な理由はないと判断した。

(単位：円)

事業主体	K9 生産組合収支計画	H5 生産組合収支計画
事業収入	174,882	175,880
支出	174,882	175,880
減価償却費	165,000	165,000
修理費	8,250	8,250
燃料費	0	0
諸経費	1,632	2,630

事務費について、支給限度額に関する規定を作る必要があると考える。

また、申請書類間の整合性についてもとる必要があり、収支計画書についても事務費を織り込むよう変更する必要がある。

意見

1. 事業の方向性を見直しの必要性について

当該いぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業は、「緊急」というタイトルが付されている。

しかし、いぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業は、ここ3年で確認すると予算の未使用残高が生じている（平成26年度については51,794千円に対し、実績額はそれに近い数値となる見込みとのことである。）

予算に対して実績額が振れる原因は、いぐさ生産・加工に関する機械生産がメーカーの都合（採算性）で生産調整される為との説明であったが、予算未消化割合が多額過ぎる

と考える。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	22,390	52,390	17,004
実績額 (千円)	15,306	32,844	12,807
差異 (千円)	7,084	19,546	4,197
予算未消化割合 (%)	31.6	37.3	24.7

積上げ予算に対して未消化割合が大きいと言う事は、「緊急」事業にそぐわない結果と言わざるを得ない。いぐさ生産地としてブランド化を推進する県の方向性としてはいいとしても、いぐさの生産体制の変化・畳表の加工体制の変化を十部考慮したうえでの事業計画、予算の作成が望まれるところである。

熊本県におけるいぐさの栽培面積は、全国の約 96%を占め、本県農業、とりわけ県南八代地域における重要な基幹作物となっている。本県におけるいぐさの農業産出額は 60 億円程度と県全体 (約 3,200 億) の 2%弱であり、さらにそれを取り巻く製造業や問屋等流通・販売等のサービス業まで含めた地域産業への経済効果は約 200 億円とも推計され、地域経済上もいぐさの振興は重要であると熊本県はとらえている。にもかかわらず、いぐさ生産に関する熊本県の認知度はあまり高くなく、広報面での努力が足りないと感じる。

また、日本の家屋から畳が消え需要が大幅に減ったこと、中国からいぐさが大量に入るようになったことから、平成 9 年にいぐさの大暴落が起きた。経営の立て直しをできずに多くの方たちが借金に追われ、見通しがたたず絶望し、自殺に追い詰められたという悲しい過去を有している。

予算未消化を財源に、いぐさ・畳表産地の構造改革として次の方向性で検討すべきである。

(1) 生産体制の変化

高齢化する農家を中心とした小規模の生産組合を組成する方向性から、生産組織を生産法人化し、生産農地・労働力・資金が継続的に維持できる生産体制を整えるべきであり、そのような方向性での事業補助のあり方を検討すべきと考える。

(2) 加工体制の変化

現在のいぐさ農家は、いぐさの生産から加工まで、全工程を個々の農家で担っている。加工工程にあっては、年間を通じての作業であり規模も見込まれる。八代地域をいぐさの生産地帯として維持育成しようとするなら、加工工程のみを担う加工組織を育成する等、工程ごとで専門組織を育成することを検討すべきである。

事業名	水田新産地形成事業			
施策区分	『信頼』のモノを作る			
事業目的	高品質・安定生産体制の確立			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	生産局 農産課 水田産業支援班			

事業概要

<p>[目的]</p> <p>主食用米の需要が減少傾向の中、米に代わる作物の生産拡大と地域の特性に応じた水田の有効活用を推進するため、地域特産農産物の産地化の取組みや条件不利水田に適した作物作付けの定着化を支援する。</p> <p>[事業内容]</p> <p>1 県農業再生協議会推進事業 県農業再生協議会等が行う水田農業支援対策の推進及び地域農業再生協議会等に対する指導等 事業主体：県農業再生協議会</p> <p>2 地域協議会機能強化事業 地域農業再生協議会の機能強化や、地域水田農業ビジョンの推進及び水田農業支援対策の推進等 事業主体：J A</p> <p>3 水田新産地育成支援事業 地域戦略作物の定着化対策や条件不利水田に適した作物作付けの定着化対策 事業主体：J A</p> <p>4 県支援チーム推進事業 地域農業再生協議会等が行う水田農業支援対策への助言、指導等</p>

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	40,664	40,664	38,630
実績額（千円）	40,330	40,203	38,311
差異（千円）	334	461	319

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額） ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ <u>補助事業の効果測定の適正性</u> ⑧ その他（ ）
---------------	---

監査結果

監査を実施した結果、以下のような検討をしてはどうかと思われる点がみられた。

指摘事項

意見

1. 事業の効果の測定について

「水田新産地形成事業」は、米に代わる作物の生産拡大を図り、地域の特性に応じた水田の有効活用を推進することを目的としている。これまでの当該事業成果として、地域特産物の作付面積は平成 21 年度と比較して、すべての作物で増加している。

飼料用米	平成 21 年度を 100 とした場合の平成 23 年度は 454%
米粉用米	平成 21 年度を 100 とした場合の平成 23 年度は 184%
麦	平成 21 年度を 100 とした場合の平成 23 年度は 107%
玉ねぎ	平成 21 年度を 100 とした場合の平成 23 年度は 109%

しかし、上記成果については、当該事業だけの成果ではなく、他の事業との相乗効果によるものが大きいと考える。

飼料用米：事業 N065 「くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業」

米粉用米：事業 N043 「くまもとの米粉総合推進事業」

事業 N040 「県産米粉パン地産地消促進事業」

麦：事業 N047 「熊本土地利利用型農業緊急支援事業」

事業 N053 「くまもとの米・麦・大豆魅力発信・競争力強化事業」

農林水産部の事業は、非常に細分化されており、また一つの品種に対して様々なメニューが用意されていることが特徴であり、各事業単独の成果を評価することは困難である。

補助金事業の実施に当たっては、各事業の目的に応じた評価ポイントを明確にしてお

く事が重要であり、今後事業ごとの評価ポイントの検討が望まれる。

事業名	地域特産物産地づくり支援対策事業			
施策区分	『信頼』のモノを作る			
事業目的	高品質・安定生産体制の確立			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	生産局	農産課	い業・特産班	

事業概要

[目的]

特産農作物は、生産量で全国1位の「葉たばこ」と全国9位の「茶」を始め、観光資源や地域加工品としての「そば」「なたね」「小豆」、更に近年の健康志向による雑穀（きび、あわ）、外来作物（シモン芋、ヤーコン）、薬用作物等、各地域で多種多様な取組みがなされている。

このような各地域での特産物のブランド化に向けた活動を支援し、本県の特産農作物の振興と産地確立により地域活性化を図る。

[事業内容]

1 推進事業、条件整備事業の内容

(1) 生産から加工・販売対策に係る推進事業

(2) 条件整備事業

①小規模土地基盤整備

園地改良（区画整理、天地返し、暗渠等）、新植及び改植

②共同利用施設整備

共同育苗施設及び栽培施設（パイプハウス及び茶園被覆資材に限る）、

農作物被害防止施設

③共同利用機械整備

乾燥調製機械、処理加工機械、集出荷貯蔵用機械、定植機、作業管理機、土壌消毒機、溝掘り機、堆肥散布機、防除機、収穫機、遠赤外線加熱装置・温湿度制御装置、その他専用管理機械等及びその附帯機械

2 事業対象作物

葉たばこ、茶、そば、小豆、雑穀（きび、あわ）、油料作物（なたね、ごま）外来作物（シモン芋、ヤーコン）、薬用作物、サンショウ、ギンナン、加工用かんしょ

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	19,699	19,699	18,714
実績額 (千円)	18,753	17,744	17,516
差異 (千円)	946	1,955	1,198

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無
	② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性
	③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性
	④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額）
	⑤ 実績報告の妥当性
	⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性
	⑦ 補助事業の効果測定の適正性
	⑧ その他（ ）

監査結果

「地域特産物産地づくり支援対策事業」は、地域特産物のブランド化を図るため、生産から販売に至るまでの推進事業及びそれに係る必要な条件整備などを総合的に実施することを目的とするとしている。

具体的には以下の2事業が柱となっている。

(1) 推進事業

特産物のブランド化、消費者への安全安心な農産物提供に向けた活動を支援する

(2) 条件整備事業

小規模土地基盤整備、共同利用設備整備、共同利用機械整備等を事業種目とし、事業対象14作物（葉たばこ、茶、そば、小豆、きび、あわ、なたね、ごま、シモン芋、ヤーコン、薬用作物、サンショウ、ギンナン、加工用かんしょ）を対象として、事業費の1/3を上限として補助する。

指摘事項

意見

1. 事業の必要性について

事業対象14作物のうち、そば、なたね、加工用かんしょ等は県内でも地域の特産物として加工品が作られている。

菜の花は、菜の花プロジェクト等の地域循環型社会への貢献、休耕田（畑）の解消といった側面で注目され、作付面積が拡大傾向にある。

しかし、少量生産の農産物も対象となっており、「点」的な取組にとどまり、生産体制確立に至っていない。休耕田（畑）の有効利用対策や地域特産品として特産農産物の生産を推進し、農業所得の向上、農村の活性振興を図ることは必要であるとして、その事業の意義を説明している。

各地域又は JA 等が中心となって運営される農畜産物直販店舗にこれらの農産物が地域特産物として出品されることは、休耕田（畑）の有効利用対策、農業所得の向上等にとって有効な事業であるといえる。

但し、多くの農産物まで補助対象とすることは事業の焦点がぼやけ、説得力のない事業となりかねない。熊本県としても主力ではない農産物にまで補助対象を広げることが本当に必要であるか、十分な検討が必要であり、地域特産物の対象農産物をどうするか生産者・消費者の意見を取り入れた事業展開が望まれる。

事業名	くまもと稼げる園芸産地育成対策事業			
施策区分	「信頼」のモノを作る			
事業目的	高品質・安定生産体制の確立			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ 直営事業 ）			
担当課名	生産局 園芸課 果樹班			

事業概要

[目的]

気象災害の発生、激しい気象変動、農業経営費の増加などにより本県園芸を取りまく環境が厳しさを増す中、産地においては農家経営の安定化を図るために、 $P=Price$ （販売価格）、 $Q=Quantity$ （生産、出荷量）の増大、 $C=Cost$ （生産経費）の削減を図る取り組みを進めている。こうした動きを加速させるため、 P 品質・ Q 収量の向上と C コスト削減に効果がある施設・機械、基盤整備等を支援し、農家所得の最大化に向け PQC の最適化を図る。

また、併せて、集出荷施設を核とした産地再編に取り組み、産地の販売力の強化を進めていく。

[事業内容]

1 園芸作物 PQC 最適化支援（ハード）

(1) 戦略タイプ

- ・品質向上対策
- ・生産力向上対策

指摘事項

意見

1. 補助金交付後のモニタリングについて

事業実施計画の承認申請にあたり、申請者が任意組合の場合、事前の確認資料として組合規約等の提出を求めている。

しかし、事後的な確認資料として、事業によっては実施主体から3年間の実施報告書を求めている事業もあるが、実施要領に実施報告書を義務付ける規定がなく、実施報告書の入手が徹底されていない。

また、実施要項に『財産の処分の制限』に関する規定を設けてはいるが、対象資産がどのような状況にあるか、また違反する行為がないかといった調査はなされていない。

通常、補助金等が交付され、当該補助金により購入された資産について数年間の処分制限をかけている場合、制限期間内での処分がなされていないか定期的な確認が行われる必要がある。

今後、補助金交付後のモニタリング体制について実施規則・実施要項に内容を織り込むとともに、適切なモニタリングが実施される必要がある。

事業名	施設園芸緊急再生対策事業			
施策区分	「信頼」のモノを作る			
事業目的	農業生産・流通コスト向上への対応			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	生産局 園芸課 園芸企画班			

事業概要

[目的]

「稼げる農林水産業」の再生を目指し、気象災害に強いハウス施設の整備による一段の品質・収量向上と、2層カーテン等の導入による大幅なコスト低下を実現することにより、本県の農業の基幹となっている園芸作物でのPQCモデルの推進を行い、意欲ある園芸農家の所得の最大化を図る。

[事業内容]

1. 気象災害に強いハウス施設整備

風速 35m/s に耐えるハウス施設の整備

2. 高効率型省エネ施設整備

重油使用量を30%以上削減する2層カーテン施設・ヒートポンプ施設等の整備

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	—	98,000	97,194
実績額 (千円)	—	91,489	96,646
差異 (千円)	—	6,511	548

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額） ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ <u>補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性</u> ⑦ <u>補助事業の効果測定の適正性</u> ⑧ その他（ ）
---------------	--

監査結果

当該事業は、気象災害に強いハウス施設の整備等による一段の品質・収穫量向上と、二層カーテン等の導入による大幅なコスト低下を実現することにより、本県の農業の基幹となっている園芸作物の P（価格）、Q（品質）、C（コスト）モデルの推進を行い、意欲のある園芸農家の所得拡大化を図っている。

事業の実施状況を監査するにあたって、事業の概要をヒアリングしたうえで、実際に実施されたときの資料を閲覧した。その中で、対象事業者の選定にあたって事業者の情報等を入手しているが、補助金交付後のモニタリング体制について、以下の通り改善を要すると思われる点がみられた。

指摘事項

意見

1. 補助金交付後のモニタリングについて

施設園芸緊急再生対策事業の実施要領第7においては、この補助金によって取得した資産の処分制限期間を設定している。

<施設園芸緊急再生対策事業実施要領>

(財産の処分の制限)

第7 要項第17条に規定する期間は、別途2に定める期間とする。

しかし、実施要項に『財産の処分の制限』に関する規定を設けてはいるが、対象資産

がどのような状況にあるか、また違反する行為がないかといった調査はなされていない。

通常、補助金等が交付され、当該補助金により購入された資産について数年間の処分制限をかけている場合、制限期間内での処分がなされていないか定期的な確認が行われる必要がある。

今後、補助金交付後のモニタリング体制について実施規則・実施要項に内容を織り込むとともに、適切なモニタリングが実施される必要がある。

2. 事業実施報告書の提出期間について

実施要領によって事業実施報告を3年間求めている。目的は、事業計画で定めた目標に対する実施状況を報告させることで、事業実施の効果を測るためのデータを収集する為である。

<施設園芸緊急再生対策事業実施要領>

(事業実施報告)

第8 事業実施主体は、3年間、事業計画に定めた目標に対する実施状況を次年度の7月末までに別記第2号様式により知事に報告するものとする。

補助金交付後3年間は事業実施報告を求めているが、計画の変更がない限り事業実施主体から報告を特に求めている。従って、計画通り事業が行われているか否かの確認は、普及員活動に頼らざる負えない状況である。

事業主体に補助金交付を受けている認識を持たせるためにも、補助金交付後4年目以降も一定の事業報告を行わせるべきである。

事業名	循環型耕畜連携体制強化事業			
施策区分	豊かな『環境』を未来に渡す			
事業目的	家畜排泄物の利用の推進と土づくりとの連携 (国産飼料に立脚した畜産経営の推進)			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他 ()			
担当課名	生産局 畜産課 経営環境班			

事業概要

[目的]

畜産農家においては、平成16年に本格施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を遵守するとともに、平成23年から実施する県の食料・農村・農業基本計画においては、グリーン農業の推進の中で家畜排せつ物は堆肥化して耕種農家への有効利用を図ることとしている。また、畜産農家においては、予期せぬ環境問題やそれに起因する苦情発生を防止する必要がある。

このため、畜産農家に対し、引続き家畜排せつ物の適正管理の実施に関する指導・助言や畜産環境に係る調査を行なうとともに、耕畜連携による堆肥の流通の促進及び環境問題の発生時に迅速な施設整備等の対応を支援することで環境保全型農業を推進する。

[事業内容]

1 堆肥流通・利用促進対策事業 (1,393 千円)

(1) 法に基づく指導、助言

- ・法に基づく立入検査の実施調査の実施等

(2) 畜産環境の技術指導

- ・苦情の現地調査、汚水分析、環境技術研修、現地検討会の実施等

(3) 堆肥の製造技術の向上と利用促進

- ・堆肥分析、耕畜連携の推進に係る会議

2 環境保全型農業総合支援事業 (12,873 千円)

(1) 地域連携堆肥流通促進

- ・堆肥の流通のためのストックヤード(製品堆肥保管庫)の整備
- ・広域流通のための散布車等の整備
- ・堆肥利用に関する展示実証ほ設置、実証検討会等

(2) 地域環境調和型畜産施設緊急整備

- ・悪臭発生防止に関する対策
- ・畜産環境保全のための緊急的な施設整備

補助率：1/2以内

補助限度額：ソフト事業については1,000千円
 事業実施主体：市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、営農集団
 （3戸以上の農家集団）

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	18,456	25,307	15,805
実績額（千円）	13,161	23,228	8,170
差異（千円）	5,295	2,070	7,635
（うち翌年度繰越額）	（5,280）	（0）	（3,539）

うち 環境保全型農業総合支援事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	10,244	17,095	12,873
実績額（千円）	10,244	15,973	6,350
差異（千円）	0	1,112	6,523
（うち翌年度繰越額）		（0）	（3,539）

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額） ⑤ <u>実績報告の妥当性</u> ⑥ <u>補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性</u> ⑦ 補助事業の効果測定 of 適正性 ⑧ その他（ ）
---------------	---

監査結果

環境保全型農業総合支援事業の平成 25 年度分予算について、6,523 千円のうち 3,539 千円は、平成 26 年度へ繰越措置されておりその根拠について確認した。

繰越しの根拠としては、地方自治法第 213 条第 1 項及び「平成 25 年度明許繰越及び事故繰越の承認について」（平成 26 年 2 月 20 日付け財第 213 号総務部長通達）に基づくところであり、具体的には平成 25 年度内での着工ができなかったことから、平成 26 年度へ繰り越されたものである。

繰越措置を行った事業について契約書、繰越申請書等を確認したが、特に問題はないと判断した。

指摘事項

指摘

1. 補助金交付後のモニタリングについて

補助金対象の事業のなかに、地域連携堆肥流通促進対策及び地域環境調和型畜産施設緊急整備対象として、堆肥貯蔵施設、堆肥化处理施設、浄化处理施設、攪拌機械、切り返し機、ふん尿運搬機、堆肥散布車等の資産の取得を認めているにも関わらず、「環境保全型農業総合支援事業実施要領」に「財産の処分の制限」に関する規定が定められていない。

熊本県全体として定めている「熊本県補助金等交付規則」においては「財産の処分の制限」を定めていることから、事業ごとに定めている事業実施要領においても当該規定を設ける必要があると考える。

<熊本県補助金等交付規則>

(財産の処分の制限)

第 21 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産には、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

なお、「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」の該当箇所の表現が「補助事業ごとに別に定める」となっていることから、補助事業ごとに定める事業実施要領についても改正する必要がある。

<熊本県農林水産業振興補助金等交付要項>

(財産の処分の制限)

第 17 条 規則 21 条第 2 項に規定する期間は補助事業ごとに別に定める。

2 補助事業者等が、規則 21 条第 2 項に規定する知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

事業名	土地改良施設維持管理強化事業
施策区分	眠れる『宝』を活かす
事業目的	水利施設等のストックマネジメント
事業区分	国庫事業 県単独事業 雇用対策事業 新規事業
事業種別	補助金・負担金事業 貸付事業 委託事業 その他（ ）
担当課名	農村振興局 農村計画課 土地改良指導班

事業概要

1. 土地改良施設管理指導事業

[目的]

土地改良施設の円滑な管理を図るため、土地改良区に対して施設管理指導・啓発業務を実施している熊本県土地改良事業団体連合会（以下 県土連）を支援する。

[事業内容]

(1) 土地改良施設の管理指導業務

専門指導員を配置し、施設の点検、整備補修、操作等に関する専門技術的な指導を行うとともに、土地改良施設維持管理適正化事業に関する業務を行う。

(2) 土地改良区への巡回指導業務

地域住民が参画した土地改良施設の管理が実施されるよう土地改良区に対する指導啓発を行う。

2. 土地改良施設維持管理適正化事業

[目的]

土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行うことにより、土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資する。

[事業内容]

(1) 内容

全国土地改良事業団体連合会（以下 全土連）が施設整備補修に係る資金を造成するに当たり、県土連は整備補修事業費の60%（土地改良区等の拠出金30%及び県補助金30%）を5年間かけて拠出する。全土連からは毎年の拠出金相当額（60%）と国の補助金（30%）を合わせて事業費の90%が土地改良区等に交付され、各土地改良区等は10%を加えて整備補修を実施する。

(2) 要件

①土地改良施設管理指導事業において施設診断が行われ、必要と認められた整備補

修であること。

② 1地区当たりの事業費が200万円以上であること。

3. 基幹水利施設保全管理対策（施設管理技術者育成対策）

[目的]

基幹水利施設の長寿命化とその有効活用を図っていくためには、施設管理者が行う日常管理において、施設の劣化や機能低下の状況についての的確に把握するための技術力が重要となっており、基幹水利施設につき、管理技術者への濃密な指導を行うことにより、土地改良区等の管理技術能力の向上を図り、施設の保全及び災害防止に資するものとする。

[事業内容]

基幹の水利施設（ダム、頭首工、排水機場、揚水機場）の操作運転、点検、整備に関する技術的指導を行う。

- (1) 施設の機能の保持及び安全性の確認に関すること。
- (2) 管理技術の向上及び管理の効率化に関すること。
- (3) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。
- (4) 施設の機能保全対策に関すること。
- (5) 施設に係る災害・事故等のリスク管理に関すること。

4. 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）

[目的]

国営造成施設及びこれと一体不可分な国営付帯県営造成施設の持つ多面的効果（防災、国土保全等）の発揮等についての地域の適切な取組みを促進する観点から、県と市町村が連携し土地改良施設の管理体制の整備を図る。

[事業内容]

施設を管理する土地改良区等の管理体制整備を図るため次の事業を実施する。

- (1) 計画策定：施設現況調査、保全のための計画の策定、適切な管理水準・管理体制・費用負担等の目標設定等
- (2) 推進活動：農家・地域住民に対する啓発、合意形成、推進協議会の運営等
- (3) 強化支援：施設が発揮している多面的効果分の施設管理に対する助成

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	240,419	186,748	179,568
実績額 (千円)	219,971	185,485	178,769
(うち 1. 土地改良施設 管理指導事業)	(7,996)	(9,045)	(9,045)
(うち 2. 土地改良施設 維持管理適正化事業)	(123,000)	(123,000)	(123,000)
(うち 3. 基幹水利施設 保全管理対策)	(9,062)	(10,185)	(8,820)
(うち 4. 国営造成施設 管理体制整備促進事業)	(54,937)	(42,726)	(37,756)
差異 (千円)	20,448	1,263	799

注：予算額については、補正が組まれている場合は、補正後の予算を記載してください。

注：実績額の合計額と各内訳を合計した金額の差は、事務費分である。

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無
	② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性
	③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性
	④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額）
	⑤ 実績報告の妥当性
	⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性
	⑦ 補助事業の効果測定の適正性
	⑧ その他（事業の実施方法について）

<土地改良施設維持管理強化事業>

監査結果

事業の実施状況を監査するにあたって、事業の概要をヒアリングしたうえで、実際に実施されたときの資料を閲覧した。その中で、今後事業を実施するにあたって、以下のような考慮すべき点がみつかった。

指摘事項

意見

1. 効果の測定について

県土連が実施している、土地改良施設の管理業務に対する指導業務について、国及び熊本県が 50%づつ補助をしている事業であるが、指導業務の効果や利用者の満足度等、補助による効果の測定は特に行っていない。

あくまでも県土連の自主事業に対して、その趣旨を評価して補助を行っているのであ

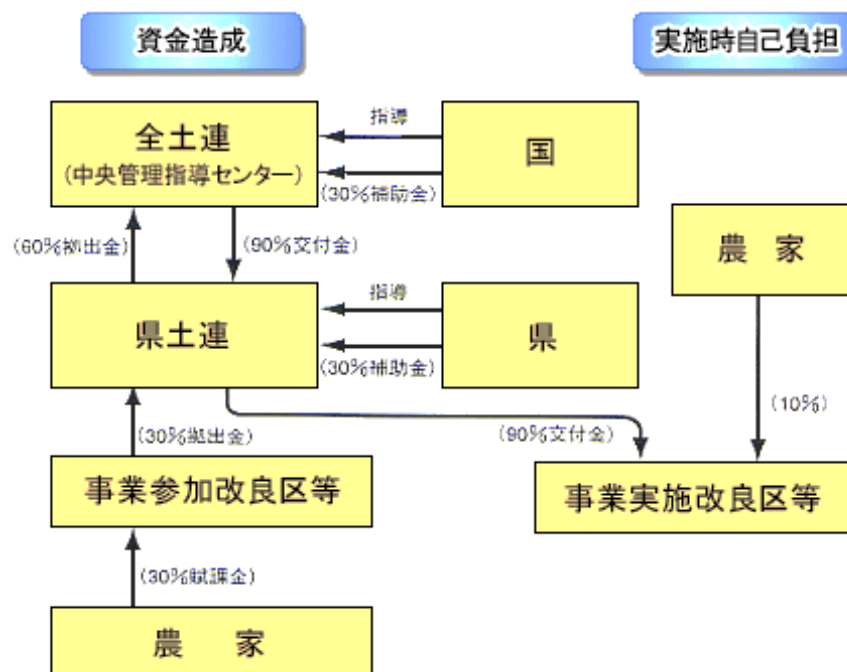
るから、何らかの効果の測定は必要であると考え。今後土地改良施設の管理者に対してアンケートを実施する等、補助を継続するだけの効果が上がっているか、効果の測定を実施することが望まれる。

<土地改良施設維持管理適正化事業>

監査結果

土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）はこのポンプ、モーターのオーバーホール、ゲート等の塗装、用排水路の浚渫、機械等の部品の取り替えなどのように「数年に一度行う整備補修事業」に対する補助制度である。一般の補助事業と異なるのは、前もって「適正化事業」に加入して、整備補修に必要な費用の一定額を拠出金として毎年熊本県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）を通じて全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）に拠出する土地改良区等に対する助成の制度である点である。

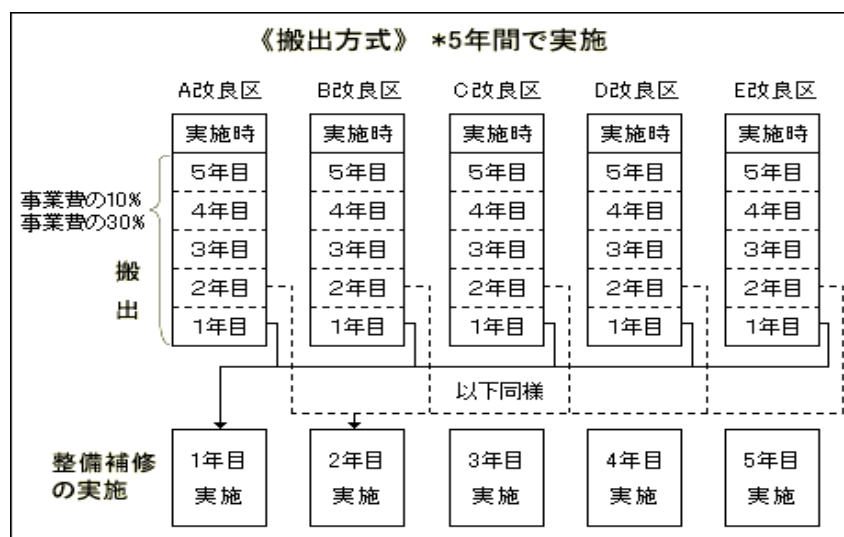
土地改良施設維持管理適正化事業において、補助金等の流れは以下のようになっている。



拠出金の一定額とは、整備補修の事業を概ね5年に一回行うものとして、その整備補修の加入事業費の3割の額を頼母子講のように5年間で拠出することから、毎年の拠出金は加入事業費の3割を5分の1（加入事業費の6%）ずつということになる。

適正化事業に加入して拠出金を出すことにした土地改良区等に対し、整備補修事業の実施する年度に、国の補助金と県の補助金をそれぞれ3割ずつ合わせた6割の補助金に上述の3割の拠出金に加えて計9割の金額を交付金として交付する仕組みである。

なお、残りの1割は自己負担となるが、これに対しても日本政策金融公庫による融資が受けられる。



事業の実施状況を監査するにあたって、事業の概要をヒアリングしたうえで、実際に実施されたときの資料を閲覧した。その中で、補助金としての拠出額について以下のような改善すべき点がみつかった。

指摘事項

意見

1. 事業の実施方法について

熊本県においては毎年 123,000 千円を拠出しているが、これは事業費が毎期同額であることから、熊本県が資金として拠出する金額も一定となっている。この結果、毎期実施事業の選定は事業費が 410,000 千円になるように実施されており、緊急性の高い施設が選定されていない可能性がある。当該事業は申請事業であることから、基本的には事業者が緊急性があると判断したものが申請されているとは考えるが、熊本県全体としての整合性を検討しているか確認ができなかった。

本来当該事業は造成された施設の整備補修を定期的実施することにより、機能の保持と耐用年数の確保することにある。この場合、毎年熊本県全体における緊急性等を考慮した事業計画を作成し、毎期一定の事業費、これに基づく毎期一定の拠出金で過不足ないか検証し、適正な予算確保に努める必要がある。

その前提として、県内の対象となる施設の状況把握が必要となるが、現在網羅的に情報が管理できていないことから、今後情報の蓄積を図り、そのうえで中長期的な事業計画の立案が望まれる。

<基幹水利施設保全管理対策（施設管理技術者育成対策）>

監査結果

事業の実施状況を監査するにあたって、事業の概要をヒアリングしたうえで、実際に実施されたときの資料を閲覧した。その中で、募集要項の記載について以下のような改善すべき点がみつかった。

指摘事項

指摘

1. 募集要項について

当該事業の募集要項には具体的に必要な資格はうたっていないが、積算額の計算では有資格者の単価が適用されている。これは、当該事業は専門的知識を有している資格者でなければ事業を実施不可能であるとの判断で、資格者しか応募はないと考えているためである。

しかし、資格は有さずとも知識と経験を有している方の応募があった場合に、適用単価に問題がないかといった弊害が生じることから、今後は募集要項に資格を具体的にうたう必要がある。

また、具体的な内容は特記仕様書に記載してあるが、要綱とのつながりでは資格者を有する団体に参加要件を絞る形にはなっていないため、記載内容を統一すべきである。

<国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）>

監査結果

事業の実施状況を監査するにあたって、事業の概要をヒアリングしたうえで、実際に実施されたときの資料を閲覧した。その中で、補助金に関する概算要求のための基礎資料に以下のような誤りがみつかった。

指摘事項

意見

1. 実績報告のチェック体制について

事業主体から提出される予算の概算要求のための基礎資料について、総括資料に記載されている時間数と、個別の職員ごとに作成された基礎資料の時間数との差異が発生しており、補助金が 254 千円過少に計算されていた。実績報告の際も概算要求された予算額を上限として補助金が支給されることから、結果的に補助金が過少に支給される結果となっていた。

補助金であることから、過少に申請される分には権利を辞退されたものと考えれば、問題ないが、逆に過大に計算されていれば、過大支給につながる恐れがある。原因としては、基礎資料の計算チェックや整合性の確認が不十分であったことにある。

現在特にチェックリストや、チェックに関する分担等のルールは存在しておらず、各

担当者の判断に任されている。

今後はチェックリストの作成や、地域振興局と本庁とのチェック体制の分業等、チェック体制の見直しをする必要がある。

<その他>

意見

1. 土地改良区に対する指導について

土地改良区は、農業用排水施設の管理等を行う土地改良事業を実施することを目的として、地域の関係農業者により組織された団体であり、農業用排水施設の管理や農地の整備等を行う土地改良事業を実施している。

(1) 農業用排水施設の整備・管理

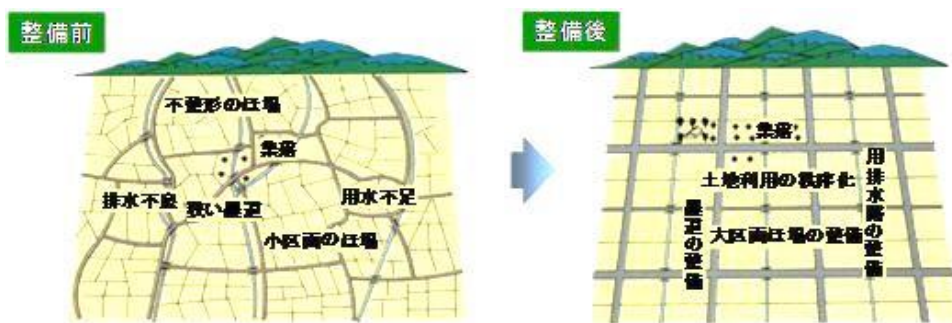
かんがい用水を耕地へ送水、配水するための施設（農業用ダム、頭首工、揚水機場、用水路等）及び地区内の配水を集めて排水本線（河川等）へ導く施設（排水路、排水機場等）を整備又は管理する事業である。



農林水産省ホームページより

(2) 農地の整備

小さな面積で分散した不整形な農用地を集め、区画の再形成と換地を行うことで農用地の集団化を図り、併せて用水路や排水路、農道などを総合的に整備することにより、大型機械の導入を可能にし、農業の生産性を向上させる事業です。

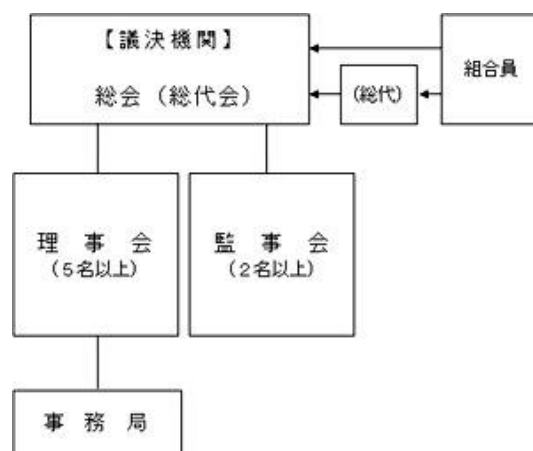


土地改良区は、15人以上の農業者が、土地改良事業や土地改良区の概要について受益地内の事業参加資格者の3分の2以上の同意を得た上で、土地改良事業計画や定款等について都道府県知事の認可を得て設立される。

土地改良区は、組合員の総会(組合員が200人を超える場合には、総会に代わって総代会を設置することが可能)を最高議決機関とし、業務の執行は理事により行われる。

理事は土地改良区の運営を行い、監事は土地改良区の業務・財産等について監査を行う。

土地改良区の組織図



このように、土地改良区は農業者や土地所有者によって構成されているが、土地改良法は難解であり、また土地改良事業の仕組みは複雑なものであることから、なかなか土地改良区の組合員が十分理解できているケースは少ない。

筆者も土地改良区で起きた不正の調査を実施したことがあるが、事業の仕組みを理解している組合員は少なく、また日常の運営については事務局員に任せきりといった状況がみられた。

このような状況から、全国でも土地改良区における不正事件が多く発生している。特に事務局員等による資金の不正使用等、十分なモニタリングが実施されていないことを原因とする事件が後を絶たない。

ここで期待されるのが、県、市町村、及び土地改良事業団連合会による指導である。熊本県においても、土地改良区向けの研修会の開催等を行っているようであるが、今後よりいっそう指導に力を入れることを期待したい。役員や事務局員だけでなく、一般の組合員に対しても理解しやすい資料を提供する等、組合員によるモニタリングが実行されるよう、指導することが望まれる。

また、そのためにも熊本県の職員も、民間企業で実施されている内部統制の仕組み等を学習し、どのようなモニタリング体制を構築すべきか知識を持つことが期待される。

事業名	基幹水利施設応急対策事業			
施策区分	眠れる『宝』を生かす			
事業目的	水利施設のストックマネジメント			
事業区分	国庫事業	<u>県単独事業</u>	雇用対策事業	新規事業
事業種別	<u>補助金・負担金事業</u>		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	農村振興局	農村計画課	土地改良指導班	

事業概要

県内の排水機場等の基幹水利施設について、老朽化が進行し施設能力の低下や突発事故の発生が懸念されるため、「基幹水利施設応急対策事業」を創設し、施設の更なる長寿命化を図り、突発事故が発生した場合の農業被害を最小限に抑え、地域住民、農家の安心を確保する。

(1) 対象施設

県営で造成した農業用基幹水利施設のうち、管理者（市町村、土地改良区等）から事前に登録のあった施設を対象。

(2) 実施内容

- ①専門技術者による計画的な施設の定期点検及び調査分析
- ②突発事故時の緊急対応に対する専門技術者派遣
- ③施設復旧に対する迅速な応急措置

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	—	20,000	20,000
実績額（千円）	—	18,853	11,816
差異（千円）	—	1,147	8,184

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額） ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ 補助事業の効果測定の適正性 ⑧ その他（消費税分の返還手続きについて）
---------------	---

監査結果

当該事業は規模の大きな基幹設備の点検・派遣業務を対象としている。国庫補助事業の土地改良施設維持管理強化事業の土地改良施設管理指導事業については、もっと守備範囲が広く、小規模の施設まで点検できることから、小規模の施設に当該事業を使用するよう使い分けている。

当該事業は県営事業で造成されたものに限られるが、市町村が造成した事業については、他の団体補助事業で補助されることから、結局はすべての施設が補助を受けられるようになっている。

なお、平成 26 年度からは工事のメニューが他の事業に移行されており、当該事業からは外されたことから、ユーザーからは使い勝手が悪くなっている。

指摘事項

指摘

1. 人件費の計算について

実際に人員の派遣を行っている熊本県土地改良事業団体連合会（以下 県土連）からの執務報告を確認したが、全ての執務時間が 1 日で計算されており、本当に実態と一致しているか疑問が残った。移動時間も含めて執務時間を考えており、このこと自体は問題ないとするが、遠方の場合と近場の場合では移動時間は異なり、また業務内容によっても大きく異なるはずであるが、すべて同じく 1 日で報告がなされている。執務報告の中には報告書の作成業務として 1 日と報告されているが、報告書の内容は簡略なものであり、件数もそう多くないことから、1 日を要するとは考えにくい。

また、熊本県の作成している各業務別の標準単価表を基に、80%を掛けて補助金を計算されている。80%を限度する補助金であれば問題ないが、特に 80%を掛ける根拠は確認できなかった。

これについては、80%をかけるといった合理的に説明できない方法で計算するのではなく、実際の執務時間を正確に報告させたいうえで、これに標準単価をかけて補助金を計算するよう改善する必要がある。このために、そもそも補助金申請における執務報告の内容をより詳細に求める必要があり、県土連においても執務時間の把握をより詳細にす

るよう熊本県が指導する必要があると考える。

意見

1. 消費税の取扱いについて

県土連は消費税の課税団体であるが、課税取引額の確定が遅れることから、一旦税込で実績報告を受け、消費税込で補助金を交付したのち、消費税の申告が済んでから返還手続きを実施している。

返還がなされるまでは一旦消費税分を県土連に支払うことから、資金が拘束状態にあり、熊本県としては機会原価（金利分）が発生している。過去の事例を見ても、一部補助であることから、補助金に含めて交付した消費税分は全額返還されていることから、消費税の申告により返還額が変わることはないようである。

今後は消費税分の返還手続の作業負担を軽減するためにも、当初から税抜金額での補助金交付を検討すべきである。

事業名	農地防災事業費			
施策区分	豊かな『環境』を未来に渡す			
事業目的	活力ある農産漁村の再生（新しいむらづくり）			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ 県直営事業 ）			
担当課名	農村振興局	農村計画課	防災班	

事業概要

<ため池等整備事業>

[目的]

築造後の自然的、社会的状況の変化等により整備を要する農業用ため池や用排水路等の改修及び新設を行い、農地及び農業用施設等の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資する。

[事業内容]

ため池：農業用ため池の改修、新設、廃止及び複数ため池の再編用排水施設：ため池以外の農業用排水施設の改修、新設、廃止

土砂崩壊：土砂崩壊の危険が生じた水路等の新設、変更等

湖岸堤防：湖沼隣接農地の外水保全のために行う堤防、樋門等の新設、変更

河川応急：河川管理施設等基準により改善措置を要する施設の改修、撤去等

< 湛水防除事業 >

[目 的]

立地条件の変化により排水条件が悪化した地域を対象として排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の再整備を図り、湛水被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資する。

[事業内容]

1 内容

排水施設整備対策工事：排水機、排水樋門、排水路等の新設及び改修

湛水防除施設改修工事：排水施設整備対策工事により整備された施設の変更

2 採択要件

大規模 ・受益面積 400ha 以上

・総事業費 5 億円以上

小規模 ・受益面積 30ha 以上

・総事業費 5 千万円以上

< 防災ダム事業 >

[目 的]

洪水による農用地及び農業用施設の被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資する。

[事業内容]

防災ダム：洪水調節用ダムの新設又は改修

防災ため池：洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池改修及び附帯施設の新設、改修

地震ため池防災：地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定める予定の農業用ため池で耐震性向上のための改修及び安全性確保のため必要な管理施設の新設、改修

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	1,320,092	2,055,245	2,511,497
(うち前年度繰越額)	(254,942)	(137,360)	(1,138,490)
実績額 (千円)	1,182,732	916,755	1,144,754
差異 (千円)	137,360	1,138,490	1,366,742
(うち翌年度繰越額)	(137,360)	(1,138,490)	(1,200,104)

監査要点

その他	① 入札手続きについて
-----	-------------

監査結果

農地防災事業は、自然及び社会経済的環境の変化に対処して、農用地・農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、又は農業用排水の汚濁や農用地の土壌汚染を防止し、若しくは地盤沈下等により低下した農用地・農業用施設の機能回復を図ること等により、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的に実施する事業である。

本事業の実施に際して、事業の委託先を指名競争入札により決定しているが、入札の結果について以下の点を検討すべきと考えられる。

指摘事項

意見

1. 入札について

農地防災事業のうち、湛水防除事業（島田地区湛水防除事業第3号工事）において、積算価格を作成する基礎資料として、民間企業5社に見積りを徴求している。この見積りについては金額が491百万円から717百万円とばらつきが生じていた。

その後見積りをとった5社を含む8社が入札（総合評価方式）に参加したが、その際見積りを提出した5社については、10万円以下の単位に違いがあるものの、373百万円で近似した額で入札をしてきている。全体としても以下のような入札結果となっており、違和感を覚える結果となっている。

入札者	技術評価点	入札価格（円）	評価値	結果
A社	81.10	372,990,000	21.7432	
B社	83.80	373,053,600	22.4633	
C社	86.50	373,053,600	23.1870	
D社	79.00	373,053,600	21.1766	
E社	82.60	373,053,600	22.1416	
F社	90.00	373,054,000	24.1252	落札
G社	87.40	373,100,000	23.4254	
H社	81.40	373,100,000	21.8172	

具体的には以下のような違和感を感じる。

- ① 百円の単位まで全く同じ価格で4社（B、C、D、E）が入札しているが、このような状況は非常に稀である。

- ② 見積りを入手した5社については、見積り段階では491百万円から717百万円とばらつきが存在したにも関わらず、実際の入札段階では同一金額が二組、残った1社についても10万円以下の差しかない状況であった。見積金額よりも大幅に低い金額で入札をしてきており、見積金額の信頼性が低い。

上記のような状況に対して、熊本県は特に調査は実施していない。熊本県側の説明としては、見積もりをとって作成した予定単価については、公告の段階で公表していることから、予定価格及び最低落札価格の推定は容易であるためとのことであった。

現在落札率は96.9%と比較的高く、他の入札者も近い金額で入札してきていることから、競争性があまり働いていない可能性がある。見積もりを入手して予定価格を設計した場合は、透明性を確保するために見積り単価を公表することとしているとのことだが、できる限り競争性も確保できるような工夫も求められる。

事業名	海岸保全事業			
施策区分	豊かな『環境』を未来に渡す			
事業目的	活力ある農産漁村の再生（新しいむらづくり）			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ 県直営事業 ）			
担当課名	農村振興局 農地整備課 防災班			

事業概要

[目的]

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

[事業内容]

1 内容

- ・高潮対策：海岸保全施設の新設・改良
- ・老朽化対策：老朽化した海岸保全施設の機能調査、対策計画策定、対策工事
- ・津波・高潮危機管理対策：海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策

2 採択要件

- ・高潮対策・浸食対策：1 km 当たりの防護面積が5 ha 以上又は防護人口が50人以上で総事業費が1億円以上
- ・老朽化対策：総事業費が5千万円以上

・津波・高潮危機管理対策：総事業費が5千万円以上

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	1,112,400	2,417,500	2,395,352
（うち前年度繰越額）	(247,785)	(314,166)	(1,379,162)
実績額（千円）	798,234	1,038,338	1,483,674
差異（千円）	314,166	1,379,162	911,677
（うち翌年度繰越額）	(314,166)	(1,379,162)	(862,885)

監査要点

その他	① 工事の緊急性等による実施計画立案の必要性について ② 海岸保全計画の見直しの必要性について
-----	--

監査結果

海岸保全事業は、昭和 33 年に海岸ごとに計画を立案し、この基本計画に基づいて保全を実施してきている。

I. 計画策定の背景

1. 海岸法の改正

昭和 31 年に海岸法が制定され、台風による高潮や高波などから海岸の背後地の人命や財産を防護するために海岸整備が進められてきた。その後、海岸環境への認識の高まりや海洋性レクリエーション需要の増大など社会的ニーズの変化を受け、平成 11 年に海岸法の一部改正が行われた。改正された海岸法では、総合的な観点から海岸管理を行うために、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」が新たに目的として付け加えられた。

また、この改正で国が海岸保全の共通の理念となるべき「海岸保全基本方針」を定めること、基本方針に基づき都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することが義務づけられた。国は平成 12 年 5 月に、「国民共有の財産として『美しく、安全で、いきいきとした海岸』を次世代へ継承する」とした「海岸保全基本方針」を策定している。

2. 平成 11 年の台風 18 号による高潮災害

熊本県においては、平成 11 年の台風 18 号により八代海湾奥部において高潮が発生し大きな被害を受けた。その悲劇を繰り返さないため、「熊本県高潮対策検討会」において、高潮に対する防災対策のあり方について、検討がなされ熊本県の海岸防災の重要な方向性や施策が示された。

以上のことを受け、熊本県では、熊本県総合計画「パートナーシップ 21 くまもと」と整合を図りつつ、学識経験者、関係市町長、関係海岸管理者、関係住民などの意見を踏まえ、今後、熊本県の海岸保全を実施していくうえで基本となる海岸保全基本計画を策定している。

II. 熊本県が目指す海岸づくり

各海岸・地域の個性を活かしながら「誰もが生活しやすい社会を創造する」というユニバーサルデザインの考え方に基づきプロセス(過程)を大切にしながら魅力ある海岸づくりに取り組んでいくことが重要である。また、関係行政機関、関係住民、学識経験者などとのパートナーシップに基づいて、計画を実効的・効果的に推進していく必要があると考えている。

今後、安全で社会と自然が共生する海岸を目指して、本計画の基本理念である「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」に一層取り組んでいく方針である。

既に高潮対策による海岸保全事業はひとり完了しつつあることから、今後は耐震対策の視点による事業が引き続き入ってくるものとする。

指摘事項

指摘

1. 工事の緊急性等による計画について

各年度に工事を実施する地区等の選定は、主に計画等の進捗度、及び予算を考慮し、着工する工事を決定しており、緊急性による計画は実施されていない。当該事業は「津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護する」ことを目的としており、防災の観点をもっていることから、当然緊急性による工事計画の視点が必要と考える。

災害による被害を未然に防ぐためにも、施設の老朽化、背後地の財産的被害及び人的被害の規模により緊急性を判断し、これによる計画を実施する必要があると考える。

2. 海岸保全基本計画の見直しの必要性について

海岸保全事業は、昭和 33 年に海岸ごとに計画を立案し、この基本計画に基づいて保全を実施してきている。

また、農地整備課が管理している背後が農地である海岸保全施設を含め、熊本県が管理している海岸保全施設については、平成 17 年 6 月に作成された熊本県の海岸保全基本計画に則して事業が進められている。

<熊本県の海岸保全基本計画について>

1. 計画策定の背景

(1) 海岸法の改正

昭和 31 年に海岸法が制定され、台風による高潮や高波などから海岸の背後地の人命や

財産を防護するために海岸整備が進められてきました。その後、海岸環境への認識の高まりや海洋性レクリエーション需要の増大など社会的ニーズの変化を受け、平成 11 年に海岸法の一部改正が行われました。改正された海岸法では、総合的な観点から海岸管理を行うために、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」が新たに目的として付け加えられました。

また、この改正で国が海岸保全の共通の理念となるべき「海岸保全基本方針」を定めること、基本方針に基づき都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することが義務づけられました。国は平成 12 年 5 月に、「国民共有の財産として『美しく、安全で、いきいきとした海岸』を次世代へ継承する」とした「海岸保全基本方針」を策定しています。

(2) 平成 11 年の台風 18 号による高潮災害

また、本県においては、平成 11 年の台風 18 号により八代海湾奥部において高潮が発生し大きな被害を受けました。その悲劇を繰り返さないため、「熊本県高潮対策検討会」において、高潮に対する防災対策のあり方について、検討がなされ熊本県の海岸防災の重要な方向性や施策が示されました。

以上のことを受け、熊本県では、熊本県総合計画「パートナーシップ 21 くまもと」と整合を図りつつ、学識経験者、関係市町長、関係海岸管理者、関係住民などの意見を踏まえ、今後、熊本県の海岸保全を実施していくうえで基本となる海岸保全基本計画を策定したものです。

2. 熊本県が目指す海岸づくり

各海岸・地域の個性を活かしながら「誰もが生活しやすい社会を創造する」というユニバーサルデザインの考え方にに基づきプロセス(過程)を大切にしながら魅力ある海岸づくりに取り組んでいくことが重要です。また、関係行政機関、関係住民、学識経験者などとのパートナーシップに基づいて、計画を実効的・効果的に推進していく必要があると考えています。

今後、安全で社会と自然が共生する海岸を目指して、本計画の基本理念である「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」に一層取り組んで参ります。

(熊本県ホームページより)

当初作成された事業計画は昭和 33 年から大きな見直しは実施されていない。しかし、計画策定から 60 年弱経過しており、周辺環境も変化してきている。具体的には、熊本県央地域本部が管理している沖新地区海岸については、沖合に熊本新港ができており(昭和 62 年熊本港大橋、-3m 物揚場完成)、沿岸の潮流や風等に変化が生じている可能性がある。事業実施前の計画策定段階では環境の変化を考慮した仕様の手直しはなされているものの、環境に変化をもたらす可能性のある重要な施設ができていることからすれば、この時点で再度基本調査を実施する等し、計画の見直しの必要性を検討すべきであった。

また、海岸保全基本計画についても立案から9年が経過しており、当時想定されていた環境と現状がかけ離れている可能性がある。現在国においては東日本大震災の発生を契機に、海岸施設の耐震性の強化を基本方針としてきている。

さらに、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第四次評価報告書では、地球温暖化による海面上昇が予測されるとともに、台風の強大化の可能性が指摘されており、これに伴う高潮災害の影響を軽減する方策の検討が必要と述べている。

今後速やかに計画の見直しを実施する必要があると考える。

意見

1. 財産登録の必要性について

管財課による財産登録については、地方自治法以外の法律を根拠とする事業については、その根拠となる法律が優先されることから、管財課による管理はなされず、所管課が直接管理している。海外保全事業については、海岸法が根拠となっていることから、所管課である農地整備課が管理しているが、当該台帳には工事の内容が履歴として記録されているものの、金額情報は記録されていない。これは法律により要求されていないからであるが、今後地方公会計の対応としては財産額の情報を残す必要があるのではないかと考える。

また、熊本県はファシリティマネジメントを実施しているが、地方自治法以外の法律で管理している資産についての情報が各課が作成している台帳しかなく、金額情報も存在しない状況では、全体のバランスをとることができないことから、この意味でも金額情報を残すことが必要ではないかと考える。

事業名	農地保全事業費			
施策区分	豊かな『環境』を未来に渡す			
事業目的	活力ある農産漁村の再生（新しいむらづくり）			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ 県直営事業 ）			
担当課名	農村振興局	農村計画課	防災班	

事業概要

<地すべり対策事業>

[目的]

地すべり現象を防止し、地すべりによる被害を除去又は軽減し、国土及び民生の安定を図る。

[事業内容]

1 内容

地すべり防止区域におけるすべり防止杭・水抜き工・排水路等の地すべり防止工事を行う。

2 採択要件

地すべり等防止法に指定された防止区域であること、総事業費 7千万円以上

<特定農業用管水路等特別対策事業>

[目的]

石綿等による影響を防止するため、石綿等が使用されている農業用管水路及び排水機場等土地改良施設の石綿製品の撤去及び代替製品への更新を行い、住民等への健康被害を防止する。

[事業内容]

1 内容

石綿を含む製品を撤去し、代替製品に更新を行う。

2 採択要件

県営 受益面積 20ha 以上

<農地侵食防止事業>

[目的]

農用地及び農業施設の自然災害（侵食・崩壊等）を未然に防止することによって、農業生産の維持及び農業経営の安定と国土及び自然環境を守る。

[事業内容]

1 内容

急傾斜地帯又は特殊土壌地帯における農用地の侵食、崩壊を防止するために、排水施設等の新設、改修を行う。

2 採択要件

土壌及び形状により、急傾斜地帯、特殊土壌地帯対策に分類。

(1)本工事 受益面積 50ha（畑地帯 20ha）以上

(2)関連工事 本工事に機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修及び農道の新設又は改修等を行う。それぞれの受益面積 5 ha 以上

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	481,795	315,580	627,600
(うち前年度繰越額)	(253,200)	(111,130)	(178,200)
実績額 (千円)	159,579	137,380	324,397
差異 (千円)	111,165	178,200	303,202
(うち翌年度繰越額)	(111,130)	(178,200)	(293,670)

監査要点

その他	① 指名競争入札の業者の選定過程について
-----	----------------------

監査結果

本事業の実施に際して、事業の委託先を指名競争入札により決定しているが、入札の結果について以下の点を検討すべきと考えられる。

指摘事項

指摘

1. 指名競争入札における指名業者の選定過程の記録について

黒石2期地区農地保全整備事業第1号及び第2号の業務委託を発注するにあたって指名競争入札を実施している。指名業者については、熊本県の登録業者の中から、過去の業務実績や事業の特性等を考慮し、最適な業者を選定しているが、この選定過程について十分な記録が残っていない。

指名競争入札を実施する場合、地域振興局又は広域本部において指名委員会を開催し、指名先を決定している。監査を実施した熊本県央広域本部農林部においては、入札参加者資格有資格者名簿から条件に合う業者を抽出し、その中から一定のルールに基づき、不公平が発生しないよう配慮して指名業者の選定がなされていた。

しかし、当該ルールに関し明文化したもの及び十分な選定過程の記録は残っておらず、指名委員会の議事録には結果が記載されているのみであった。当該委員会は非公開であり、その選定過程には一定の職員しか関与しないことから、今後は選定経緯の透明性を確保するためにも、選定のルールの明文化及び選定過程の記録を残すことが必要であると考えられる。

事業名	農道整備事業
施策区分	『基礎』を固める
事業目的	地域の状況に応じた農業生産基盤の整備
事業区分	<u>国庫事業</u> 県単独事業 雇用対策事業 新規事業
事業種別	補助金・負担金事業 貸付事業 委託事業 <u>その他</u> (県営事業)
担当課名	農村振興局 農地整備課 水資源農道班

事業概要

[目的]

農道網を有機的かつ合理的に整備することにより流通の合理化、高生産性農業の促進、農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資する。

[事業内容]

1 内容

(1) 農道の新設・改良

① 広域農道

広域営農団地における農道網の基幹となる農道の整備。

② 基幹農道

農業生産の近代化、流通の合理化等を図るために重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備。

③ 一般農道

①、②以外の農道の整備。

(2) 農道の機能保全や機能強化

① 農道保全対策事業

既設農道の点検診断を行うとともに、機能保全対策面及び機能強化対策面からの整備水準の向上を図るもの。

2 対象地域

広域農道及び基幹農道は、農業振興地域を主たる対象とし、広域農道及び基幹農道以外は、農用地区域を主たる対象とする。

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	2,424,582	1,965,207	1,680,406
(うち前年度繰越額)	(1,518,398)	(288,536)	(772,306)
実績額 (千円)	2,093,046	1,192,901	1,012,866
差異 (千円)	331,536	772,306	667,540
(うち翌年度繰越額)	(288,536)	(772,306)	(573,241)

監査要点

その他	① 長期継続している事業の見直しについて ② 中長期整備計画の必要性について ③ 市町村への管理移管後のモニタリング体制について
-----	--

監査結果

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、農業の生産性を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するために実施するものである。

農道は地元市町村の要望を受け、事業が計画される。事業規模により県が補助事業により建設するが、完成後には地元市町村に移管し、農道台帳に記載したのち市町村が管理することとなる。また、市町村が管理する(全幅員4m以上など)一定要件の農道については、その延長に応じて普通交付税の投資的経費の補正措置が講じられている。

当該農道整備事業について、その採択の過程、事業の進捗状況等のヒアリングを実施し、一部保管されている資料を閲覧することで、その妥当性を監査したが、以下のような指摘および意見が存在した。

指摘事項

指摘

1. 長期間に渡り継続している事業について

農道整備については、当初の事業採択から30年以上経過しても、事業が継続しているものが存在する。当初は一つの区間として事業が採択されたが、平成7年度に事業を三つの区間に分割し、完成した区間から順次共用しており、現在は最後の第3期工事が進行している。第3期工事は平成30年に完了予定であり、採択からすると40年近くの長期に渡る事業となっている。

熊本県基幹農道「宇土北部」地区概要

関係市町村：宇土市（うとし） 受益面積：334ha（田 334ha） 施工延長：5,864m（うち農林施工区間 4,574m、建設施工区間 1,290m） 幅員：7.0m 総事業費：3,517.5 百万円 工期：昭和 55 年度～平成 30 年度 主要作物：米、たばこ、メロン、トマト				
	宇土北部 (完了)	宇土北部 2 期 (完了)	宇土北部 3 期 (継続)	全体
延長	2,340m	1,720m	514m	4,574m
総事業費	2,073 百万円	274 百万円	1,170 百万円	3,517 百万円
期間	S55～H9 (18 年)	H7～H12 (6 年)	H18～H30 (13 年)	S55～H30
平成 25 年度までの事業費	2,073 百万円	274 百万円	553 百万円	2,900 百万円
平成 25 年度までの進捗率	100%	100%	48.5%	82.5%
平成 26 年度事業費	—	—	6 百万円	6 百万円
注 1：期間で記載されている「S」は昭和、「H」は平成の略式表記 注 2：宇土北部 3 期については、当初平成 26 年度で完成する計画であったが、関係機関協議の長期化等から、平成 30 年度まで完成予定が延期となっている。				

この事業が長期化した事情として、以下のような点があるとの回答を得た。

- 1 期地区：橋梁（L=286m）に関する河川管理者（国土交通省）との協議及び施工に 7 年を要した。
- 2 期地区：県営圃場整備事業と併せて施行することで、創設換地による用地取得を行う一方で、農道工事自体は施工時期の制約があったことから、他の工区に比して短期となっている。
 （平成 13 年度～平成 17 年度）
 - ① 橋梁（L=38m）について、用地買収、地元及び河川管理者（熊本県土木部）との協議が長期化した。
 - ② 地区終点の国道 57 号線取付部について、地元住民、道路管理者（国土交通省）、JR 九州、宇土市との協議が長期化し、路線が決まらず 3 期地区の工事に着手できなかった。
- 3 期地区：橋梁について、協議の目処が概ね付いたこと、地元の施工要望が強いことから、工事に着手。平成 23 年度に橋梁は完成した。

しかし、国道 57 号線取付部の協議については、平成 18 年度以降も引き続き行ってきたが、長引いたことから、第 3 期工事の当初の完成予定であった平成 26 年度では困難となり、平成 30 年度まで完成予定を延長した。協議については平成 26 年度中に完了する見込みである。

平成 27 年度以降、用地買収、施工等を進めていく予定である。

地元の同意はとれていたものの、個別の用地取得が難航したこと、農道を接続する国道について、国土交通省や JR 九州等との協議が難航したこと等により、採択から全工区の完了までに 40 年もの期間要する大事業となっている。

当初から事業実施に同意されない恐れのある方が存在する場合、できるだけ計画を見直す等し、計画がスムーズに運ぶよう十分配慮している。

しかし、中には事業途中で地元の同意が取れない等で、事業が長期化しているケースも発生している。このような場合の原因としては、採択要件としては「受益者の 3 分の 2 以上の同意」が求められるものの、地権者が必ずしも受益者であるとは限らないことから、事前に同意を得ていない地権者から土地を取得する場合にスムーズにいかないこともある。また、未相続地等が存在すると、地権者を特定するのに時間を要したりするためである。

このような、数十年に渡って事業が継続しているものについては、周りの環境も変化している可能性があることから、このまま事業を進めるべきか再度検討が必要であると考えられる。農道の途中までしか整備がなされておらず、途中から急に舗装が悪かったり、道幅が狭くなったりする等、利用者からすれば不便な状況ではあることは想像できるものの、長期間未整備の状況が継続すれば、周りの環境もそれに応じて変化している可能性もある。

現在は公共事業再評価制度が導入されており、事業採択から 10 年を経過しても継続している事業については、公共事業再評価を受けることとなっている。

しかし、当該事業については、平成 7 年度に事業の分割を行っており、第 1 期は再評価制度が導入されるまえに完成し、第 2 期については分割後からさらに 10 年をカウントするため再評価にかかっていない。しかし、事業採択当初は一つの事業区間として採択されており、本来の採択年度からは 10 年を経過している。

長期間継続されている事業については、今後もこのまま事業を継続すべきかどうか、計画の見直しの必要がないか、慎重な検討が望まれる。

<公共事業再評価制度について>

1. 概要

熊本県では、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成 10 年度に「熊本県公共事業再評価実施要領」を策定し、公共事業の再評価を実施しています。

評価にあたっては、透明性や客観性を高めるため、第三者からなる「熊本県公共事業再評価

監視委員会」で意見を頂き、県の対応方針を決定します。また、その結果については公表しています。

2. 対象事業

再評価の対象となる事業は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共事業のうち、熊本県が事業主体となって実施する事業及びそれらの事業に類する県単独事業のうち、次に掲げるものとします。

- (1) 事業採択後5年間の経過した時点で未着工の事業。
- (2) 事業採択後10年間の経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業。
- (3) 事業採択前の準備・計画段階で5年間の経過している事業。
- (4) 再評価実施後に5年間の経過した時点で継続中又は未着工の事業。
- (5) 国庫補助事業等を所管する省庁において、上記(1)から(4)以外の要件が示され、対象となる事業。
- (6) その他、社会経済情勢の急激な変化等により、再評価を実施する必要があると判断される事業。

3. 再評価の基本的な視点

次の視点から評価を行っています。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢及びその変化の状況
- (3) 費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性

(熊本県ホームページより)

意見

1. 長中期の整備計画の必要性

農道の整備については、広域農道等の大型の整備は減少しており、中山間地域の比較的規模の小さい農道の整備が増加傾向にある。

現在熊本県は財政再建戦略を実行している途中であり、県全体としての予算の余裕がなく、農林水産部としても予算の確保が難しい状況にある。このような状況にあっては、大規模な農道整備等のインフラ工事は批難の対象となりやすく、予算も削減効果が多きことから、新規事業の採択は困難になりがちである。

このような状況であるからこそ中長期的な整備計画を立案し、緊急性の高い場所から優先的に整備を実施する、最終的な整備目標を立て、それに向かって各年度の事業を実施する等の動きが必要であると考え。そのためにも平均輸送時間の短縮や、居住地から農地へのアクセスの確保といった明確な効果を指標とし、目標を設定したうえで、積極的な取り組みをすべきであると考え。

現状、中長期計画は存在しておらず、単年度で確保できた予算の範囲で実施可能な事業を実施している。今後中長期の整備計画を立案し、大きな方針に沿った計画的な整備が望まれる。

2. 市町村への管理移管後の農道のモニタリングについて

多くの場合、熊本県が農道の整備を完了した後は、その所有は各市町村に移管されている。移管された市町村は農林水産関係又は土木関係の部署が管理を行っている。しかし、その管理状況は各市町村の予算の問題、人員体制に差異があることから、必ずしも十分な管理がなされているとは限らない。また、本来農道として整備がなされたにも関わらず、交付税が一般道の方が高いことから、その区分を一般道に変更して管理している市町村も存在しており、農道としての機能が確保されているか疑問が生じる。全国的にも同様の問題が発生しているようで、市町村へ移管した後の管理状況が課題となっている。

確かに、農道の移管の条件として、適切に管理をすることを条件としており、一義的には移管後の管理責任は市町村にある。

しかし、農道整備事業として予算を執行している以上、熊本県としても移管後もその農道としての機能が十分確保されているか確認する責任は残っているものとする。適切な管理を約束したのだからと責任逃れをすることなく、農業従事者、ひいては県民の利益となるよう、各市町村に対して十分な指導を行うとともに、巡回によるチェックを実施することが望まれる。

また、事業採択の条件として、「農業車両優先」等の看板を立てることを条件づけること、適切な管理がなされていない場合は熊本県として改善を求めること等を織り込むなど、本来農道として整備された趣旨が維持されるよう工夫をすることが望まれる。

「土地改良法」に基づいて建設される農道は「道路法」の適用を受けないが、その機能や路線配置によっては「道路構造令」に準拠する場合がある。また、道路標識や交通信号機などの交通管理施設は「道路法」、「道路交通法」、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により規定されている。よって、農道に道路標識や信号等を勝手に設置することは困難であるが、法に反しない範囲で農道としての機能を維持するための看板の設置は検討すべきと考える。

事業名	県営経営体育成基盤整備事業
施策区分	『基礎』を固める
事業目的	地域の状況に応じた農業生産基盤の整備
事業区分	<u>国庫事業</u> 県単独事業 雇用対策事業 新規事業
事業種別	補助金・負担金事業 貸付事業 委託事業 <u>その他</u> (県営事業)
担当課名	農村振興局 農地整備課 農地資源班

事業概要

[目的]

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況を勘案し、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施することにより、高生産性農業の展開が見込まれる大規模水田地域の整備を着実に推進するとともに、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することで、食糧自給率の向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とする。

[事業内容]

1 内容

(1) 農業生産基盤整備事業

農業用排水施設整備、農道整備、客土、暗渠排水、区画整理

(2) 農業生産基盤整備付帯事業

土壌改良、高付加価値農業施設移転等

(3) 農村生活環境基盤整備事業

農業集落道整備、農業集落排水施設整備、農業集落防災安全施設整備、農業集落環境管理施設整備、用地整備、環境整備、生態系保全空間整備

(4) 農業経営高度化支援事業

・高度土地利用調整事業

指導事業、調査・調整事業

・農業経営高度化促進事業

高度経営体集積促進事業、特定高度経営体集積促進事業、高度経営体面的集積促進事業、農業生産法人等農地集積促進事業

・耕地利用高度化推進事業

2 採択要件

- ・暗渠排水又は区画整理を実施、もしくは、上記(1)農業生産基盤整備事業の工種のうち2事業以上を総合的に実施するもの
- ・受益面積の合計がおおむね20ha以上

・集積促進整備計画等が策定されていること他

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	3,331,288	1,926,051	3,332,947
(うち前年度繰越額)	(873,344)	(477,975)	(1,003,888)
実績額 (千円)	2,847,812	880,917	1,723,745
差異 (千円)	483,476	1,045,134	1,609,301
(うち翌年度繰越額)	(477,975)	(1,003,888)	(1,582,425)

監査要点

その他	① 予定価格の算定における項目について
-----	---------------------

監査結果

「雑工事」については「農業土木工事等積算関係運用 (質疑応答)」にその取扱いを定めており、「当初設計時点で軽微な付帯工事を一括計上することができる」と規定している。

予定価格の算定において、「雑工事」は予備費的に確保されており、当初の設計書に基づいて追加工事が発生した場合に当該項目を使用している。よって、当初の設計書にない追加工事が出てきたときには変更契約を交わしており、「雑工事」の予算は使用していない。数件の工事について契約書や実績報告を確認したが、必ずしも「雑工事」の予算をとっているわけではなく、工事の種類や内容によって予算をとるかどうかが判断しているとのことであった。

指摘事項

指摘

1. 予定価格の算定における「雑工事」の取り扱いについて

当該契約は請負契約であることから、受託業者としては「雑工事」予算も含めたうえで利益の計算をしてくる可能性がある。これに対して「雑工事」予算を使用しなかった場合は減額変更契約をしていることから、民間事業者の正当な利益の確保を阻害している恐れがある。

このため、「農業土木工事等積算関係運用 (質疑応答)」において、契約条件として、特記仕様書、現場説明事項に以下を明示することを求めている。

- (1) 計上金額を明示すること。
- (2) 施工実績に基づき変更契約を行う。

これに対して、確認を行った工事のうち、1件について(2)の記載が漏れているも

のが存在した。契約書等に関するチェックが不十分であると考えられ、今後改善が望まれる。

また、このような特記事項の記載漏れを防止するためにも、契約書及び特記事項のひな形の作成が必要であるとする。

事業名	企業参入促進支援農地情報図整備事業			
施策区分	『夢』を担う人材を育てる			
事業目的	企業等の農業参入の促進			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	農村振興局 技術管理課			

事業概要

[目的]

近年、県外企業や県内の有力な食品企業の農業参入が増えており、大規模農地に関する相談も多い。このため、企業参入候補地情報として必要と思われる多様な農地情報を地図上で把握でき、候補地の選定や台帳作成等の業務を支援するシステムを開発するとともに、新たな候補地をこのシステムへ登録する。これにより、市町村とも連携して、事前に農地情報を把握しておくことで、迅速な対応が可能となり、他県との競合等においても優位性を発揮できる。

[事業内容]

1 農地情報図（企業参入候補地管理システム）開発

企業参入候補地として必要と思われる、農振農用地指定・耕作放棄地状況・作付状況・賃貸意向など多様な農地情報を地図上で一筆ごとに瞬時に把握でき、迅速に窓口対応できるシステムを開発する。

なお、本システムは、候補地の選定や台帳作成等の業務も支援する機能を持たせる。

2 農地情報図の整備

候補地情報の充実を図るため、新たな企業等参入候補地を整備するとともに、過去に整備した候補地について、多様な農地情報を付加した詳細台帳を整備する。

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	3,605	3,000	10,000
実績額 (千円)	2,683	2,156	9,003
差異 (千円)	922	844	997

監査要点

委託事業	① 委託事業に関する事務手続の法令・要綱への準拠性（選定、契約） ② 委託事業の選定方法の妥当性（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等） ③ 実績報告の妥当性 ④ 実績確認、受託事業者への指導・監督の適正性 ⑤ <u>委託事業の効果測定の適正性</u> ⑥ <u>その他</u> （事業継続の検討過程の記録について）
------	--

監査結果

1. 現状

当該システムは、水土里情報利活用協議会（熊本県、市町村、JA、土地改良区等で構成）によって運用・管理する「農地地図情報」を有効活用できるツールとして平成 25 年度に開発し情報の提供を始めている。

当該システムは、国の事業として推進された「農地地図情報」のデータベースを利用するとともに、市町村が選定した候補地情報を（個別に土地所有者の意向を調査・確認まではしていない）を地図上で一筆毎に瞬時に把握でき、迅速に窓口対応できるシステムである。

システムの開発費用は 6,825 千円で、調査費用については、各市町村より情報を得られることとなっていることから、独自の調査費用は発生しない。基本的にはメンテナンス費用のみの発生と考えられる。システム開発は一般競争入札により新たな業者を選定しており、企画から開発までひとつの契約で発注している。

当該システムの活用方法としては、民間企業等（個人も含む）が熊本県で農業に参入する場合に、相談があれば当該システムにより休閑地等の情報を提供するものである。

当該システムの存在や情報の提供サービスについては、アグロイノベーションという展示会において、企業参入自治体コーナーで情報提供をしているが、熊本県のホームページ上では、熊本県がこのようなデータベースを有しており、休閑地の情報を提供できる体制があることについて、具体的に公表していない。

技術管理課は当該システムの管理を担当しており、実際の運用窓口は担い手参入支援課が行っている。

2. 実績

熊本県としては、平成 21 年度～平成 25 年度までの 5 年間で 360 件の相談件数があった。大規模なものから小規模なものまで、規模の差はあるものの、平成 24 年度までで 71 社（九電工、JR 九州）の企業が新規参入している。ただし、相談者のうち、何件が当該システムを利用したか、また当該システムを利用した相談者のうち、何件が新規参入に至ったか等、当該システム効果を図るデータは把握されていなかった。

3. 企業参入候補地管理システムが連動している「農地地図情報」について

企業参入候補地管理システムは「農地地図情報」と連動しているが、この「農地地図情報」は、もともと農林水産省の農地情報利活用推進事業で整備された「農地地図情報」を有効活用したものである。

農地情報化に係る事業経緯

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
国		平成21年6月 行政刷新会議「事業仕分け」 【農地情報共有化支援事業】 は見直し	平成22年6月 行政レビュー・公開プロセス 【農地情報共有化支援事業、 利活用推進事業】は廃止					
県	平成20年6月 農林水産部内に「農地情報共有化連絡会議」を設置。 平成20年11月 「農地情報共有化の基本方針」を定める。	平成22年3月 「農地情報共有化連絡会議」開催 ～従来どおり、農地情報の共有化を推進することを確認。	平成22年11月 「農地情報共有化連絡会議」開催 ～新たにクラウド方式により農地情報共有化を推進することを確認。					
協議会			平成22年10月 「幹事会」開催 ～新たにクラウド方式により農地情報共有化を推進することを確認。 平成22年11月 「総会」開催 ～新たにクラウド方式により農地情報共有化を推進すること議決。					
運営方式	全国一元管理方式							
				クラウド方式による情報共有化				
				スタンドアロン方式による情報共有化				
地図情報	地図ソフト	事業で整備された地図ソフトをクラウド方式まで活用						
	〃（スタンドアロン）						新たな地図ソフト	
	航空写真	事業で整備された航空写真を活用						
	地形図	事業で整備された地形図をクラウド方式まで活用						
	〃（スタンドアロン）						新たな地形図	
	地籍測量図	事業で整備						
	〃						随時新たな地籍測量図に更新	
	農地情報	事業で整備						
〃						随時新たな農地情報に更新		

農地情報利活用推進事業は農林水産省主導で実施されていたが、行政事業レビュー（公開プロセス）で「廃止すべき」との判断がなされたことから、平成 22 年度に同省による事業が廃止となった。

事業廃止になった後は、熊本県も平成 22 年度に水土里情報利活用協議会（市町村、JA、土地改良区等で組織）の総会決議により整備された農地地図情報の有効活用を決議し、クラウド方式（NTT 空間情報（株）利用）により、希望する自治体で活用していた。

その後、個人情報等の問題から、平成 24 年度にスタンドアロン型システムに改修され、現在に至っている。

指摘事項

意見

1. 「農地地図情報」を活用した事業の検討過程について

「農地地図情報」は行政事業レビュー（公開プロセス）において廃止と判断された事業によって作成されたデータである。熊本県としてこの農地地図情報を利活用した事業を実施すると判断した経緯について確認を実施したが、会議資料・復命書等は存在するものの、その結論に至るまでの検討過程において慎重な検討がなされたか否か記録が存在せず、確認できない状況であった。

農地地図情報の有効活用の必要性については理解できるものの、一旦は行政事業レビュー（公開プロセス）において廃止と判断された事業で整備された農地地図情報を、熊本県として活用するという判断をしている。国の事業における運用の問題点等を十分理解した上で、その反省を生かした運用方法を検討しなければ、同じ失敗を繰り返す可能性がある。よって、その判断の過程は詳細に記録し、熊本県民の納得のいく説明ができるよう配慮すべきである。

また、その後の農地地図情報の活用状況についても、熊本県の単県事業として効果が上がっていることをモニタリングするために、システム利用件数、利用した相談者に対するアンケート等を継続的に実施する必要があると考える。

2. 事業実施の効果の向上について

熊本県の企業参入支援のホームページを閲覧したが、農地の確保後の手続きの流れ等は情報として提供されているが、熊本県として企業等の参入候補地の情報を集積しており、求めに応じて情報を提供することはアピールされていない。

相談件数を多くするためには、もっと告知を実施することが望ましい。

また、当該システムの利用を高めるためには、より鮮度の高い情報を提供できるかにかかっており、そのためには情報収集の窓口となる各市町村の積極的な協力を得ることがカギとなる。

各市町村は土地の所有者から誘致を求められれば積極的に協力をすると考えられるが、

土地の所有者が、企業等が参入することに対する理解及び具体的なメリットを認識する必要があると考える。

そのために所有者向けの企業等の参入に関する説明会や広報資料が必要であると考え

事業名	林業公社事業			
施策区分	多様で健全な森づくり			
事業目的	適正な森林管理の推進			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他 ()			
担当課名	森林局 森林整備課 県有林班			

事業概要

1. 林業公社事業の概要

公益社団法人 熊本県林業公社（以下 林業公社）に対し、事業運営費の貸付等を行うことにより、林業公社の円滑な運営を支援し、環境保全等に配慮した森林整備の促進等を図る。

2. 林業公社の事業概要

公益社団法人熊本県林業公社は（平成 25 年 4 月 1 日に公益社団法人へ移行）、国土の保全及び環境の保全に配慮した造林、育林等に関する事業を行うことにより、森林のもつ公益的機能の維持増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興並びに住民生活環境の向上に寄与することを目的として設立された。

当該公社による森林整備は、土地所有者との間で締結した契約に基づき、林業公社が費用を負担し、造林、保育、管理を行い、伐採時に立木の販売収入を土地所有者と分け合う「分収契約」方式により実施している。

「分収契約」について

立木の販売収入を土地所有者と分け合う分収契約における「分収割合」は、当初「林業公社 60：土地所有者 40」を基準として進めてきたが、平成 4 年以降の契約は「70：30」を基準としている。

さらに、平成 12 年度以降は、放置されている皆伐跡地について公益的機能の確保上必要な場合に限定して植栽を行っており、この場合分収割合を「林業公社 85：土地所有者 15」としている。

林業公社は、公的森林整備機関として、分収方式による森林造成を昭和 36 年の設立以来積極的に推進し、平成 25 年度末現在で契約件数 1,438 件、9,721 ヘクタールの分収林を管理している。この間、林業公社事業は山村における雇用機会の創出等地域振興のほか、水源かん養機能等の環境保全にも大きく貢献してきたとされる。

※森林の公益的機能について

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しているとされ、日本学術会議の答申では、森林には次のような機能があるとされている。(林野庁 HP より抜粋)

- ・生物多様性保全（遺伝子保全、生物種保全等）
- ・地球環境保全（地球温暖化の緩和、地球気候システムの安定化）
- ・土砂災害防止機能、土壌保全機能（表面侵食防止、表層崩壊防止、その他の土砂災害防止等）
- ・水源涵養機能（洪水緩和、水資源貯留、水量調節）
- ・快適環境形成機能（気候緩和、大気浄化、快適生活環境形成等）
- ・保健・レクリエーション機能（療養、リハビリテーション、保養等）
- ・文化機能（景観（ランドスケープ）・風致、学習・教育等）
- ・物質生産機能（木材、食糧、肥料、飼料等）

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	518,222	535,333	557,471
実績額（千円）	516,865	525,333	519,471
差異（千円）	▲1,357	▲10,000	▲38,000

監査要点

貸付事業	① 貸付手続の法令・要綱への準拠性 ② 担保等の設定の妥当性 ③ 回収業務の適正性 ④ 貸付金に関する回収可能性の検討の有無 ⑤ 延滞債権に対する管理、及び督促・徴収手続の適正性 ⑥ 償還免除、履行期間遅延に関する手続の規定等への準拠性 ⑦ 貸付金残高、延滞債権に関する情報の管理の適正性 ⑧ 貸付事業の効果測定 の適正性 ⑨ その他（ ）
------	--

監査結果

森林整備課にて、公益社団法人熊本県林業公社（以下「林業公社」という）への貸付事業に対する資料の査閲及び担当者へのヒアリングを実施し、林業公社への貸付金の回収可能性の検討過程、林業公社の事業の継続可能性の検討過程等を検証した。

貸付先である林業公社及びその事業の詳細は以下のとおりである。

1. 林業公社の現状

(1) 組織の概要（平成26年4月1日現在）

社員	46名（熊本県、29市町村、熊本県森林組合連合会、15森林組合）
職員	13名（プロパー4名、県派遣2名、嘱託7名）
正味財産	46,713千円

(2) 過去5年間の財務状況

（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	329,653	381,271	314,914	173,456	66,479
経常費用	522,072	567,285	511,505	458,990	309,398
当期経常増減額	▲192,418	▲186,013	▲196,590	▲285,534	▲242,918
当期一般正味財産増減額 ※2	—	—	—	▲43	▲39,907
流動資産	192,740	247,398	201,995	236,474	101,342
基本財産 ※3	17,100	17,100	17,100	—	—
特定資産 ※3	32,758	36,797	44,797	159,134	196,548
その他固定資産	29,705,278	29,890,876	30,084,974	30,223,822	30,388,013
借入金	29,750,887	29,965,151	30,176,291	30,378,729	30,548,860
長期預り金	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100
正味財産 ※4	17,100	17,100	17,100	51,874	46,713

※1：平成24年度より林業公社会計基準を適用している。

※2：平成24年度より受取補助金等は「指定正味財産増減の部」に計上されており、これにより一般正味財産増減額が大幅に減少している。

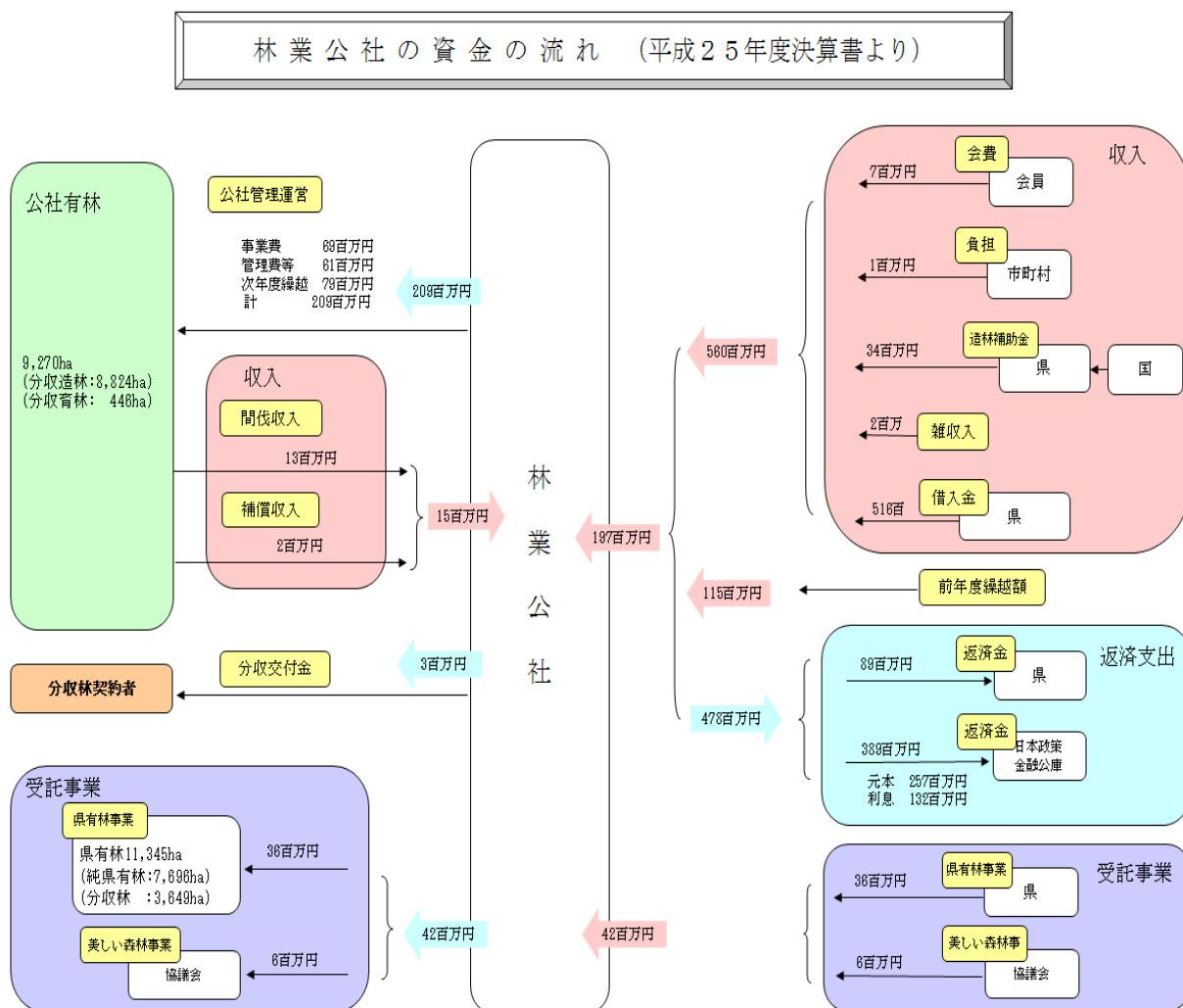
※3：平成24年度より長期預り金積立資産は、基本財産を構成せず、特定資産となっている。

※4：平成21年度から平成23年度の正味財産が同額であるのは、経常収支差額を山林勘定に振替えているためである。

(3) 林業公社を巡る資金の流れ

林業公社を巡る資金の流れは以下のようになっている。

国や県、市町村等から補助金や負担金、借入金等により約 515,996 千円の収入があり、そのうち約 478,342 千円を返済等に充てている。



(4) 林業公社の事業

林業公社は、土地所有者との間で締結した契約に基づき、林業公社が費用を負担して造林、保育、管理を行う事業の他、県有林の造林・育林事業、森林公園等の施設整備・管理事業、各種調査・測量、森づくり等の普及啓発活動、各種研修事業等の受託を行っている。

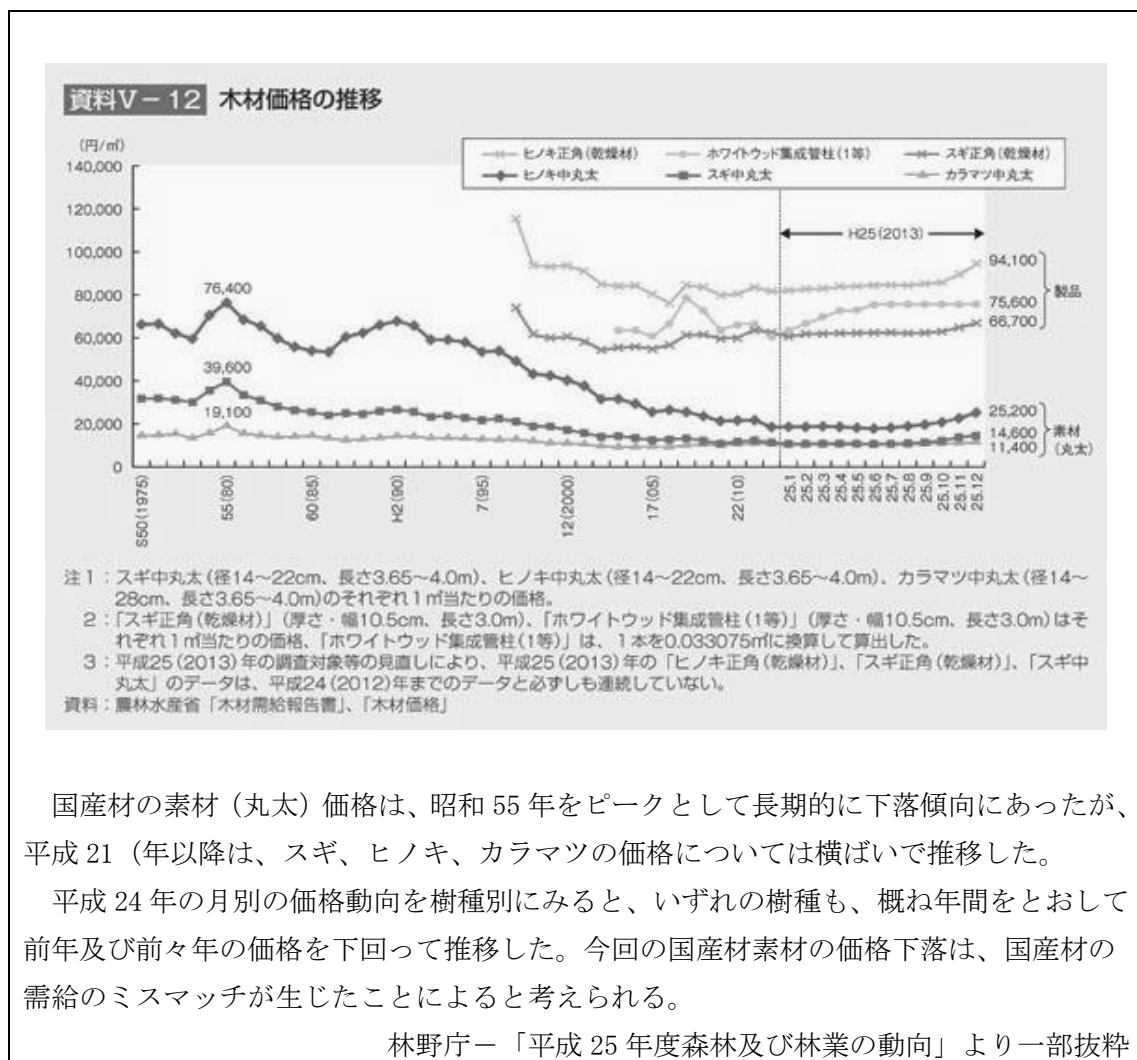
熊本県林業公社第9次経営計画書によると、県内に 9,272ha を契約管理し、施業を行っているのはそのうち 8,520ha となっている。

	分収造林 (ha)			分収育林 (ha)			公社有林合計 (ha)		
	団地数	契約面積	施業面積	団地数	契約面積	施業面積	団地数	契約面積	施業面積
面積	733 件	8826.22	8084.59	74 件	446.27	435.41	807 件	9272.49	8,520

2. 林業及び林業公社を取り巻く環境

戦後、新設住宅着工戸数の増加等により木材需要は増大し、また価格も上昇したことから、昭和 55 年ごろ業績はピークとなったが、その後木材の輸入が増加し、製材用材の自給率は 80% 台から 30% 台に低下した。さらに、住宅建築様式の変化等もあり、平成 9 年には自給率が 20% を切ることとなった。

これらにより、昭和 50 年代半ばから木材価格も低下したことから、長期的な収入の悪化傾向、及びこれによる借入れによる資金調達の増加が発生し、深刻な経営状態の悪化を引き起こした。



3. 経営改善に向けた取組み

(1) 平成8年度から平成16年度にかけての取組み

木材価格の低迷が続いている状況下では、森林整備の資金は借入金に頼らざるを得ず、借入金や補助金に依存しない自立した経営を達成することは厳しい状況にある。

このような状況を受け、林業公社では平成8年から平成16年にかけて、以下のような経営改善に取り組んでいる。

<経営改善に向けた取組み>

<ul style="list-style-type: none">① 新規造林を休止（平成8年度）② 組織の効率化と会費制（県1口5万円）の導入（平成9年2月）③ 5900haを目標に長伐期施業への変更協議④ 事務・事業の効率化（平成15年・16年度）⑤ 森林整備地域活動支援交付金の活用⑥ 施業転換資金による借換えにより、22億円の利子を軽減（平成14年・15年度）⑦ 分収割合の引き上げ⑧ 長伐施業の導入（平成18年度までに目標5900ha）⑨ 熊本県からの貸付金の無利子化（平成16年度） <p style="text-align: right;">熊本県林業公社の今後のあり方に関する報告書より抜粋</p>
--

しかし、上記改善策が達成できたとしても、平均素材単価（平成15年度から平成17年度）を基に収支を試算すると、分収林契約の終期である平成96年度時点で借入金が88億円残る試算となっていた。

(2) 平成17年度以降の取組み

平成17年3月に定められた「県出資団体等に対する県の関与に関する指針」により、林業公社の存廃を含めたあり方についての検討が求められた。このため、経営健全化に向けた一層の経営改善、林業公社の今後のあり方等の検討を図るべく、平成17年8月に、全国に先駆けて熊本県林業公社経営改善推進委員会（以下「委員会」という）を設置した。

委員会では、今後の林業公社のあり方として6つの選択肢を想定し、各選択肢の評価点化による総合評価の実施により、一定の方向性を示す結論を得ることとした。

その後、平成20年3月に当委員会から報告された「熊本県林業公社の今後のあり方に関する報告書」においては、分収林契約の終期である平成96年度時点で借入金残高をゼロとするため、以下のような追加改善策を示した。

<収支改善のための追加改善策>

ア 林業公社の自助努力 ⇒ 20 億円の効果額

- ・職員一人一人が運営コストの重要性を認識し、効率的・合理的な公社運営に取り組む
- ・公社有林の果たしている役割等について理解を得る啓発活動に取り組む。

イ 長伐期施業の推進

- ・長伐期施業の有利性を活かすことにより、生産コストの低減につなげる
- ・低利資金への借り換え

ウ 不成績林分の契約見直し ⇒ 3 億円の効果額

エ 契約内容の見直し（分収割合の見直し）⇒ 60 億円の効果額

公有林…6（公社）：4（土地所有者）から8（公社）：2（土地所有者）へ
その他…6（公社）：4（土地所有者）から7（公社）：3（土地所有者）へ

オ 広葉樹林化促進対策事業等の活用（国の補助制度）⇒ 8 億円の効果額

カ 森林整備地域活動支援交付金の活用

キ 国、公庫への要請（経営改善に係る必要な制度、支援等について）

以上より、効果額合計（改善策がすべて実施された場合）、約 91 億円の収支の改善がみられる試算となっている。（注：収入の試算は平成 15 年度から平成 17 年度の平均木材価格で試算されている）

「熊本県林業公社の今後のあり方に関する報告書」より抜粋

上述のような追加改善策を実施することで、平成 96 年度末における借入金残高はゼロになるとされている。

(3) 委員会によるあり方の検討について

委員会では、収支改善策だけでなく、林業公社の経営形態として6つの選択肢を想定し、これを評点化することにより、存廃を含めた林業公社の今後のあり方を検討している。

具体的には以下のような検討方法である。

<今後のあり方の検討> 「熊本県林業公社の今後のあり方に関する報告書」より抜粋

ア 検討の方法

以下の6つの選択肢について、複数の項目で評価し、その合計点で比較している。

- ①継続（経営改善）
- ②継続（目的転換）
- ③継続（他団体との統合）

- ④継続（公社有林化）
- ⑤廃止（県有林化）
- ⑥廃止（民有林化）

イ 総合評価の方法

A 評価項目

林業公社のあり方を検討する上で重要と考えられる以下の評価項目を設定した。

(1) 林業公社設立目的達成の確実性

[森林の公益的機能の維持・増進]

- ①適切な間伐等森林整備の実施
- ②長伐期化、針広混交林化等公的機能重視の施業の指向
- ③契約解除後の更新の確実性

[林業の発展]

- ④低コスト森林施業の実践
- ⑤県産材の安定供給への貢献

(2) 県財政への影響

- ⑥低コスト森林施業の実践
- ⑦県産材の安定供給への貢献
- ⑧地方財政措置の活用

(3) 実行可能性

- ⑨単年度に県が措置すべき予算の最大値（追加措置分）
- ⑩公社の事務負担
- ⑪約相手方等の理解

B 評価点

- ・評価項目の評点は「点数」×「重み付け」により算定。
- ・「点数」は、各選択肢間の相対的な程度により3段階に分類する。
「高」・・・5点 「中」・・・3点 「低」・・・1点
- ・「重み付け」は、評価項目の重要性の違いにより、以下のとおりとする。
((1)に属する項目) : ((2)に属する項目) : ((3)に属する項目)
= 3 : 5 : 5

評価の結果は以下のとおりである。

	継 続			廃 止		
	① 経営改善	② 目的 転換	③ 統合	④ 公社有 林化	⑤ 県有林 化	⑦ 民有林 化
(1) 林業公社設立目的達成の確実性	69	63	69	75	69	33
(2) 県財政への影響	65	55	65	55	25	65
(3) 実行可能性	55	35	55	38	45	45
合計	<u>189</u>	153	<u>189</u>	168	139	143

上記のように、①公社継続（経営改善）及び③公社継続（統合）の評点が高かった。

しかし、③公社継続（統合）は一定の間接経費の縮減が期待される反面、契約名義変更等の事務作業の増加が予想される。また、事業自体の統合によるシナジー効果が期待されるが、このような効果の期待できる統合先が短期的には発見できそうになかった。

このため、全ての追加的改善策を実施できた場合には債務残高の解消は可能と考えられることから、①公社継続（経営改善）が現時点では妥当とされた。

なお、評価点の根拠については当時の資料が存在しなかったため、詳しい内容を確認することはできなかった。

(5) 追加的改善策の見直しについて

公社では、追加的改善策に従い経営改善を実施し、その進捗状況を公社の総会や熊本県議会に報告している。

しかし、この間、木材価格のさらなる低下や、事業経費の変動が発生したことに加え、公社の利用間伐の方法が変わったことから、平成26年8月に長期試算の見直しを行っている。その結果、下表のように平成26年頃には借入金残高がゼロになると試算している。

<平成 20 年度から平成 96 年度までの累計収支額>

(単位：千円)

	項目	金額
収入	処分収入	57,221,027
	借入金収入	26,115,117
	その他収入	9,199,309
	収入計	92,535,453
支出	事業費支出	30,436,851
	管理費支出	4,190,157
	借入金償還支出	57,878,266
	支出計	92,505,273
	収支差額	30,180
	借入金残高	▲39,451

4. 全国的な林業公社の状況について

平成 18 年度末では 38 都道府県に 42 の公社が存在したが、その後 9 道県で廃止され、また 2 県で統合されたことから、25 年度末では 29 都府県、31 公社となっている。また、現存している公社についても、5 府県（山梨県、愛知県、京都府、奈良県、広島県）が平成 26 年度以降に廃止を予定している。

木材価格の低迷など林業を取り巻く厳しい経営状況にあり、全国の公社の長期借入残高は平成 24 年度末で 1 兆 300 億円（宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針より）に上り、全国的に存続の妥当性の検討、及び経営改善への取組みが実施されている。

他県において、公社の廃止を決定した主な判断理由は、以下のとおりである。（平成 26 年 10 月 宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針より抜粋）

- ア 将来の伐採収入による借入金の償還が見込めず、また、社営林が育成途上であり、引き続き森林整備が必要であったため。
- イ 林業採算性の悪化に伴い債務問題が顕在し、経営改善を進めてきたが、国における抜本対策が講じられないことや将来の公社債務の増加等が懸念されたことから、債務を整理し県が分収林を引き継ぐこととした。
- ウ 木材価格がピーク時の 3 分の 1 以下まで下落しており、経営改善を図っても事業開始時に見込んだ収益は大幅に減少し、長期収支予測も県財政に多大な影響を及ぼしかねないとして存続は困難と判断した。

一方、存続を決定した自治体の、主な判断理由は以下のとおりである。

- ア 長伐期施業の導入や分収割合の変更等による経営改善や国庫補助事業の拡充、森林整備活性化資金（無利子）や特別交付税措置による利子負担軽減、利用間伐推進資金による償還期間の延長等といった国の支援策の活用、県貸付金の無利子化により、長期収支がプラスとなり県貸付金も回収できる見込みとなった。
- イ 公社を存続した上で、国の支援策の活用等による経営改善を推進する方が、県財政上も有利であり、県より公社で分収林の管理・運営を行った方が迅速・柔軟に対応できると判断した。
- ウ 社営林の公的機能の維持・増進、県財政への影響等を総合的に勘案して判断した。

上記のように、自治体ごとに置かれている状況が異なるため、存続か廃止かの判断については意見が分かれているのが現状である。

<全国の廃止済みの公社のまとめ>

都道府県名	廃止年度	主な廃止理由
青森県	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・分収造林事業は企業の経営での再生が困難 ・分収林の持つ地域経済の振興、公益的機能など、公共財としての性格を考慮して県が承継 ・県が時価で引き受け（代物弁済）、回収不能額について債権を放棄予定 ・分収造林事業以外は新法人を設立して事業を継続（平成24年4月）し、民事再生手続きにより平成25年4月に県営化し、公社を廃止
岩手県	平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの借入の返済が困難な状況から県営林事業と一元化し、県が管理 ・県が分収林を簿価で引き受け（代物弁済）
茨城県	平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・農林公社の造林部門を廃止
栃木県	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・分収造林事業のスキームが成り立たないため県営林へ統合 ・奥山等の収益性の低い分収林を早期に契約解除
神奈川県	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の伐採収入で債務のすべてを解消することが困難 ・公社林の目的を環境保全重視に転換し、県営林との一体的管理による効率化 ・県が時価で引き受け（代物弁済）、回収不能額について債権を放棄
大分県	平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐跡地の再造林が期待しがたい状況 ・非皆伐施業および公益的機能を重視した経営への転換 ・県が分収林を簿価で引き受け（代物弁済）

<全国の廃止予定の公社>

都道府県名	廃止予定年度	主な廃止予定理由
群馬県	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の公社解散を目標に平成23年4月に民事再生を申し立て 平成25年度の公社解散を目標に土地所有者と契約解除交渉を推進 契約解除による事業廃止を進めるが、森林の公益的機能を損なわないため、解除できない森林などは別の森林整備法人による管理を検討 県貸付金の返済不能額について債権を放棄 多額の県民負担が発生することから、県民への説明責任を果たすため、公社は解散すべきと県議会で議決
福井県	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 現行の事業スキームの皆伐による収入（分収金）では再造林経費を賄うことが困難な状況 長期にわたり公益性の発揮が求められる事業を、経済事業として収支均衡を図っていくことは困難な状況 経営見直しの実施に当たっては、PDCAサイクルにより、常に点検・評価を行う
山梨県	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 伐採収益で借入金を賄う分収造林事業の仕組みは成り立たない 公社で一定期間（5年間）分収見直し等の改革に取り組むの上、公社廃止、県営化 県が時価で引き受け（代物弁済）、回収不能額について債権を放棄予定
愛知県	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> 材価の大幅な下落で返済が見込めない多額の債務が残ることから事業継続困難 平成25年2月に民事再生を申し立てし、平成25年8月から再生計画を執行し、平成27年度末に農林公社を廃止（県営化）予定 公庫等債務は、平成25年度に三セク債を活用し、県が損失補償
京都府	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 1年程度かけて土地所有者との契約変更・解除交渉を行った後、民事再生手続きで公社を解散、事業の一部を府が引き継ぐ（採算林は土地所有者に経費負担を求める契約変更、不採算林は契約解除・返還）
広島県	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> 分収林造林地の公益的機能の持続的発揮のため、農林振興センターを廃止し、県営化（平成24年12月に民事再生手続きで行う旨を表明） 公庫債務は、平成25年度に三セク債を活用し、県が損失補償 分収見直しは平成18年度から進めて進捗71%（平成24年7月）
奈良県	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度末時点で奈良県林業基金の累積債務は103億円 低迷する木材価格では、将来得られる木材の売払収入で累積債務を償還することが困難な見込み このまま事業を継続した場合、より一層の窮状に陥ることが見込まれる

現在、林業公社では、平成20年3月公表の「熊本県林業公社の今後のあり方に関する報告書」で提示された、長伐期施業の推進や分収割合の変更等の追加的改善策に基づいて経営改善に取り組んでいる最中であり、その改善策を完遂することができるか否かが、熊本県林業公社が抱える巨額の債務問題を解消できるかに大きく影響する。

このことから、林業公社における現状や追加改善策の進捗状況等をより明確にし、積極的な情報公開を通じて県民の目がより注がれるよう、以下の4点について提案する。

指摘事項

指摘

1. 改善策の作成のための基礎資料の保存について

平成 20 年 3 月公表の「熊本県林業公社の今後のあり方に関する報告書」（以下、平成 20 年あり方報告書）で提示された追加的改善策における効果額 91 億円について、その算定根拠を担当者に確認したところ、平成 18 年 3 月に公表された「熊本県林業公社経営改善推進委員会中間報告書」に記載のある基礎データの提示は受けたが、それ以外の詳しい資料はすでに処分されているとのことであった。

この点、今後改善策を再度検討する必要がある場合、過去においてどのような方法で改善策が立案され、どこに問題があったのかを検証するためには、基礎となった資料及びデータは適切に保存される必要がある。しかし、現状改善策がどのように策定されたか検証できない状況にあり、問題であると考え。

事後の検証作業に必要となる基礎資料を選択し、適切に保存する必要がある。

意見

1. 県議会に提出する資料について

林業公社への貸付には議会の承認が必要であることから、その判断に資するため、公社の経営状況や改善策の進捗状況等が明確に理解できる資料の提出が必要である。

現状、単年度の事業実績や資金収支計算書、二期比較の財務諸表は提出されているものの、改善策の進捗状況や現状ベースによる平成 96 年度までの収支計算等は作成されていない。

また、改善策のうち、「長伐期化への期間延長」や「分収割合変更への契約内容見直し」の実績は毎年議会に報告されているものの、文章形式で報告されており、かつ計画と実績が対比形式では報告されていないため、そこから得られる情報については一定の限界があると考え。

追加改善策の達成の可否は、公社存続に重大な影響を与えることから、下記のように計画と実績を対比する形式で作成するなど、明確で理解しやすい資料を作成し提出する必要がある。

林業公社の存続については、平成 24 年度及び平成 25 年度の議会の農林水産常任委員会においても質問があがっていることから、議会においても関心の強い事項であると考え。また、多額の負債を未来の熊本県民に負担させることは避けなければならない。今後公社の存続についてより慎重な判断がなされるためにも、長期にわたる見通しが把握できる資料を作成し、提出することが望まれる。

2. 存続の可否の検討方法について

林業公社を取り巻く環境は大きく変化することから、熊本県による検証の結果「熊本県林業公社の今後のあり方」を再度検討すべき状況に至る可能性がある。公社存続の問題は、そこに県民の税金も投入されることから、熊本県民全体の問題でもある。他県の

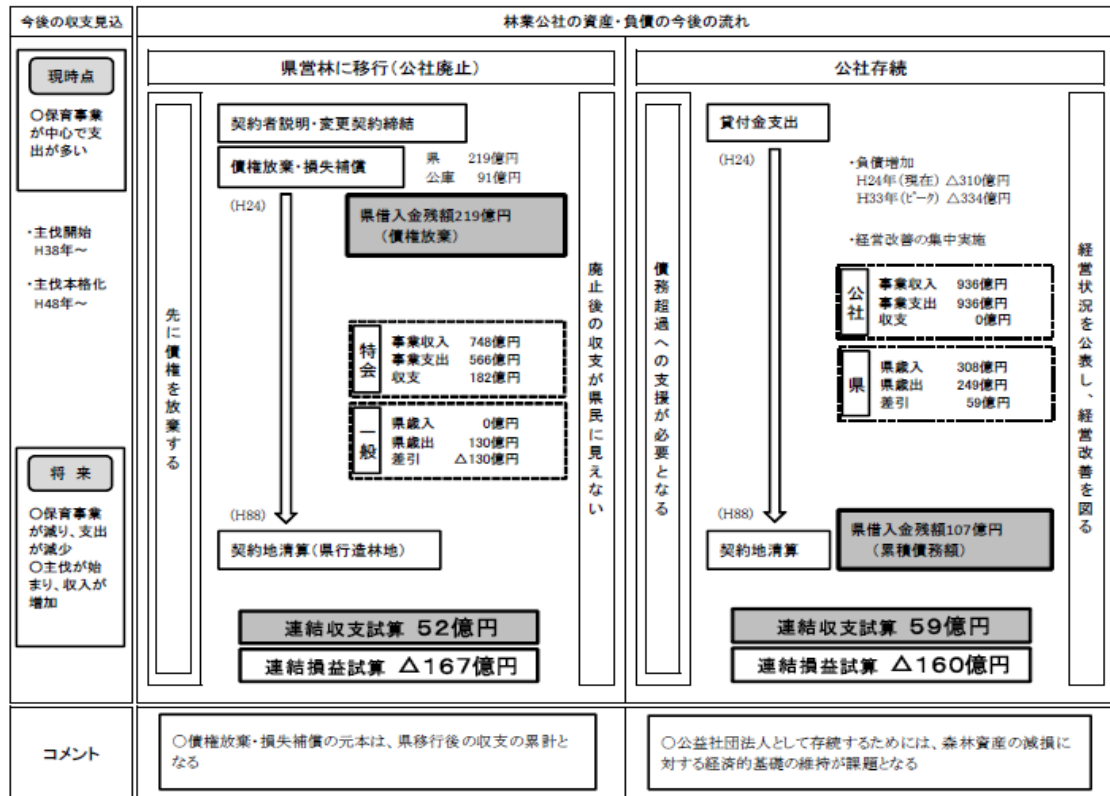
試算方法も参考にし、関係者のみならず、県民が理解できる試算方法の採用及び情報の開示が必要である。

例えば、長野県では「長野県林業公社の今後の経営に関する報告書」において、「県民負担」という視点で長期収支見通しを示すため、林業公社の収支だけでなく、関連する県の収支も合算した収支を試算し、公表している。

今後熊本県においても、県民が理解できるような収支の試算方法を積極的に採用し、開示していくことが望まれる。

Ⅳ 長野県林業公社の存続・廃止のメリット・デメリット等の論点整理

別紙 1 県と公社を連結で考えた場合の収支について



【資産・負債の流れ考察】

- ① 収支、損益上、存続・廃止の差異は7億円となった。
- ② 収支の発生は存続も廃止もほぼ同額、同時期となる。
- ③ 収入、事業費、分収交付金は木材価格が変動しても存続・廃止に与える影響は同じ。

【存続・廃止で差異が発生する可能性のある項目】

- ① 管理費(契約変更事務) : 県移行に伴う契約変更手続きに係る経費(廃止負担増)
- ② 公庫損失補償利息 : 公庫への損失補償の償還に係る利息(廃止負担増)
- ③ 公庫利息返済 : H24以降の公庫借入金に係る利息(存続負担増)
- ④ 管理費(人件費) : 公社の副理事長、専務理事等の給与の差額(存続負担増)

IV 長野県林業公社の存続・廃止のメリット・デメリット等の論点整理

別紙2 林業公社の分収林を県営林に移行又は公社存続の場合の連結収支試算

単位:億円

区 分		県営林に移行 (公社廃止)	公社存続	備 考	
事業 収支	収入	木材販売	625	625	505万m ³ (12,400円/m ³)
		造林補助金	64	91	県営林は国費のみの補助金
		県借入金	0	196	県営林は一般会計、公庫からの借入
		県営林事業費	8	0	県一般財源
		公庫借入金	51	24	保育事業費補助残の90%
		計(A)	748	936	
	支出	事業費	374	374	獣害対策、保育、伐採等の経費
		管理費	55	37	人件費及び事務費
		分収交付金	69	69	土地所有者への分収金
		県借入金返済	0	250	県貸付金の返済
		県借入金利息返済	0	58	県貸付金利息の返済
		公庫借入金返済	51	115	日本政策金融公庫借入金の返済
		公庫利息返済	17	33	日本政策金融公庫借入金利息の返済
	計(B)	566	936		
収支(C)【A-B】		182	0		
県の 予算	歳入	造林資金償還	0	250	公社貸付金
		造林資金利息償還	0	58	公社貸付金利息
		計(D)	0	308	
	歳出	管理費	2	26	・県営林は契約変更事務 ・存続は県派遣職員の人件費
		造林資金貸付	0	196	公社貸付金
		造林補助金	0	27	造林補助金の県費分
		県営林事業費	8	0	県一般財源支出
		公庫への損失補償	91	0	H24.3.31現在公庫借入金(元金)残高
		公庫損失補償利息	29	0	損失補償に係る利息
	計(E)	130	249		
差引(F)【D-E】		△ 130	59		
合計(G)【C+F】		52	59		
連結見通し額		52億円	59億円	収支差7億円	

※林業公社が H24. 8 に作成した長期収支シミュレーションに基づく、H24~H88 契約期間までの 65 年間の試算額
「県営林に移行」は、林業公社と同等の事業内容を、県営林特別会計で実施すると仮定

3. 土地所有者の状況把握の必要性について

「平成 20 年あり方報告書」追加的改善策として、長伐期施業の推進や分収割合等の改善策が提示されているが、このような長伐期施業や分収割合の変更には土地所有者との契約内容の変更が必要となる。

しかし、分収林契約の多くを占める私有林や共有林は、土地所有者が「自分の代に少しでも収入を得たい」として契約変更を拒否する、相続の手続が行われていない、離村等により所有者が不明となっている等、契約変更の障害が存在しており、なかなか契約変更が進捗しない。特に、事業開始から 40 年以上が経過していることから、土地所有者の相続が発生し、その相続関係が複雑な場合で、交渉が困難なケースも存在している。

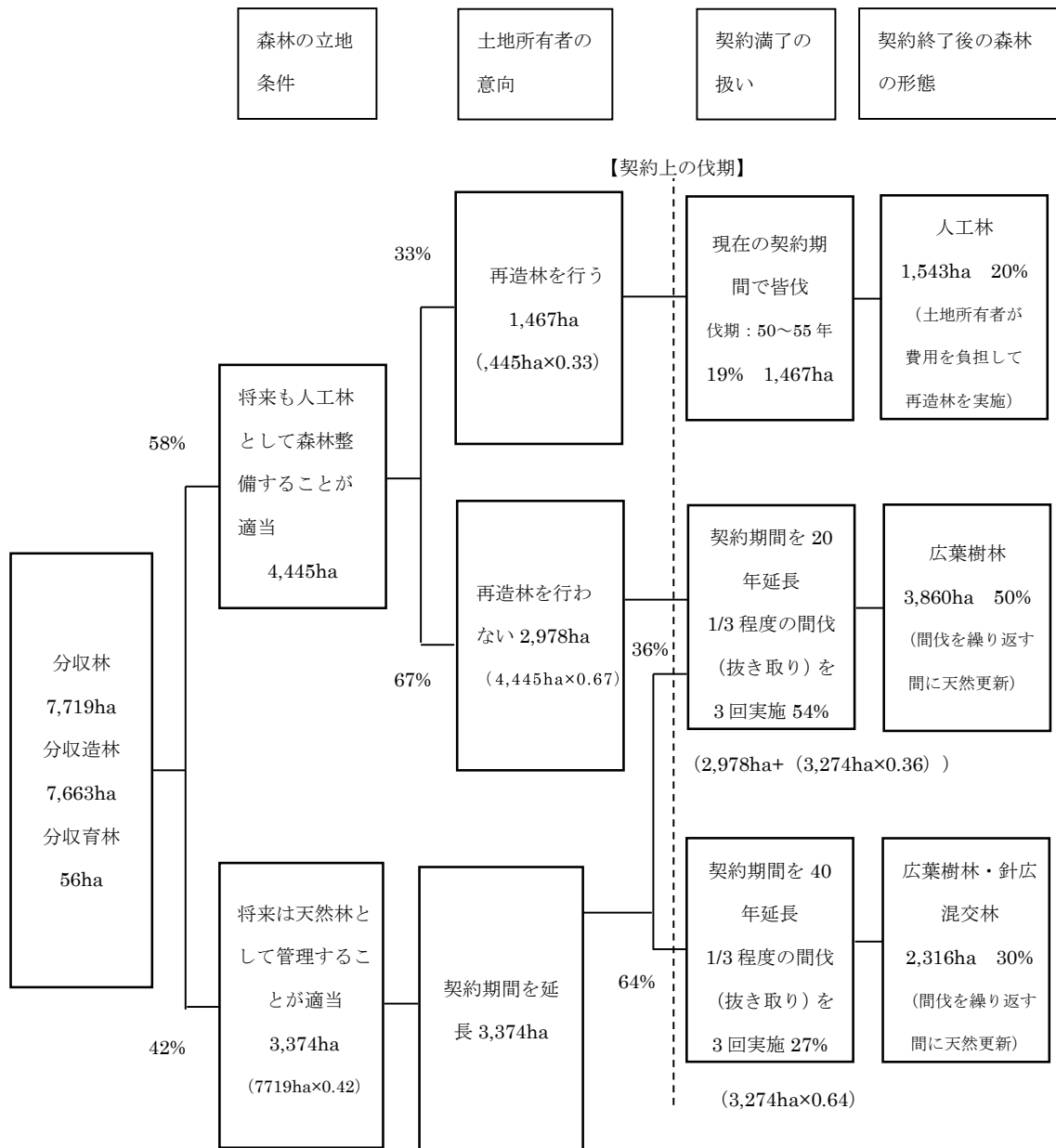
分収林契約は地上権の設定を伴う民事上の契約であって、土地所有者全員の合意なくして一方的に契約を変更することはできず、土地所有者の理解を得ていくために多大な労力が必要となることから、分収林契約の変更には膨大な労力と相当な時間を要することが想定され、その結果、計画達成が困難になる可能性もでてくる。

このため、土地所有者の現状を把握し、適切な対応を適時にとっていくことは、計画達成のために不可欠な作業であり、他県では土地所有者に対するアンケートを実施し、有効活用している例もみられる。熊本県でも「平成 20 年あり方報告書」の作成の際に、「分収割合の変更による経営改善の協力について」や「契約に伴う伐採後の更新について」のアンケートが取られたようであるが、今後も定期的に土地所有者の動向を知るためのアンケート調査等を実施し、その状況を把握しておく必要があると考える。

山梨県ではアンケート結果から、分収林の将来の森林整備の手法について、森林の立地条件や土地所有者の意向を勘案し、契約満了の取扱い、契約終了の森林の形態について想定し、その形態に則した契約変更に取り組んでいくとしている。

具体的には、アンケート調査により把握した伐採跡地の造林の意向の有無を参考に、再造林を行う場合は現在の契約期間で皆伐し、再造林を行わない場合は契約期間を 20 年延長とするというように、土地所有者の意向を反映させた契約の変更を行っている。

我が県においても、分収林契約を結んでいる土地所有者全体のうち、直近で相続の発生が予想される土地所有者をアンケート調査により把握しておくことで、優先して交渉にあたる等、事前に対策をとることも可能になると思われる。



4. 追加的改善策の見直しが必要とされる基準について

現在改善策を実施しているが、計画と実績には常に乖離が生ずる。その乖離は次年度以降にも累積的に影響を及ぼすことから、県ほどの程度の累積的乖離が発生すれば計画達成が困難なのか、計画見直し基準を明確にしておく必要がある。

一般的には、経営改善計画について達成率が80%を下回った場合、計画の見直し等が日必要とされる。このように、公社の改善策の実施についても、「達成率が80%をした回った場合は再度存続の可否を検討する」等、具体的な見直しの基準を定めることが必要であるとする。

事業名	緑の産業再生プロジェクト促進事業
施策区分	循環資源である県産木材の利活用の最大化
事業目的	品質・性能が確かな木製品の供給
事業区分	<u>国庫事業</u> 県単独事業 雇用対策事業 新規事業
事業種別	<u>補助金・負担金事業</u> 貸付事業 委託事業 その他（ ）
担当課名	森林局 林業振興課 くまもと木材利活用推進班

事業概要

[目的]

地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現を目的に「熊本県森林整備促進及び林業等再生基金（国庫）」が平成 21 年度に造成された。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の復興に向け、必要な木材を全国規模で供給する体制を構築することを主目的に、同年度に基金を積み増し、平成 26 年度まで延長されることとなった。（第 1 期：平成 21～23 年度、第 2 期：平成 24～26 年度）

本事業は、第 2 期の当該基金を活用し、間伐等の森林整備の加速化と林業・木材産業等の地域産業の再生、県産材の利用促進を図るための整備支援を行う。

なお、平成 24 年度の経済対策分については、前記基金に積み増して、地域材の新たな需要を拡大する木材加工流通施設や木質バイオマス利活用施設の整備支援等を行う。

[事業内容]

1. 高性能林業機械の導入
ハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダ、グラップル付きトラック等の導入への補助
2. 木材加工流通施設等整備
木材製材、プレカット等の加工施設、木材乾燥施設等整備への補助
3. 木質バイオマス利用施設等整備
木質バイオマスの供給や利用施設等整備への補助
4. 流通経費支援
間伐材等の輸送費（道程 50km 以上）に係る補助

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額（千円）	1,607,660	1,393,027	5,500,103
（うち前年度繰越額）	(225,587)	(505,376)	(514,950)
実績額（千円）	951,217	864,507	1,127,525
差異（千円）	656,443	528,520	4,372,578
（うち翌年度繰越額）	(505,376)	(514,950)	(4,277,499)

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無
	② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性
	③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性
	④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額）
	⑤ 実績報告の妥当性
	⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性
	⑦ 補助事業の効果測定の適正性
	⑧ その他（ ）

監査結果

当該事業は、地域協議会の構成員等が①地域協議会の運営等、②高性能林業機械等の導入、③木材加工流通施設等整備、④木造公共施設等整備、⑤木質バイオマス利用施設等整備、⑥流通経費支援といった事業を行うのに要する経費に対する補助事業である。

その内、高性能林業機械等の導入（ハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダ、グラップル付きトラック等の導入）に対する補助金（補助率は 55/100 以内）について確認を行った。

指摘事項

指摘

1. 非課税団体に対する消費税分の補助について

熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金事務取扱要領「第 3 交付金交付申請書の添付書類」において、事業主体が市町村等の非課税団体以外の場合には、「補助金に係る仕入に係る消費税等相当額集計表（別記第 3 号様式）」を添付することが求められている。これにより仕入に係る消費税等が明らかになり、課税事業者か否か、申告方法が原則課税か否かに関係なく消費税額が把握できることから、事業費からその消費税相当額を減額した金額が補助対象となる。

一方、市町村が事業主体の場合、消費税分も含めて補助金が支出されていた。

市町村が事業主体の場合に消費税を補助対象にするか否かについて、明確な定めが存

在しなかった。市町村に消費税の納税義務者でないことから、仕入に伴って支払う消費税について消費税申告による税額控除ができないことから、消費税分も含めて補助対象としているのであれば理解できる。しかし、この場合市町村以外の免税事業者も同様の取り扱いにすべきであるにも関わらず、そうはなっていない。

一方、同じ林業振興課の特産樹芸班が所管する「特用林産物施設化推進事業補助金」においては、同一の熊本県農林水産業振興補助金等交付要領に基づいて補助金を支給しているにも関わらず、こちらは課税事業者のみが消費税相当額を減額する取扱いとなっており、消費税に関する扱いが統一されていない。

今後、非課税事業者に対する消費税の取扱いに関する規定を明確にし、公平な取扱いをする必要がある。

意見

1. 補助金交付後のモニタリングについて

補助金交付決定通知書の条件5によれば、当該事業により取得した財産については、耐用年数期間中は適切に保管することが義務付けられており、何らかの理由により処分する必要がでた場合は、県知事に対して承認を求める必要がある。

しかしながら、現状では達成状況調査報告や利用状況の報告等の提出が10年間となっているため、耐用年数が10年を越える資産に関しては、特段積極的に保管状況の把握がなされておらず、あくまで事業主からの届出があつてからの対応となっている。そのため、事業主が届出の提出を失念した場合又は意図的に報告をしなかった場合、補助金の返還に該当する状況であってもこれを把握出来ず、放置される恐れがある。特に建物に関しては耐用年数が長く、汎用性も高いため、注意が必要だと考えられる。

熊本県側が積極的に保管状況を確認できるのが、報告書等の提出を受ける10年間だけという状況は、モニタリング機能として不十分である。少なくとも10年を越える耐用年数を持つ財産については、積極的に資産の保管状況をモニタリングする仕組みが必要である。

事業名	林業・木材産業振興施設等整備事業			
施策区分	循環資源である県産木材の利活用の最大化			
事業目的	品質・性能が確かな木製品の供給			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	森林局 林業振興課 くまもと木材利活用推進班			

事業概要

<p>[目的]</p> <p>森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、「望ましい林業構造の確立」、「特用林産の振興」、「木材利用及び木材産業体制整備」の推進に必要な取組みについて支援を行う。</p> <p>[事業内容]</p> <p>1. 望ましい林業構造の確立</p> <p>林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るため、施業等の集約化や低コスト化に必要な高性能林業機械等導入などの施設整備等への補助</p> <p>2. 特用林産の振興</p> <p>きのこ、山菜、木炭など特用林産物の生産基盤等の整備への補助</p> <p>3. 木材利用及び木材産業体制の整備推進</p> <p>地域材生産・物流拠点などの木材加工流通施設の整備や、未利用等木質バイオマス資源を総合的に利活用する施設整備、PR効果の高いモデル的な木造公共施設整備等への補助</p>

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	513,847	457,105	109,228
(うち前年度繰越額)	(56,500)	(455,779)	
実績額 (千円)	57,927	425,876	96,929
差異 (千円)	455,920	31,229	12,299
(うち翌年度繰越額)	(455,779)	(一)	(11,250)

注：平成 23 年度予算のうち次年度に繰越した 4 億 5 千万円余の金額は、国の第 4 次補正予算がついたことに伴うもので、県予算では 2 月に計上したものであり、全額繰越を前提にした事業であったことから、次年度繰越額が多くなっている。

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性（申請、決定、交付手続、補助金額） ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ 補助事業の効果測定の適正性 ⑧ その他（ ）
---------------	--

監査結果

当該事業は、「望ましい林業構造の確立」として、林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るため、施業等の集約化や低コスト化に必要な高性能林業機械等導入などの施設整備等への補助及び「特用林産物の振興」として、きのこ、山菜、木炭など特用林産物の生産基盤等の整備への補助、「木材利用及び木材産業体制整備」として、地域材生産・物流拠点などの木材加工流通施設の整備や、未利用等木質バイオマス資源を総合的に利活用する施設整備、PR効果の高いモデル的な木造公共施設整備等への補助を行う事業である。

なお施設整備については、補助要件として、導入後の生産（利用）計画の目標が、「熊本県が定める指標ごとの目標値」の達成に資するものであることが求められている。

今回、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業補助金について確認を行った。

指摘事項

指摘

1. 非課税団体に対する消費税分の補助について

熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業補助金等事務取扱要領「第3 交付金交付申請書の添付書類」において、事業主体が市町村等の非課税団体以外の場合には、「補助金に係る仕入に係る消費税等相当額集計表（別記第2号様式）」を添付することが求められている。これにより仕入に係る消費税等が明らかになり、課税事業者か否か、申告方法が原則課税か否かに関係なく消費税額が把握できることから、事業費からその消費税相当額を減額した金額が補助対象となる。

一方、市町村が事業主体の場合、消費税分も含めて補助金が支出されていた。

市町村が事業主体の場合に消費税を補助対象にするか否かについて、明確な定めが存在しなかった。市町村に消費税の納税義務者でないことから、仕入に伴って支払う消費税について消費税申告による税額控除ができないことから、消費税分も含めて補助対象としているのであれば理解できる。しかし、この場合市町村以外の免税事業者も同様の取り扱いにすべきであるにも関わらず、そうはなっていない。

また、同じ林業振興課の特産樹芸班が所管する「特用林産物施設化推進事業補助金」においては、同一の熊本県農林水産業振興補助金等交付要領に基づいて補助金を支給しているにも関わらず、こちらは課税事業者のみが消費税相当額を減額する取扱いとなっており、消費税に関する扱いが統一されていない。

今後、非課税事業者に対する消費税の取扱いに関する規定を明確にし、公平な取扱いをする必要がある。

意見

1. 補助金交付後のモニタリングについて

熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領によれば、当該事業により取得した施設については、耐用年数期間中は適切に保管することが義務付けられており、何らかの理由により処分する必要がでた場合は、「第6 事業完了後の施設の管理、6 処分等の取扱い」により県知事に対して承認を求める必要がある。

<熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業実施要領>

(2) 機械施設等の処分の手続き：事業主体又は管理主体は、林構事業等によって取得した機械施設等を処分しようとするときは、その旨を事業実施市町村長に届け出るものとし、届出を受けた事業実施市町村長は、その処分が機械施設等の定められた耐用年数以内である場合には、別記第11号様式により、所管局長を経由して部長に申請し、承認を得るものとする。

また、それ以外の処分のときは、別記第12号様式により所管局長に提出するものとする。所管局長は、提出内容について部長に報告するものとする。

しかしながら、現状では達成状況調査報告や利用状況の報告等の提出が10年間となっているため、耐用年数が10年を越える資産に関しては、特段積極的に保管状況の把握がなされておらず、あくまで事業主からの届出があつてからの対応となっている。そのため、事業主が届出の提出を失念した場合又は意図的に報告をしなかった場合、補助金の返還に該当する状況であってもこれを把握出来ず、放置される恐れがある。特に当該事業のように施設の取得を補助する事業においては、耐用年数が長く、汎用性も高いため、注意が必要だと考えられる。

熊本県側が積極的に保管状況を確認できるのが、報告書等の提出を受ける10年間だけという状況は、モニタリング機能として不十分である。少なくとも10年を越える耐用年数を持つ財産については、積極的に資産の保管状況をモニタリングする仕組みが必要である。

事業名	県産木材利用開発促進事業
施策区分	循環資源である県産木材の利活用の最大化
事業目的	木材需要の開拓
事業区分	<u>国庫事業</u> 県単独事業 雇用対策事業 新規事業
事業種別	<u>補助金・負担金事業</u> 貸付事業 委託事業 その他 ()
担当課名	森林局 林業振興課 くまもと木材利活用推進班

事業概要

<p>[目的]</p> <p>「熊本県森林整備促進及び林業等再生基金」を活用し、県産木材があまり使われていない分野における新規用途の製品開発や試験研究等を実施することにより、県産木材の需要拡大を図る。</p> <p>[事業内容]</p> <p>県産木材を利用した新製品開発・試験研究、新製品・新商品の普及及び生産性向上対策、実証モデル施設等整備に対する補助</p>
--

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	0	68,900	96,400
(うち前年度繰越額)	(0)	(0)	(68,900)
実績額 (千円)	0	0	89,900
差異 (千円)	0	68,900	6,500
(うち翌年度繰越額)	(0)	(68,900)	(6,500)

監査要点

補助金・負担金事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ <u>補助金交付手続の妥当性 (申請、決定、交付手続、補助金額)</u> ⑤ <u>実績報告の妥当性</u> ⑥ <u>補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性</u> ⑦ <u>補助事業の効果測定の適正性</u> ⑧ その他 ()
-----------	--

監査結果

当該事業は、県産木材利用開発促進事業として、県産木材を利用した新製品開発・試験研究、新製品・新商品の普及及び生産性向上対策、実証モデル施設等整備に対し、定額の補助を行う事業である。

その内、県産木材利用開発推進事業補助金について確認を行った。

指摘事項

意見

1. 補助金交付後のモニタリングについて

施設の管理に関し、県産木材利用開発推進事業実施要領、「第7 事業完了後の施設の管理」によれば、以下のように規定されている。

<県産木材利用開発推進事業実施要領>

第7 事業完了後の施設の管理

1 施設の管理：事業によって取得し、又は効用の増加した施設等は、常に良好な状態で管理し、機械施設等の定められた耐用年数に留意のうえ、その設置目的に沿って最も効率的な運用を図るものとする

(中略)

6 処分等の取扱い：次に掲げる処分等の取扱いに当たっては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号)」において規定する取扱いに準ずるものとする。(2) 機械施設等の処分の手続：事業主体又は管理主体は、当該事業によって取得した機械施設等を処分しようとするときは、その処分が機械施設等の定められた耐用年数以内である場合には、別記第14号様式により、局長を経由して部長に申請し、承認を得るものとする。また、それ以外の処分ときは、別記第15号様式により局長を経由して、部長に報告するものとする。

しかしながら、現状では達成状況調査報告や利用状況の報告等の提出が10年間となっているため、耐用年数が10年を越える資産に関しては、特段積極的に保管状況の把握がなされておらず、あくまで事業主からの届出があつてからの対応となっている。そのため、事業主が届出の提出を失念した場合又は意図的に報告をしなかった場合、補助金の返還に該当する状況であってもこれを把握出来ず、放置される恐れがある。特に建物に関しては耐用年数が長く、汎用性も高いため、注意が必要だと考えられる。

熊本県側が積極的に保管状況を確認できるのが、報告書等の提出を受ける10年間だけという状況は、モニタリング機能として不十分である。少なくとも10年を越える耐用年数を持つ財産については、積極的に資産の保管状況をモニタリングする仕組みが必要である。

2. 補助金の消費税相当額の減額の時期について

補助金交付決定通知書によれば、県産木材利用開発推進事業補助金交付申請において消費税等相当額の金額が明らかな場合、補助対象からあらかじめ減額することになっている。

しかしながら、見積書も添付され、この時点で消費税等の把握が出来ていたにも関わらず、消費税等を含めたところで補助金の申請がなされ、補助金の積算されているものが見受けられた。補助金の確定時においては消費税等も抜いたところで補助額を算定しており、最終的には不適切な支出はなされていないが、補助金の申請時と確定時で取扱いが統一されていない。

今後は、できる限り消費税等相当額を減額した額で申請するよう指導していくべきと考える。

事業名	くまもと緑の新規就業促進対策事業
施策区分	成熟した資源を活かす林業の再生
事業目的	林業担い手の確保育成
事業区分	国庫事業 県単独事業 雇用対策事業 新規事業
事業種別	補助金・負担金事業 貸付事業 委託事業 その他 ()
担当課名	森林局 林業振興課 林業担い手育成班

事業概要

[目的]

本県の取組みの基本方針である『幸せ実感くまもと4カ年戦略』において、活力ある農林水産業の担い手の確保・育成の強化の中で「基礎的な研修や新たな知識・技術の普及など積極的に取り組む。」こととされた。

そのため、林業分野において有望な中核的な担い手となる人材を確保するためには、就業希望者の裾野を広げるとともに、新規就業者が定着できる環境を整える必要があることから、林業就業希望者を対象とした研修への支援を行うとともに、国の「緑の青年就業準備給付金制度」を最大限活用して、優秀な林業担い手の育成・確保を図る。

[事業内容]

1. 新規就業支援研修実施への支援

事業主体が実施する林業への新規就業に必要な基礎的な技術習得のための長期集合研修に要する経費に対する補助。

2. 就業準備給付金支給への支援

事業主体が、林業就業に向け、研修において必要な知識の習得等を行う者（就業時

に 45 歳未満) に対して支給する「緑の青年就業準備給付金(年間 150 百万円/人)」の支給に要する経費に対する補助。

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)			22,050
(うち前年度繰越額)	—	—	(0)
実績額 (千円)	—	—	19,778
差異 (千円)			2,272
(うち翌年度繰越額)	—	—	(0)

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性 (申請、決定、交付手続、補助金額) ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ 補助事業の効果測定の適正性 ⑧ その他 ()
---------------	--

監査結果

当該事業は、新規就業支援研修の実施支援として、事業主体が実施する林業への新規就業に必要な基礎的な技術習得のための長期集合研修に必要な経費を補助している。また、就業準備給付金支給への支援として、事業主体が林業就業に向けた研修において、必要な知識の習得等を行う者(就業時に 45 歳未満)に対して支給する「緑の青年就業準備給付金(年間 150 百万円/人)」の支給に要する経費を補助する事業である。

その内、緑の青年就業準備給付金について確認を行ったが、手続等には問題がなく、事業完了後、研修終了後の報告も適切に行われていた。

指摘事項

意見

1. 雇用契約状況のモニタリングの必要性について

緑の青年就業準備給付金事業実施要領 第 2-3-(4)において、給付金の全額返還の要件として「研修終了後 1 年以内に原則 45 歳未満で林業分野への就業(林業事業者等で常用雇用の雇用契約を締結して労働することをいう)をしなかった場合」及び「林業分野への就業を給付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間継続しない場合。」が定めら

れている。

しかしながら、現在就労している受給者の中には、常用雇用の雇用契約に基づかない請負契約といった個人事業者の形態をとっている者も見受けられる。仮にこのまま正規雇用契約へと変更がなされなければ、全額返還を求める必要がある。

これに関して確認したところ、この先、研修終了後1年以内には正規雇用契約に変更される予定であり、補助金の返還対象とはならない見込みとのことである。

今後の受給者への働きかけと就労状況の適切な把握が期待される。

2. 就業状況の報告方法について

また緑の青年就業準備給付金事業実施要領によれば、「第2 事業の内容等 4 給付対象者の手続き (7) 研修終了後の報告等 ア就業状況報告：受給者は、研修終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就業状況報告（別紙様式第7号）を事業実施主体に提出する。」となっている。

これについて状況を確認したところ、就労状況報告書の中に従事日数が単に就労開始の日から、報告書作成時点までの期間（121日）が記入されているものが見受けられた。初年度は就労開始が4月であったため6月までの90日前後となるはずであるが、報告書作成までの期間で記載していることから、実際の就労日数よりも長い報告がなされている。

そもそも事業の目的からすれば、「期間」ではなく「実労働日数」を記載すべきものである。また、報告すべき就業状況についても、いつまでの期間を記載すべきか明確にしたうえで、適切な指導とチェック体制の構築が望まれる。

事業名	特用林産物施設化推進事業			
施策区分	森林を支える山村の復興			
事業目的	特用林産物の振興			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	森林局 林業振興課 特産樹芸班			

事業概要

[目的]

しいたけ・たけのこ等の特用林産物の生産を通じた振興対策（高品質化、低コスト化）を図るため、事業実施主体が実施する特用林産物の生産・加工施設の整備等に対して補助する。

[事業内容]

重点振興作目等の振興を目的として実施する下記施設整備に対する支援

- ・加工流通・衛生管理施設整備
- ・安定生産施設整備
- ・新規参入者に対するしいたけ種駒の購入

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	9,530	9,900	3,059
実績額 (千円)	9,463	9,701	2,999
差異 (千円)	67	199	60

監査要点

補助金・ 負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無
	② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性
	③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性
	④ 補助金交付手続の妥当性 (申請、決定、交付手続、補助金額)
	⑤ 実績報告の妥当性
	⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性
	⑦ 補助事業の効果測定 of 適正性
	⑧ その他 ()

監査結果

実施している事業のうち、椎茸乾燥機 (加工流通・衛生管理施設整備) に対する補助金について確認を行ったが、手続等に問題はなかった。

指摘事項

指摘

1. 非課税団体に対する消費税分の補助について

熊本県農林水産業振興補助金等交付要領の第6条3項及び第7条3項には、以下のよう規定されている。

<熊本県農林水産業振興補助金等交付要領>

第6条

(中略)

3 補助事業者等は補助金等の交付申請を行うに当たって、当該補助金等に係る仕入に関する消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申

請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

第7条

(中略)

3 知事は、第6条3項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額については、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする

原則として、消費税相当分に関しては補助対象から減額することになっている。

しかしながらA協議会に関しては、添付されていた見積書の日付は平成25年9月2日となっており、10月28日の交付申請時には消費税額を把握できていたにも関わらず、減額されておらず、消費税分も含んで補助金の予算額が計算されていた。また、補助金の確定時においても減額されないまま確定額が計算されていたことから、消費税分も含めたところで補助金が支給されていた。

このような取扱いがされたのは、A協議会が消費税の免税事業者と判断されたためであるが、免税事業者に関する消費税分の補助についての明確な定めはない。

免税事業者が事業主体の場合、仕入に伴って支払う消費税について消費税申告による税額控除ができないことから、消費税分も含めて補助対象としているのであれば理解できる。しかし、消費税分を補助対象にすることについて、明確な規定は確認できなかった。

今後、非課税事業者に対する消費税の取扱いに関する規定を明確にし、公平な取扱いをする必要がある。

意見

1. 補助金交付後のモニタリングについて

補助金により購入した資産については、熊本県補助金等交付規則及び補助金交付決定通知書の条件4に耐用年数期間中の目的外の使用等を原則禁止している。

<熊本県補助金等交付規則>

第21条 財産の処分の制限

(中略)

2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

<補助金交付決定通知書 条件4>

期間内に処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）しようとするときは、その旨を知事に届け出て、指示を受けるものとする。

しかしながら、平成23年度以前は特段積極的に保管状況の把握がなされておらず、あくまで事業主からの届出があつてからの対応となっている。そのため、事業主が届出の提出を失念した場合又は意図的に報告をしなかった場合、補助金の返還に該当する状況であってもこれを把握出来ず、放置される恐れがある。特に建物に関しては耐用年数が長く、汎用性も高いため、注意が必要だと考えられる。

平成24年度からは毎年「特用林産物生産者調査票」により、その後の生産実績と合わせて、主要設備の使用状況を確認している。これについては調査の最終期限を設けておらず、今後も毎年実施していく予定とのことである。

財産の耐用年数が経過するまでは、補助金の返還の可能性もあるため、この調査は今後も継続していき、施設の使用状況の把握に努めていくことが望まれる。

事業名	治山事業			
施策区分	多様で健全な森づくり			
事業目的	安心・安全な県土づくりの推進			
事業区分	<u>国庫事業</u>	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	<u>補助金・負担金事業</u>		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	森林局	森林保全課	治山班	

事業概要

[目的]

保安林の有する公益的機能を最大限に発揮させるため、荒廃林地及び荒廃の恐れが大きい林地に対して、治山施設を整備し、森林を維持造成することで県土を保全し、民生の安定に資する。

[事業内容]

1. 復旧治山（補助）

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあつて、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの、又はこれらの条件を満たし、低コスト工法や流域生態系保

全に資する新工法等の定着、普及を図り、効果的・効率的な治山対策の推進に資するもの（「治山先進技術実証」（平成 22 年度～平成 25 年度）として実施する継続箇所に限る）で次の各号の 1 に該当するもの

- (1) 1 級河川上流
- (2) 2 級河川上流
- (3) その他の河川又は地区で、次のアに該当するものを優先的に実施するものとし、イからエまでの各号の 1 に該当するもの（集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）

ア 既実施の災害関連緊急事業と同一の区域内で一体的に実施する必要があるもの

イ 市街地又は集落（人家 10 戸以上）の保護

ウ 主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）、港湾等をいう。）の保護

エ 農地（10ha 以上のもの（農地 5ha 以上 10ha 未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地 10ha 以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）に限る。）、ため池（貯水量 3 万 m³ 以上のものに限る。）、用排水施設（関係面積 100ha 以上のものに限る。）、漁場（受益戸数 20 以上のものに限る。）等の保護

（工事規模） 1 施行箇所の事業費、全体計画 7,000 万円以上

2. 水源森林再生対策（補助）

森林法第 25 条第 1 項に基づき農林水産大臣の指定する重要流域内の地域であって、次の 1 から 3 のいずれかと、4 から 6 のすべての条件を満たすもの。なお、平成 22 年度までに事業採択された水源流域広域保全及び水源流域地域保全の継続事業の取扱いについては、本事業により実施する。

- (1) 土砂の流入等が著しいダムに係る水源地域であって、森林面積がおおむね 3,000ha 以上であり、かつ、育成複層林への誘導・造成等の整備を必要とする森林面積がおおむね 100ha 以上の地域で実施するもの
- (2) 給水等の対象人家が 100 戸以上の集落等に係る水源地域であって、森林面積がおおむね 200ha 以上であり、かつ育成複層林への誘導・造成等の整備を必要とする森林面積がおおむね 50ha 以上の地域で実施するもの
- (3) 1 及び 2 以外の水源地域であって、森林面積がおおむね 1,000ha 以上であり、かつ育成複層林への誘導・造成等の整備を必要とする森林面積がおおむね 50ha 以上の地域で実施するもの
- (4) 当該地域の森林面積のおおむね 30%以上が森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）であるもの
- (5) 当該地域の山地荒廃率が 0.5%以上か、又は放置すれば 0.5%以上に移行するお

それがあるもの

(6) 全体計画の工事規模が1億5千万円以上のもの

3. 奥地保安林保全緊急対策(補助)

奥地水源林において天然現象等によって発生した荒廃地、荒廃森林等で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与える恐れがあつて、流域保全上重要なもので、次のすべてに該当するもの

(1) 1級河川又は2級河川上流に位置し、かつ事業対象地域の保安林面積がおおむね50ha以上であること

(2) 年度計画の工事規模が800万円以上

4. 予防治山(農山漁村地域整備交付金)

水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等を防止する事業

(1) 1級河川上流

(2) 2級河川上流

(3) その他の河川流域又は荒廃危険山地が存する地区で、次の各号の1に該当するもの(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る)

ア 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護

イ 主要公共施設(学校、官公署、病院、鉄道、道路(道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。)、港湾等をいう。)の保護

ウ 農地(10ha以上のもの(農地5ha以上10ha未満であつて当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるものを含む。))に限る。)、ため池(貯水量3万m³以上のものに限る。)、用排水施設(関係面積100ha以上のものに限る。)、漁場(受益戸数20以上のものに限る。)等の保護

(工事規模) 1 施行箇所の事業費

年度計画 山腹 800万円以上 溪流 1,500万円以上

法枠工等既存治山施設への津波防災機能の付加・向上 200万円以上

既存治山施設の老朽化対策 200万円以上

5. 林地荒廃防止(農山漁村地域整備交付金)

激甚災害により被災した地域または特殊土壌地域において、天然現象に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であつて、民生上放置しがたいもので、次の各号のいずれかに該当するもの。(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。)

(1) 人家5戸以上の保護

(2) 主要公共施設(学校、官公署、病院、鉄道、道路(道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。)、港湾等をいう。)の保護

(3) 農地 (10ha 以上のもの (農地 5ha 以上 10ha 未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地 10ha 以上の被害に相当するものと認められるものを含む。))に限る。)、ため池 (貯水量 3 万 m³以上のものに限る。)、用排水施設 (関係面積 100ha 以上のものに限る。)、漁場 (受益戸数 20 以上のものに限る。))等の保護
(工事規模) 1 箇所の事業費の年度計画が 400 万円以上

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	6,550,814	9,475,405	7,510,959
(うち前年度繰越額)	(2,268,537)	(2,280,906)	(5,781,089)
実績額 (千円)	4,084,852	3,627,319	4,417,156
差異 (千円)	2,465,962	5,848,086	3,093,803
(うち翌年度繰越額)	(2,280,906)	(5,781,089)	(2,149,101)

注：次年度に繰越した予算が多いのは、国の補正予算がついたことに伴うもので、県予算では 2 月に計上したものであり、全額繰越を前提にした事業であったためである。

監査要点

補助金・負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性 (申請、決定、交付手続、補助金額) ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ 補助事業の効果測定 of 適正性 ⑧ その他 ()
-----------	---

監査結果

上記事業のうち、復旧治山工事に関する書類についての確認を行った。概ね適正に処理はされていたが、工事請負業者に対する評定結果の通知において、以下のとおり改善を要すると思われる点がみられた。

指摘事項

指摘

1. しゅん工に係る評価結果通知のチェック体制について

復旧治山事業においては、基本的に工事ごとにその評価を点数化し、当該工事の請負者に対し、しゅん工に係る評定結果を通知することとされている。

「熊本県請負工事成績評定要領」及び「熊本県農林水産部工事成績評定実施要領」には以下の通り規定されている。

<熊本県請負工事成績評定要領>

(目的)

第1条 この要領は、熊本県農林水産部、土木部、地域振興局及び所属出先機関（以下「部局等」という。）が所管する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の請負金額が250万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、部局等の長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定表等の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、知事に工事成績評定表、工事成績採点表及び細目別評定点採点表（以下「評定表等」という。）を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 部局等の長は、評定者からしゅん工に係る評定表等の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、別に定めるところにより評定の結果を通知するものとする。

<熊本県農林水産部工事成績評定実施要領>

中略

(評定結果の作成)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定要領第7条に基づき「工事成績採点表」及び「細目別評定点採点表」により評定結果を採点し、その結果を「工事成績評定表」に記録するものとする、

2 評定者は、前項の規定により、評定結果を作成する場合には、「審査項目別運用表留意事項」、「施工プロセスチェックリスト」及び「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況調書」を考慮するものとする。

これら書類の中で、「土木工事成績採点表」及び「細目別評定点採点表」は「審査項目別運用表」を基に作成されるが、その評価内容が一致していないものが見受けられた。

これは一部修正前の審査項目別運用表が誤って、保管されていたからである。その後の書類は正しいものが添付されたことから、結果として上記採点表や通知に影響はなかったと考えられる。

しかし、閲覧した書類の各々には、確認の跡も残っていることから、確認作業が不十分であり、修正前の運用表が保管されていることを見逃したようである。

チェックが不十分な場合、誤った成績評価が通知されることにも繋がるため、チェック方法の見直しが必要であると考えます。

事業名	単県治山事業			
施策区分	多様で健全な森づくり			
事業目的	安心・安全な県土づくりの推進			
事業区分	国庫事業	<u>県単独事業</u>	雇用対策事業	新規事業
事業種別	<u>補助金・負担金事業</u>		貸付事業	委託事業
	その他（ ）			
担当課名	森林局	森林保全課	治山班	

事業概要

[目的]

国庫補助事業の対象とならない、保安林等に係る荒廃地の復旧・予防、治山施設の保護及び維持に係る事業並びに現年に発生した保安林等の林地の災害復旧、治山施設及び当該施設の隣接の災害復旧に関する事業を実施するとともに、保安林の区域以外の森林で自然災害の復旧・予防に関する事業を実施する市町村に対し補助を行い、公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生の安定を図る。

[事業内容]

1. 単県治山事業（県営）

(1) 単独治山事業

保安林等に係る荒廃地の復旧、荒廃の予防、治山施設及び治山施設の維持管理上必要な施設の保護及び維持

(2) 自然災害復旧事業

異常な天然現象により現年に発生した保安林等の災害復旧、治山施設及び当該施設の隣接林地の災害復旧

(3) 森林保全施設管理整備事業

県が実施した落石防止施設の機能回復及び落石防止施設周辺区域の整備

(4) 治山調査

治山事業実施予定地区及び保安林指定に係る調査

2. 単県治山事業（市町村営）

(1) 単独補助治山事業

保安林等の区域以外であって、民生安定の見地から必要と認められる荒廃地の復

旧及び荒廃の予防 (2) 自然災害復旧事業 保安林等の区域以外であって、異常な天然現象により現年に発生した自然災害復旧

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	97,199	357,636	162,783
(うち前年度繰越額)	(8,650)	(0)	(29,795)
実績額 (千円)	92,338	283,541	147,685
差異 (千円)	4,861	74,095	15,098
(うち翌年度繰越額)	(0)	(29,795)	(3,134)

監査要点

補助金・負担金事業	① 補助対象事業の公益性の有無 ② 補助対象事業と交付団体独自事業との区分の明確性 ③ 補助対象事業の選定基準の明確性・適正性 ④ 補助金交付手続の妥当性 (申請、決定、交付手続、補助金額) ⑤ 実績報告の妥当性 ⑥ 補助事業の実績確認、補助事業者への指導・監督の適正性 ⑦ 補助事業の効果測定 of 適正性 ⑧ その他 (会計処理の妥当性、資産管理の適切性)
-----------	---

監査結果

森林保全施設管理整備事業における落石防止柵の鋼材塗替工事について確認を行ったが、入札や手続等には問題がなかった。しかし、落石防止柵の所有権に関して契約書に明確な記載がなく、所有権の所在が不明確となっていた。



指摘事項

意見

1. 落石防止柵の所有権について

落石防止柵の所有権について、落石防止柵の設置にあたり土地所有者との間で取り交わされる書類の中に明確な定めがない。少なくとも土地所有者においては自身が施設の所有者である認識はないと考えられる。

落石防止柵が設置されている土地の所有者は基本的に県ではなく、一個人であり、そこを県が無償使用の上で、落石防止柵を設置している。これについては、土地使用承諾書が取り交わされており、その中で以下のような事柄が定められている。

1. 事業実施及び工作物の設置に関する土地の使用を承諾します。
2. 使用料は、無償とします。
3. 事業の実施行為並びに事業完了後の施設の維持管理行為について拒んだり、妨げとなるような行為はしません。
4. 所有権、地上権、その他土地に付随する権利を売却又は譲渡する場合は、前各号を買受人又は譲渡人に承諾させます。

ここで、落石防止柵の設置はもとより、維持管理やその費用負担についても県が行っていることから、その所有者は県であるという考え方がある。その場合、特別法による定めがない限り、県として資産登録が必要であり、貸借対照表に有形固定資産として計上していく必要がある。

しかし現状は、工事請負費（物件費）として支出年度の経費として計上しているのみで、資産計上されていない。

民法の242条（不動産の付合）によれば、「不動産の所有者は、その不動産に従として符合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。」とある。ここで「従として符合した」とは、「不動産に付着して、これを分離復旧させることが事実上不可能となるか、または社会経済上著しく不利益な程度に至ること」とされている。よって落石防止柵が土地に付随し分離ができないものであるならば所有権は、土地所有者であると解される。

しかし、土地所有者からすれば、公共の利益のために落石防止柵の設置に協力したに過ぎず、所有権の取得までは期待していないものとする。むしろ、所有権を取得することで、事故等の発生によるリスク負担の可能性が生じるのであれば、土地所有者の意思に反する結果となる。

落石防止柵の設置に協力をした土地所有者がリスクを負担することがないようにするには、落石防止柵の所有権は熊本県に帰属するようにすべきである。

今後、落石防止柵所有権の熊本県への帰属を明確にすべきであり、土地使用承諾書或いは別の文書にて所有権の帰属を明記する必要があると考える。

2. 治山台帳の記載について

治山台帳には、改廃、補修等のほか、記載事項に異動がある場合は、その都度整理することとされている。施設の経過（点検整備状況）についても記載する必要があるが、記載が要求される明確な期限がないため、設置から年が経過した施設について確実にそれがなされているかには疑念が生じた。

また金額に関しても、記載要領には千円単位と定められているが、円単位で記載されているものも見受けられ、記載内容の不備が存在した。

今後は慎重に記載することが望まれるとともに、適切なチェック体制の構築が望まれる。

事業名	水産基盤ストックマネジメント事業			
施策区分	流通改革を通じた売れる県産水産物づくり			
事業目的	漁港・漁業施設の整備			
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 国庫事業	<input type="checkbox"/> 県単独事業	<input type="checkbox"/> 雇用対策事業	<input type="checkbox"/> 新規事業
事業種別	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金・負担金事業		<input type="checkbox"/> 貸付事業	<input checked="" type="checkbox"/> 委託事業
	その他（ ）			
担当課名	水産局	漁港漁場整備課	漁港班	

事業概要

<p>[目的]</p> <p>より効率的で効果的な施設の更新を行うため、施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施し、その結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法（維持管理計画を含む）を定めた機能保全計画を策定するとともに、当該計画に基づく施設の保全工事を実施するものであり、外郭施設や係留施設といった漁港施設や増殖場などの漁場施設が対象となっている。</p> <p>[事業内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 漁港施設、漁場施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画の策定（施設の機能診断を含む）及び保全工事を実施する 2. 事業対象施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港施設：外郭施設、係留施設、輸送施設（道路、橋）、漁港施設用地（用地護岸、人工地盤に限る） ・ 漁場施設：増殖場（消波施設、中間育成施設に限る）、養殖場（消波施設、区画施設に限る）

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	240, 831	523, 415	806, 165
(うち前年度繰越額)	(69, 507)	(80, 716)	(339, 336)
実績額 (千円)	155, 380	151, 420	443, 180
差異 (千円)	85, 451	371, 995	362, 985
(うち翌年度繰越額)	(80, 716)	(339, 366)	(353, 594)

監査要点

委託事業	① 委託事業に関する事務手続の法令・要綱への準拠性 (選定、契約)
	② 委託事業の選定方法の妥当性 (一般競争入札、指名競争入札、随意契約等)
	③ 実績報告の妥当性
	④ 実績確認、受託事業者への指導・監督の適正性
	⑤ 委託事業の効果測定 of 適正性
	⑥ その他 ()

監査結果

水産庁の公表している資料によれば、漁港施設 (外郭施設及び係留施設) は昭和 25 年 (漁港法制定) から平成 17 年までに累計延長約 5, 000 k m、整備総額 10 兆円を上回る規模に達している。

しかし、既存の漁港施設は、高度経済成長期に建設されたものが多く、今後耐用年数の経過により更新時期を迎えるものが増加することが予想される。漁港施設は、昭和 35 年頃から整備が増加し、昭和 55 年頃にピークを迎え、平成 2 年頃から減少傾向にある。これに伴って、漁港施設の更新は、平成 12 年頃から増加し始め、平成 42 年頃にピークを迎えるとのことである。水産庁の試算によれば、平成 22 から平成 41 年の年平均更新費用の推定額が年度予算額に占める比率は、熊本県で 1. 76% となっており、全国的には高くはないが、九州管内では佐賀県に次いで 2 番目に高い比率となっている。

水産庁では、平成 20 年度に「水産基盤ストックマネジメント事業」を創設し、管理を体系的に捉えた計画的な取り組みによって、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図っているところであり、熊本県もこの方針に従って当該事業を実施している。

当該事業は熊本県が事業主体となっているが、国庫の負担割合が 50% (離島を除く) となっている。保全工事については請負契約として発注されており、定められた基準に基づいて入札等の方法により発注先が決められている。

平成 25 年度秋に、同日で 4 件の案件が開札されている。工事の概要は下記に示すとおりである。工事内容は異なるものの、工事場所や予定価格等ほぼ似たような案件である。いずれの案件も平成 24 年度補正予算によるもので、指名競争入札 (電子入札) によっている。

工事概要

工事 1	工事名	A漁港（その 1）工事
	開札日時	平成 25 年×月△日 09 時 30 分
	予定価格	28,300 千円
	最低制限価格	25,120 千円
工事 2	工事名	A漁港（その 2）工事
	開札日時	平成 25 年×月△日 09 時 10 分
	予定価格	24,400 千円
	最低制限価格	21,562 千円
工事 3	工事名	B漁港（その 1）工事
	開札日時	平成 25 年×月△日 09 時 39 分
	予定価格	29,510 千円
	最低制限価格	26,286 千円
工事 4	工事名	B漁港（その 2）工事
	開札日時	平成 25 年×月△日 10 時 49 分
	予定価格	38,900 千円
	最低制限価格	34,489 千円

A漁港とB漁港は同一振興局管内に存在している。指名業者としての条件を満たす業者も限られており、全て同一振興局管内の業者が指名されていた。

また、今回指名を受けた業者の半数以上は、その他の複数の入札案件でも指名を受けていた。

4件の案件での開札状況は以下の通りとなっている。

開札結果状況					(単位：千円)
業者名	工事1	工事2	工事3	工事4	応札件数
A社	落 27,700	24,050		38,730	3
B社	27,850	落 23,960	29,250		3
C社	27,880				1
D社	27,900	24,000		38,700	3
E社	27,940				1
F社	28,000		29,150	落 38,500	3
G社	28,050		29,180	38,650	3
H社	28,100		29,400		2
I社	28,200		落 29,100	38,600	3
J社		24,100			1
K社		24,150			1
L社		24,180	29,450	38,850	3
M社		24,200	29,200	38,800	3
N社		24,200			1
O社		24,230	29,300		2
P社		24,250		38,650	2
Q社			29,200	38,750	2
R社			29,350		1
S社				38,800	1
入札社数	9社	10社	10社	10社	
落札率	97.8%	98.1%	98.6%	98.9%	

上記の開札結果の状況から、以下のような事実が認められる。

- ・ A漁港及びB漁港は同一振興局管内であり、指名された業者も同一振興局管内の業者となっている。
- ・ 落札したA、B、F、Iの業者は、それぞれ3件の工事について指名を受けている。
- ・ 予定価格超過、最低制限価格未満の業者がない。
- ・ 入札金額が予定価格に近似しており、バラつきが少ない。
- ・ 4つの案件は同日の午前中に開札されているが、いずれも落札率が97.8%以上となっており、比較的高い落札率となっている。

指摘事項

意見

1. 入札業務に関するモニタリング体制について

熊本県においては、入札及び契約事務の適正な執行を図るために熊本県入札監視委員会が設けられており定期的な監視が行なわれている。熊本県談合情報処理要領が定められ、談合情報を入手した場合の手続きも定められている。また、個々の案件について落札者には工事内訳書の提出を求めその内容を確認することで、落札金額が適切なものとなっているかの確認を行っており、明らかに不正が行われていると想定される事象に

関しては有効な手段であると考えられる。

監査結果に記載した内容は客観的な事実というだけであり、それぞれの事象は一般的に発生しうるものとする。平成25年以降は政権交代によるアベノミクス効果や消費税増税の駆け込み需要などの影響で資材や人件費が高騰し落札率が高止まりしていることや、入札業者の積算技術の高度化・精緻化により応札金額が近似している傾向が見受けられるようになってきている。個々の入札案件では、監査結果に記載したような事実が発生することも想定することはできる。

しかし、比較的近い範囲における複数の発注案件において、指名業者も複数重複して指名されている状況にあつては、上記のような事実が重複してみられる場合には、全体としては違和感を覚える場合もある。そのような案件に関して何ら対策を講じていないことは問題があると思われる。

一定金額の幅をもって入札されている場合、他の地区から参加している業者を除き入札金額が近似している場合等の客観的な基準を設け、ヒアリングの実施、誓約書の入手などの対応をし、業者へ不正防止の啓蒙と牽制をすべきであると考えられる。

事業名	単県漁港改良事業			
施策区分	流通改革を通じた売れる県産水産物づくり			
事業目的	漁港・漁場施設の整備			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他 ()			
担当課名	水産局 漁港漁場整備課 漁港班 天草広域本部 農林水産部 漁港課			

事業概要

[目的]

国庫補助事業整備の採択基準に適合しない小規模で局部的な漁港漁場施設及び海岸施設の整備を行なうことにより、施設の機能向上を図る。

[事業内容]

物揚場、護岸、防波堤、舗装、植栽、車止め、航路標識防舷材、浮棧橋、浮棧橋渡橋、照明灯、ゴムタラップ、魚礁、増殖場等及びこれに付随する施設の新設及び改良

予算実績推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
予算額 (千円)	61,077	80,318	99,106
(うち前年度繰越額)	(7,077)	(18,918)	(34,106)
実績額 (千円)	42,159	43,212	54,909
差異 (千円)	18,918	37,106	44,197
(うち翌年度繰越額)	(18,918)	(34,106)	(41,716)

監査要点

委託事業	①	委託事業に関する事務手続の法令・要綱への準拠性 (選定、契約)
	②	委託事業の選定方法の妥当性 (一般競争入札、指名競争入札、随意契約等)
	③	実績報告の妥当性
	④	実績確認、受託事業者への指導・監督の適正性
	⑤	委託事業の効果測定の適正性
	⑥	その他 ()

監査結果

国庫補助事業の採択基準に該当しない漁港漁場施設や海岸施設の整備を対象としている事業である。

小規模で局所的な整備を行なうもので新設及び破損や老朽化等で機能が不十分な施設を新たに最新の設計基準で整備改良することにより、漁業活動の効率化や利便性、安全性の向上など漁業就労環境が改善され生産性が高まるものとされている。

物揚場や護岸、防波堤、魚礁など広く対象となっている。

前年度に、県管理漁港の位置する市町へのヒアリングや要望により対象となる漁港や設備、予算額などが決定されて、取りまとめられている。

実際には緊急度や重要度により予算作成時とは異なる対象施設が施行されることもあるが、予算額の範囲内で収まっている。

指摘事項

意見

1. 事業の効果測定について

天草広域本部で聞き取り調査を行なったところ、補助対象となった施設の新設及び改良を行なったことによる定数的な効果の測定までは行なわれていなかった。

当事業の目的は、施設を新設又は改修をするだけでなく、そのことにより利便性や安全性、生産性が向上することを期待されているものである。確かに小規模の事業も多く、定数的な効果測定は困難な場合が多いと思われる。

しかし、当該事業を実施した意義を外部に説明するためにも、事業全体としての効果

の測定は必要であると考え。補正予算の影響もあるが、直近3年間の予算額は増加傾向にある。熊本県として重要な事業と捉えるのであれば、定数的な評価の手法の導入を検討すべきである。

天草広域本部では、事業完了後に行われる概要説明の際に、意見や要望のヒアリングを実施しており、協議メモ等にその内容が記載されている。また、年度末には事業の処理状況について「単県事業処理状況一覧表」を作成しており、非常に整理された資料となっていた。このような資料を有効活用することで、事業全体の効果測定ができるのではないかと考える。

事業名	全国豊かな海づくり大会開催事業			
施策区分	持続的な漁業生産を支える漁場環境と生産体制の強化			
事業目的	栽培漁業・資源管理型漁業の推進			
事業区分	国庫事業	県単独事業	雇用対策事業	新規事業
事業種別	補助金・負担金事業		貸付事業	委託事業
	その他（直営事業）			
担当課名	水産局 全国豊かな海づくり大会推進課 (既に同課は大会終了後に廃止済みである)			

事業概要

<p>[目的]</p> <p>平成25年10月26日(土)・27日(日)に熊本市、水俣市及び天草市を会場に「第33回全国豊かな海づくり大会 ～くまもと～」を開催する。</p> <p>[事業概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会の運営 ・大会の運営 ・大会の広報・宣伝 ・大会開催のための連絡調整等
--

予算実績推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算額(千円)	7,381	40,452	310,374
実績額(千円)	6,080	39,354	307,187
差異(千円)	1,301	1,098	3,187

監査要点

委託事業	① 委託事業に関する事務手続の法令・要綱への準拠性（選定、契約）
	② 委託事業の選定方法の妥当性（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）
	③ 実績報告の妥当性
	④ 実績確認、受託事業者への指導・監督の適正性
	⑤ 委託事業の効果測定の適正性
	⑥ その他（ ）

監査結果

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持培養と海の環境保全に対する意識を高めるとともに、水産業に対する認識を深め、水産業の振興に資するために行われるイベントである。第33回大会が平成25年10月26日（土）・27日（日）に熊本市、水俣市及び天草市の3会場で開催された。

<全国豊かな海づくり大会>

全国豊かな海づくり大会は、魚食国である日本人の食卓に、安全で美味しい水産食料を届けるために、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、明日のわが国漁業の振興と発展をはかることを目的として、天皇皇后両陛下ご臨席のもとに都道府県ごとに昭和56年に第1回が大分県で開催されて以来、毎年各地で開催されています。

近年、産業発展によって国民の生活水準は向上しましたが、これに伴って沿岸域の環境は悪化し、また、一方で、獲り過ぎとも相まって、水産資源は減少傾向にあり、資源回復は国民的課題となりつつあります。この対策として漁業関係者は幼稚魚放流を中心とする栽培漁業の推進や、海岸域の清掃、植樹運動など、さまざまな取り組みをとおして、水産資源の維持培養をはかるための運動を展開しております。

	開催年月日	開催場所
第1回	昭和56年9月29日	大分県鶴見町漁港
第2回	昭和57年7月27日	兵庫県香住町漁港
第3回	昭和58年7月17日	和歌山県串本町串本漁港
第4回	昭和59年10月6日	三重県浜島町浜島港
第5回	昭和60年9月9日	北海道湧別登栄床漁港
第6回	昭和61年10月6日	福井県小浜市小浜漁港
第7回	昭和62年7月19日	鹿児島県枕崎市枕崎漁港
第8回	昭和63年10月23日	茨城県大洗町 大洗町漁港
第9回	平成元年9月10日	広島県安浦町グリーンピア安浦

第10回	平成2年7月22日	青森県三沢市三沢漁港
第11回	平成3年10月27日	愛知県南知多町豊浜漁港
第12回	平成4年11月8日	千葉県勝浦市守谷海岸
第13回	平成5年11月7日	愛媛県伊予市森漁港
第14回	平成6年11月20日	山口県長門市仙崎漁港
第15回	平成7年11月12日	宮崎県日南市油津漁港
第16回	平成8年9月16日	石川県珠州市蛸島漁港
第17回	平成9年10月5日	岩手県大槌町大槌漁港
第18回	平成10年11月15日	徳島県鳴門市ウチノ海総合公園
第19回	平成11年10月3日	福島県相馬市松川浦漁港
第20回	平成12年10月1日	京都府網野町八丁浜
第21回	平成13年10月28日	静岡県焼津市焼津漁港
第22回	平成14年11月17日	長崎県佐世保市アルカス西海パールシーリゾート
第23回	平成15年10月5日	島根県浜田市浜田漁港
第24回	平成16年10月3日	香川県高松市サンポート高松
第25回	平成17年11月20日	神奈川県横浜市みなとみらい21
第26回	平成18年10月29日	佐賀県佐賀市、唐津市、東与賀町
第27回	平成19年11月11日	滋賀県大津市びわ湖ホール大津港
第28回	平成20年9月7日	新潟県新潟市朱鷺メッセ
第29回	平成21年10月31日	中央大会国立大学法人東京海洋大学
第30回	平成22年6月13日	岐阜県関市文化会館長良河川畔
第31回	平成23年10月30日	鳥取県鳥取とりぎん文化会館鳥取港西浜地区
第32回	平成24年11月18日	沖縄県糸満市
第33回	平成25年10月27日	熊本県熊本市、水俣市、天草市
第34回	平成26年11月16日	奈良県吉野郡大淀町、川上村
第35回	平成27年	富山県射水市
第36回	平成28年	山形県

(公益社団法人 全国豊かな海づくり推進協会 ホームページより)

<第33回「全国豊かな海づくり大会～くまもと～」 大会概要>

項目	内容
大会名称	第33回全国豊かな海づくり大会～くまもと～
主催	豊かな海づくり大会推進委員会 第33回全国豊かな海づくり大会熊本県実行委員会
後援	農林水産省、環境省
開催日	平成25年10月26日(土)、27日(日)
開催場所	熊本県熊本市、水俣市、天草市 【式典行事】熊本県立劇場(熊本市) 【海上歓迎・放流行事】エコパーク水俣(水俣市)

	<p>【放流行事】熊本港（熊本市）、牛深漁港（天草市）</p> <p>【関連行事】熊本市中心市街地桜町・花畑町一帯及び各放流行事会場周辺</p> <p>【歓迎レセプション】ホテル日航熊本（熊本市）</p> <p>【絵画・習字優秀作品御覧】ホテル日航熊本（熊本市）</p>
参加人数	のべ 70,011 人
大会テーマ	「育もう 生命（いのち）かがやく 故郷（ふるさと）の海」
大会 PR キャラクター	「くまモン」
基本理念	有明海、八代海、天草灘で営まれている本県の特徴ある水産業の魅力と水俣の海の再生を情報発信するとともに、豊かな海を育む取組みを推進する。
基本方針	<p>(1) 活力ある水産業づくり</p> <p>(2) 自然環境の保全と再生した水俣の海の情報発信</p> <p>(3) くまもとの魅力発信</p> <p>(4) 熊本ならではの心のこもった大会</p>



総事業予算の大半を占める大会実施運営業務の委託契約（設計金額 201,792 千円）については、本来であれば総合評価による一般競争入札によるべき案件である。

しかし、以下の理由により実施計画策定を行なった企業体と随意契約により締結されていた。

(1) 時間的制約

複数の会場で難易度の高い業務運営を行なうこと。そのためには、同企業体は実施計画策定を行ない、実施計画及び現場の状況を熟知していること。

(2) 企画内容の実現

本県大会の企画内容の重要な部分の交渉等を同企業体の人脈を活用して行っており、同企業体なくしては企画の実現が困難である。県内出演者との交渉にも関与しており、出演に向けて円滑かつ確実な調整等ができるのは同企業体のみである。

指摘事項

意見

1. 随意契約方式の妥当性について

大会実施運營業務委託契約の随意契約の理由として、同業務は大会実施計画を策定した企業体しか実施できないかのような理由となっている。(1)の時間的制約については、大会実施計画策定時点から判明していることである。また、(2)の企画内容の実現についても、同企業体でなければ実現できないような企画であれば、大会の計画と実施運営を区分すべきであったのかが疑問となる。

土木工事などでは、設計と施行を分けて業者を選定することはよく見受けられる。これは、土木工事に関しては業界として業務の分業化が進んでいることもあげられるが、設計についてはその内容が重視され、施行については実行金額や品質が重視されることから区分されているものと考えられる。

今回の大会は物理的に離れた3会場での開催で、前例のない大会であったことから、あらかじめ実施計画を定めた上で大会運営に必要な業務内容の検討を進める必要があった。このため、実施運營業務の委託契約予算は具体的な実施計画策定後でなければ見当がたたず、予算計上が困難であった。さらに、大会準備は数年前から開始されており、計画を策定する年度と、大会の準備を実際に行なう事業年度が異なっていたことから、予算の都合もあり、計画業務と実施運營業務とを分けて業者選定が行なわれることとなった。

しかし、そもそも計画業務と実施運營業務を分けて契約することが妥当であったか検討が必要である。両業務を同じ業者に担当させる必要がある点は、監査人側も同意するが、そうであるならば両業務を一つの業務として契約することも考えられる。

今回は実施運營業務を随意契約とし同一業者と契約することでリスクは回避されたが、両契約を一般競争入札にした場合、企画業務と実施業務を異なる事業者が落札するリスクが存在する。過去、熊本市上下水道局においては、水道料金徴収システムの開発において、システムのデザインをした業者と、実際にプログラムを作成する業者が異なる結果となったことから、システムの完成が大幅に遅延する問題が発生している。

また、このような多額の契約金額の事業は政府調達協定の対象となり、「随意契約の事由等を限定すること（特例政令第10条：令第167条の2第1項、第4項の特例）」とされていることから、随意契約を適用することには慎重であるべきと考える。

今後、同様の複数年度にわたるような大規模なイベントを実施するような場合には、予算確保などの手続上の問題で計画業務と実施運営業務を分けて契約するということにとられることなく、どのような契約方法を採用することが最も全体のバランスが取れるのか、新たな視点に立った契約業務の検討が望まれる。

2. 契約段階におけるコスト面の考慮について

前年の平成 24 年度に大会実施計画の策定が行なわれており、その際にはプロポーザル方式により委託企業が選定されている。提案内容が重視されるべき案件であり、この選定方法に特段問題はない。

しかし、提案内容の中には大会実施に係る概算費用も含まれているが、その金額は大会実施計画の選定においては「予算額を超えていないこと」を確認する程度にとどまっております。選定において重要視されていない。

その後、同企業との実施運営業務の随意契約にあたって設計書を入手しており、その金額は 198,643 千円となっている。最終的に予算実行額は 201,792 千円となっており、実施計画策定当初に参考として提示された概算費用 160,187 千円より 41,605 千円増加していた。この大会は関係自治体や有識者等による委員会方式で運営されており、実施内容や予算額についてはこの委員会の中で検討・承認されたものであり、手続上問題となるものではない。

随意契約の理由にある、企画の実施が企画を策定した業者でなければ実行不可能であるという点に関しては、企画業務を入札にかける段階からこのことは想定されていたはずである。そうであるならば、実施計画の業者選定をする段階で大会を実施運営するのに必要な費用についても、実施計画策定業務の業者選定の段階でより重要視されるべきであったと考える。上記 1. でも記載したとおり、今後、どのような契約方法を採用することが最も全体のバランスが取れるのか、新たな視点に立った契約業務の検討が望まれる。